

EUにおける移民を対象とした公共図書館サービス

—社会的統合と生涯学習政策の観点から—

筑波大学

図書館情報メディア研究科

2014年3月

萬波 幸

目次

1	序論	1
1.1	研究の背景と目的	1
1.2	EU の概要	2
1.2.1	EU の歴史	2
1.2.2	EU 主要機関	5
1.3	研究方法と対象	7
1.4	先行研究	8
1.5	用語の定義	10
1.5.1	多文化サービス	10
1.5.2	社会的統合	12
1.5.3	移民・マイノリティ	13
2	EU と生涯学習政策	15
2.1	EU 生涯学習政策	15
2.1.1	EU の生涯学習政策の変遷	15
2.1.2	生涯学習政策と「教育・視聴覚・文化に関する行政執行機関」	19
2.2	成人教育分野の政策「グルントヴィ」	20
3	教育分野における移民の社会的統合政策	26
3.1	EU が掲げる移民の統合政策の理念	26
3.1.1	移民の統合政策に関するこれまでの動き	26
3.1.2	「統合のためのハンドブック (Handbook on Integration)」	35
3.1.3	統合へ向けた支援活動	36
3.2	生涯学習政策と移民の社会的統合	37
3.2.1	EU における移民の教育に関する議論	37
3.2.2	生涯学習と社会的統合	39
4	統合政策における図書館活動の実践例	42
4.1	EU の資金提供	42
4.1.1	欧州委員会の諸機関の資金提供	42
4.1.2	需給の要件	44
4.2	複数国参加のプロジェクト	44
4.2.1	「言語カフェ (Language Café)」	44
4.2.2	「語られなかった物語 (Untold Stories: Learning with Digital Stories)」	46
4.1.3	「ストーリーテリング (Story Telling)」	48
4.2	単館での活動実践	49
4.2.1	「コミュニティセンター・ゲレロプ (Community Centre Gellerup)」	49
4.2.2	「ワールド・イン・ヴェステルボッテン (The World in County Västerbotten)」	53

4.2.3	「開かれた図書館 (Biblioteca Abierta)」	55
4.2.4	「ダブリン市立図書館プロジェクト」	57
4.2.5	「言語図書館 (language library)」	59
5	事例研究— 「すべての人のための図書館」	62
5.1	「すべての人のための図書館 (Library for All)」 の概要	62
5.1.1	ビスコプスゴーデン図書館 (Biskopsgårdens bibliotek, スウェーデン)	62
5.1.2	プラハ市立図書館 (Městská knihovna v Praze, チェコ)	64
5.1.3	フランクフルト市立図書館 (Stadtbücherei Frankfurt am Main, ドイツ)	69
5.1.4	ゲツィス図書館 (Götzis bibliothek, オーストリア) ・ルステナウ図書館 (Lustenauer bibliothek, オーストリア)	73
5.2	「すべての人のための図書館」 参加図書館を対象としたフィールドワーク	76
5.2.1	フランクフルト市立図書館ガルス分館 (ドイツ)	77
5.2.2	プラハ市立図書館 (チェコ)	80
6	結論	84
6.1	生涯学習政策と図書館活動	84
6.2	共通基本原則と図書館活動	86
	おわりに	91
	謝辞	93
	参考文献一覧	94

表目次

表 1-1	欧州統合の歴史	3
表 2-1	第 1 次計画における SOCRATES の活動内容	16
表 2-2	第 3 次計画の構造	19
表 2-3	活動リスト	21
表 3-1	CBP 1：移民と住民の双方向プロセス	29
表 3-2	CBP 2：基本的な価値観の尊重	29
表 3-3	CBP 3：雇用対策	29
表 3-4	CBP 4：受け入れ社会の言語、歴史、制度の基本的な知識の習得	30
表 3-5	CBP 5：教育政策	31
表 3-6	CBP 6：移民の公的・私的財産、公共サービス、公共機関へのアクセス	31
表 3-7	CBP 7：移民と加盟国市民の間での頻繁な相互交流	31
表 3-8	CBP 8：多様な文化や宗教の保証、保護	32
表 3-9	CBP 9：地方レベルにおける移民の民主的社会と統合政策への参加の促進	32
表 3-10	CBP 10：他の政策および政府や公共サービスのレベルにおける統合の要素	33
表 3-11	CBP 11：政策の調整、統合の進捗状況の評価、情報交換のための目標の開発、指標、評価の仕組みの整備	33
表 4-1	資金提供元専門機関と補助金の種類	42
表 5-1	ブラハ市立図書館統計	65
表 5-2	プロジェクト開始とともに導入されたゲツィス図書館における各言語の蔵書数	75
表 6-1	共通基本原則 CBP の 11 項目	86

図目次

図 1-1	EU の主要機関関係図	7
図 3-1	EU における移民の統合政策の変遷	26
図 3-2	「統合ウェブサイト」のトップページ	36
図 4-1	「言語カフェ」のウェブサイトのトップページ	44
図 4-2	「コミュニティセンター・ゲレロプ」の参加機関	52
図 5-1	プロジェクトの担当者シューマン氏とマジックキューブ	72
図 5-2	プロジェクトの担当者シューマン氏と読み聞かせイベントで用いた絵本と小道具	73
図 5-3	ガルス分館外観	77
図 5-4	ブラハ市立図書館外観	79
図 6-1	CBP と公共図書館サービスの関係図	90

1 序論

1.1 研究の背景と目的

近年、グローバル化により人々の国境を越えた移動が活発になっている中で、日本にも多くの移民が居住するようになってきている。グローバル社会の中で、様々な背景を持つ人々がどのように共生していくかが問われている。母国を離れて暮らす人々にとって、その地での生活に慣れること、教育や雇用の機会を得ることは非常に重要なことである。さらに、マジョリティの人々と同様に自らが属する地域社会に積極的に参加していくことも必要である。

情報化社会の中で、人々が生活していくためにはマジョリティ、マイノリティを問わずあらゆる情報の取得が重要になってくる。地域単位で存在する公共図書館は情報提供の場としての役割を担っている。移民が公共図書館システムを気軽に利用できる環境を整え、地域社会への参加の機会を提供することが、これからの公共図書館にとって大きな課題である。そのために、これまで以上に公共図書館同士の連携や情報交換が必要である。

現在欧州連合（European Union、以下EU）では、これまでも移民の社会参加についての議論のなかで教育の重要性が指摘されてきた。EUの政策執行機関である欧州委員会の下部組織で、教育分野の政策執行を担う「教育・視聴覚・文化に関する行政執行機関（The Education, Audiovisual and Culture Executive Agency）」は、2010年に「European Strategy for Multicultural Education」¹という報告書を発表し、その中で「公共図書館は、EU域内において地方自治体レベルで運営されており、市民の学習とコミュニケーションの場としてアクセスしやすい施設を目指すという共通の目的を有している」とし、移民の「社会的統合にとって公共図書館の役割は重要である」²と記述されている。移民の社会的統合へ向けた政策を推進していく上で公共図書館が担う役割への期待がうかがえる。

EUが抱える移民問題は、1950年代から1960年代の戦後復興期に、労働力不足を補うために海外から労働力を受け入れたことが契機として挙げられる。その後1970年代初頭の石油危機による景気後退などが要因となり、移民労働者の積極的な受け入れ政策はなくなったが、家族の呼び寄せや低賃金労働における外国人雇用の固定化、さらにヨーロッパ域外からの難民の受け入れの増加により、移民人口は増え続けた。加盟国内で文化摩擦や貧困、治安への不安といった「問題」が浮上したことから、言語能力や近代ヨーロッパ的価値観への理解向上、職業訓練による経済的機会の均等化を軸とする移民の、社会への「統合」が課題とされるようになった³。

EUは、政策執行機関である欧州委員会において、移民の社会的統合を重要な課題として位置づけ、1990年における欧州委員会専門家報告書⁴を出発点として、これまでに移民の社会的統合に関する報告書を出している。なかでも、移民の教育の重要性については継続して言及されている。EUの加盟国は、各国によって違いはあるものの、他の加盟国から、あるいはEU圏外の地域から様々な文化的背景を持つ人々を受け入れている。そのなかで移民を受け入れ先の社会に「統合」するためには、移住先の言語、情報収集のためのスキルの

習得などの教育、さらに移民の子どもに対しては、移住先の言語と母語の教育が重要であると指摘されている⁵。

欧州委員会の教育分野の政策執行委員会である教育・視聴覚・文化執行機関は、生涯学習政策として「生涯学習プログラム (Lifelong Learning Programmes)」を掲げており、1995年から現在に至るまで3段階の期間にわたって推進されてきた。これは、個人がその生涯のすべての段階において学ぶチャンスを追求することを目的としている。生涯学習プログラムは多様な教育と訓練の計画を統合する包括的なプログラムである。生涯学習プログラムの内容では、移民を含むマイノリティの人々への教育、訓練政策も重視されている。この政策のもとに行われる様々なプロジェクトはすべて複数の国家が連携して行うことが条件となっている。

本研究は、EUのような政治、経済、文化、社会といった分野であらゆる形で連携を組む共同体が、その加盟国が共通して抱える移民の「社会的統合」に向けてどのように連携し、政策を打つのか、また移民政策の要の一つである教育分野において、公共図書館はどのような形で貢献できるのか、実際にどのような図書館サービスを展開しているのか、そしてEUの政策は公共図書館のサービスに対してどのような効果をもたらすのかを明らかにすることを目的とする。

1.2 EUの概要

本節では、本研究の対象であるEUの概要を説明する。

1.2.1 EUの歴史⁶

欧州統合は、第一次世界大戦と第二次世界大戦の反省が大きな原動力となって、現在のEUへと進展していった。18世紀後半の産業革命以降、イギリスは機械による飛躍的な工業生産力の増大によって自由貿易を発展させ、「世界の工場」として世界各国に影響を与えた。ヨーロッパでは各国間の争いが繰り返され、二度の世界大戦が勃発し、さらには、第二次世界大戦後に米ソ両大国のイデオロギーの闘争にヨーロッパも巻き込まれることになる。社会主義体制の東ヨーロッパ、資本主義体制の西ヨーロッパに二分され、20世紀末まで冷戦が続いた。イギリスの首相チャーチルによる「ヨーロッパ合衆国」の構想の演説をきっかけとして、ヨーロッパ統合へ向けた動きが見られるようになる。

1947年、欧州復興計画である「マーシャル・プラン」がアメリカより発表され、これを受諾した西欧諸国による欧州経済協力機構 (Organization for European Economic Cooperation : OEEC) が設立する。1950年には、フランス、ドイツ、イタリア、ベネルクス3国によって、ドイツ、フランス国境地帯の石炭、石油の共同化を目指す欧州石炭鉄鋼共同体 (European Coal and Steel Community : ECSC) が発足する。次いで、1958年に欧州経済共同体 (European Economic Community : EEC)、欧州原子力共同体 (European Atomic Energy Community : EAEC) が発足する。1965年に3つの共同体の執行機関の合併条約が調印され、

1967年に ECSC の最高機関、EEC と EAEC の委員会が統一され欧州共同体 (European Community : EC) 委員会となり、理事会も EC 理事会に統合される。

1990年、ダブリンで開かれた臨時欧州理事会において、EC はそれまでの経済分野、特に共同市場の完成に重点を置いた組織から、より普遍的な人権問題、外交・安全保障など、より対象領域を広げ、欧州統合をさらに深化させる組織への変化の必要性があげられた。そして、1993年、欧州連合 (EU) が発足する。

加盟国は EC が発足してから現在に至るまで段階を経て増加し、2013年のクロアチアの加盟をもって、28カ国となった。表 1-1 は欧州統合の歴史を示した年表である。

表 1-1 欧州統合の歴史

年月日	主要事項
1946年9月19日	ウィンストン・チャーチル、チャーリッヒでヨーロッパ合衆国構想を提唱
1950年5月9日	フランスのロベール・シューマン外相、欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC) の創設を提唱
1951年4月18日	ベルギー、ドイツ連邦共和国、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダの6カ国、ECSC 設立条約 (パリ条約) に調印
1953年2月10日	石炭、鉄鉱石、鉄スクラップの共同市場創設
1953年5月1日	鉄鋼の共同市場創設
1955年6月1-2日	欧州経済共同体 (EEC) および欧州原子力共同体 (EAEC) の創設を決定
1957年3月25日	EEC 設立条約 (第1ローマ条約) および EAEC 設立条約 (第2ローマ条約) 調印。調印国は ECSC 加盟6カ国
1965年4月8日	欧州3共同体 (ECSC、EEC、EAEC) の理事会および執行機関を統合する条約 (ブリュッセル条約) に調印
1967年7月1日	ブリュッセル条約発効により、単一閣僚理事会、単一委員会 (EC 委員会) 発足。以後3共同体は欧州共同体 (EC) と総称される。
1973年1月1日	デンマーク、アイルランド、英国が加盟し、EC は正式に9カ国に拡大。共通通商政策に関して、EC に単独の権限が認められる
1981年1月1日	ギリシアが10番目の加盟国に
1986年1月1日	スペインとポルトガルが加盟、加盟国は12カ国に
1986年2月17日、28日	単一欧州議定書、加盟12カ国政府により調印
1987年7月1日	単一欧州議定書発効
1989年12月19日	EC と EFTA 加盟国の間で協力強化、欧州経済領域 (EEA) 創設に向けた交渉開始

1990年6月19日	第二次シェンゲン協定、ルクセンブルグで調印
1990年10月3日	ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国の間のドイツ統一に関する条約発効。5州が新たにECに加入
1991年3月29日	シェンゲン協定加盟国とポーランド、査証の廃止で合意、1991年4月8日から発効
1991年6月25日	スペインとポルトガル、シェンゲン協定に参加
1991年12月9-10日	マーストリヒト欧州理事会、欧州連合条約草案に合意
1992年2月7日	欧州連合条約（マーストリヒト条約）調印
1993年1月1日	単一市場始動
1993年11月1日	欧州連合条約（マーストリヒト条約）発効により欧州連合（The European Union=EU）創設
1993年12月10-11日	ブリュッセル欧州理事会の主要議題としてEUの経済情勢が討議される。ドロール委員長が、成長、競争力、雇用に関する白書を提出
1995年1月1日	オーストリア、フィンランド、スウェーデンがEUに加盟
1996年3月29日	マーストリヒト条約を改正する政府間会議がトリノで正式に開幕。司法・内務問題、市民寄りの政策、公開性、機構の有効性の改善、外交における意思決定の構造についての提案が12カ月以内になされることになる
1997年6月16日、17日	政府間会議、アムステルダムでの首脳会議で新欧州連合条約（アムステルダム条約）に合意
1997年10月2日	アムステルダム条約調印
1998年3月12日	EU加盟国と加盟申請11カ国による欧州協議会、英国を議長国としてロンドンで開催
1998年3月31日	チェコ、エストニア、キプロス、ハンガリー、ポーランドおよびスロヴェニアとのEU加盟交渉を開始。
1999年1月1日	欧州単一通貨、ユーロが誕生
1999年5月1日	アムステルダム条約発効
2001年1月1日	ギリシア、12番目のユーロ参加国となる
2002年1月1日	ユーロ紙幣・硬貨の流通開始
2002年2月28日	各国通貨とユーロの併用期間が終了。以降、ユーロが参加EU加盟国唯一の法定通貨となる
2003年2月1日	ニース条約発効
2004年5月1日	チェコ、エストニア、キプロス、ラトヴィア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロヴェニア、スロヴァキア

	が EU に加盟
2004 年 10 月 29 日	欧州憲法制定条約調印
2005 年 4 月 25 日	ブルガリアとルーマニア、EU 加盟条約調印
2005 年 10 月 3 日	トルコ、クロアチアとの EU 加盟交渉開始
2007 年 1 月 1 日	スロヴェニアが 13 番目のユーロ参加国となる。ブルガリアとルーマニアが EU に加盟、加盟国数が 27 になる。
2007 年 12 月 13 日	リスボン条約調印
2007 年 12 月 21 日	エストニア、チェコ、リトアニア、ハンガリー、ラトヴィア、マルタ、ポーランド、スロヴァキア、スロヴェニアの 9 カ国が新たにシェンゲン圏に加わる
2008 年 1 月 1 日	キプロス、マルタのユーロ導入をもって、ユーロ圏は 15 カ国に拡大
2008 年 12 月 10 日	スウェーデン、リスボン条約を批准。批准国の数は 25 となる
2009 年 1 月 1 日	スロヴァキアのユーロ導入をもって、ユーロ圏は 16 カ国に拡大
2009 年 12 月 1 日	リスボン条約の発効
2011 年 1 月 1 日	エストニアのユーロ導入をもって、ユーロ圏は 17 カ国に拡大
2013 年 7 月 1 日	クロアチアが EU に加盟、加盟国数が 28 になる。

典拠：駐日欧州連合代表部ウェブサイトに基づき筆者作成

<http://www.euinjapan.jp/union/development/history/>（参照 2013-12-10）

1.2.2 EU 主要機関

EU の制度について主要機関の役割から説明する。

(1) 欧州理事会 (European Council) ⁷

欧州理事会は、EU 各国首脳、欧州理事会議長及び欧州委員会委員長により構成され、通常年 4 回開催される。欧州連合の発展に必要な原動力を与え、一般的政治指針を策定する重要な役割を担う。

(2) EU 理事会 (EU Council) ⁸

EU 各国の閣僚級代表により構成される EU の主たる決定機関であり、外務理事会、総務理事会、経済・財政理事会など分野ごとに開催される。理事会は、欧州委員会および欧州議会とともに EU の主要な立法機関である。政策決定の過程で、欧州委員会が提案した超国家的、つまり EU 全体としての利益が反映された原案に対して、各加盟国の独自の国益を調整し、加盟国レベルの利益を EU の政策に盛り込む役割を担う。理事会は欧州委員会の提案に対する修正権および最終決定権を有する。

(3) 欧州委員会 (European Commission) ⁹

各種の政策、法案および仮予算案の提案を行い、閣僚理事会の議決を経た後にそれらを執行する役割を担う。欧州委員会の各委員は、加盟国間で相互承認することにより任命される。委員には独立性が要請され、5 ヶ年の任期で任命され、再任も認められる。欧州委員会には、共同体諸条約の守護者としての役割があり、条約およびその派生法の適用を監視する任務がある。また、共同市場の維持のために、共同体の各種基金を管理すること、提案・勧告、意見の提出、第3国または他の国際機構との対外関係を維持し、共同体の外交代表部として国際協定の締結交渉を行うことが役割としてあげられる。欧州委員会には調査権があり、EU諸条約とその派生法の適用に問題があることをつきとめた場合、加盟国、共同体の諸機関、自然人¹⁰、法人に対して注意を喚起し、過料を課し、欧州裁判所に提訴することができる。

(4) 欧州議会 (European Parliament) ¹¹

特定分野の立法における理事会との共同決定権、EU 予算の承認権、新任欧州委員の一括承認権等を有する。各国を一つの選挙区とする直接選挙に選出されるが、定員は各国の人口に配慮し配分、選挙方式は国により異なる。図 1-1 は EU の主要機関の関係を表したものである。

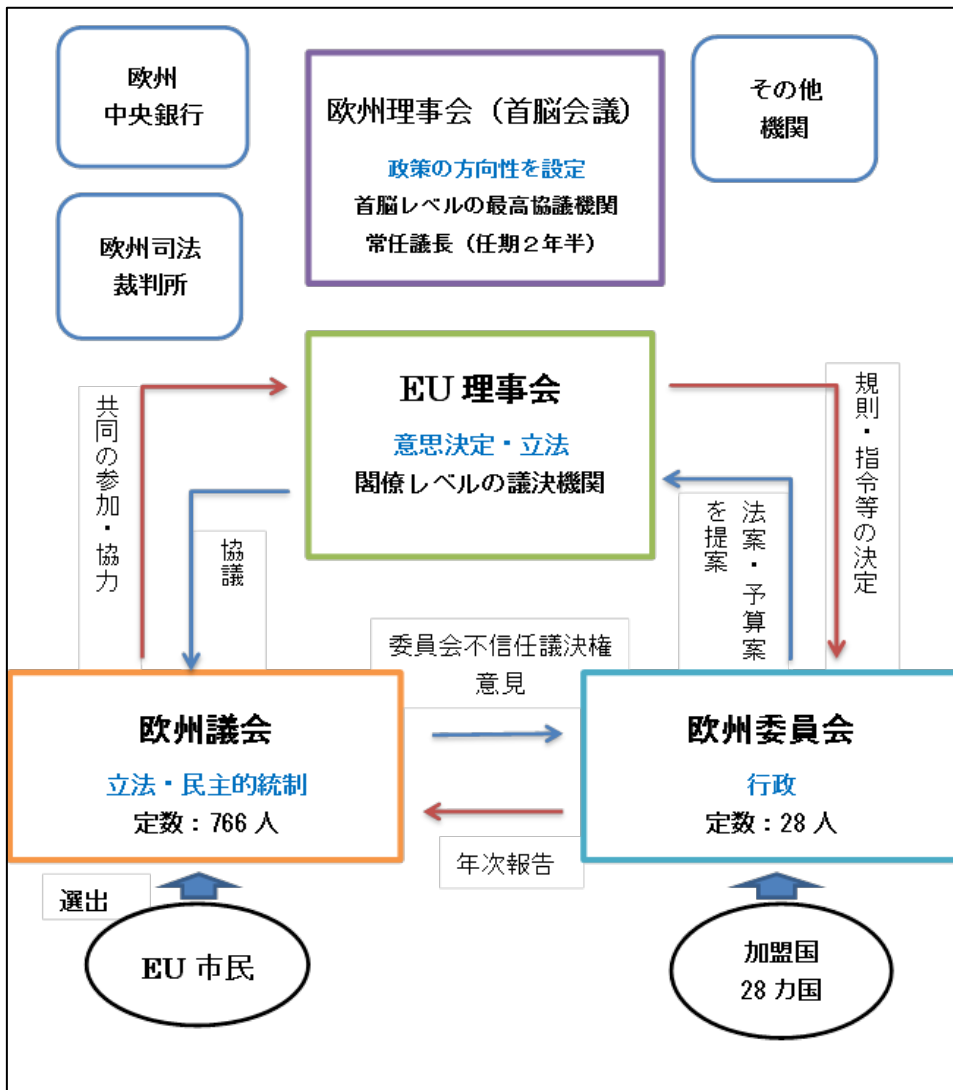


図 1-1 EU の主要機関関係図

典拠：外務省ウェブサイトに基づき筆者作成

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/wakaru/topics/vol53/index.html> (参照 2013-12-10)

1.3 研究方法と対象

本研究では、文献調査とフィールドワークを採用する。

研究対象として、まず EU における移民の教育政策について考察するために、生涯学習政策の全体像を明らかにする。次に EU の移民の統合政策と公共図書館における移民を対象としたサービスの実践の関連性を見出すため、EU が加盟国における移民の統合問題をどのようにとらえ政策を行っているのかを調査し、政策の一環で行われた公共図書館におけるプロジェクトの実践例を分析する。

文献調査では、EU の生涯学習政策、移民の統合政策について EU の報告書を中心にまとめる。さらに、EU の政策の一環で行われた公共図書館における優良実践については EU のウェブサイトから選出し、関連する報告書をもとに内容を明らかにする。

フィールドワークでは、EU から資金提供を受けて移民向けのプロジェクトを行った公共図書館を実際に訪問し、図書館員へのインタビューを通してプロジェクト当時の状況や、その後の継続性について明らかにする。

1.4 先行研究

本研究の先行研究として、以下の 3 つを挙げる。

(1) 柿内真紀、園山大祐. “EU の教育政策”. 教育政策と政策評価を問う. 日本教育政策学会, 2005, p. 93-101.

柿内と園山は、EU の教育政策の動向をめぐる概要と現状を見ることによって、EU の教育政策の方向性を検討している。EU の教育政策については、統計データを含めて多言語でウェブサイトに公開されており、情報量は膨大である。柿内と園山は、教育・訓練政策のうち、2000 年から 2006 年までの第 2 次計画に焦点を当てて EU の報告書を中心にまとめている。第 2 次計画の詳しい内容については、3 章で述べる。

また、EU の教育政策の転換点として、2003 年にポルトガルのリスボンで開かれた、欧州理事会において掲げられた戦略を挙げている。戦略の方向性としては欧州理会的拘束を伴い、持続可能な経済成長を可能にし得る、知識経済・社会への移行である。そこで、知識社会へ向けて教育・訓練の役割が前面に打ち出されることになった。その中には生涯学習の普及も盛り込まれた。

この戦略を受けて、2001 年に「Education & Training」という作業プログラムが決定され、2010 年のゴールを目指して教育・訓練の具体的な 3 つの目標が定められた。その 3 つの目標とは、①EU における教育・訓練の質と効果の向上、②すべての人が教育・訓練システムにアクセスできるようにすること、③教育・訓練システムをより広い世界に向けて開くこと、である。

結びとして、柿内と園山は EU の教育政策の存在がより大きくなっていることを指摘し、EU の統合が着実に進展し、人の移動、経済的な結束が強まっていることによって教育の互換性が求められていると主張する。加えて、柿内は、取り上げた具体的な政策はすべて EU 統合へ向かった政策であることに対して、批判的に捉えている。特に危惧される点として、柿内は EU 圏内の教育政策の統一化を挙げ、グローバル化、効率化を求めての急速な共通化は、各国あるいは地域の伝統といかに調和していくかという議論も生み出しているとは指摘する。

さらに、柿内は、障害者の統合教育、移民子弟教育、あるいは少数言語教育などの課題がそれまで周辺に追いやられてきた点も言及している。

(2) 坂口緑. “現代ヨーロッパの生涯学習政策—欧州連合・「グルントヴィ」計画・多文化主義” 日本生涯教育学会年報, 日本生涯教育学会, 2012, 第33巻, p215-232.

EUが1990年代半ばから現在まで、20年ほどかけて確立してきた戦略的な生涯学習政策の背景を明らかにするものである。坂口は、EUの生涯学習政策を牽引する要素として、知識基盤型社会の実現のためのグローバリゼーション／就労能力という経済的な価値に基づく目標と、多様性における統合を実現するためのアクティブ・シティズンシップ¹²という政治的価値に基づく目標の二つを挙げている。加盟国を拡大し、経済圏としてのヨーロッパを際立たせる方針を推進してきたEUは、景気の変動、政治的な抗争が、政策にも影響を及ぼしていると指摘する。さらに坂口は、ヨーロッパが地方、中央、欧州連合の三層にわたる統治体制を維持しながら、政策を形成し実施するという実践に取り組み、OECDやUNESCOと並び、教育政策に関する新しい見解と言語を創りだす中心地であるとしている。

1990年代から現在に至るまで、生涯学習政策についてその変遷を欧州委員会の報告書を中心に検討している。坂口は、リスボン戦略に次ぐ「欧州2020」¹³という2020年までの目標を掲げた成長戦略についてまとめている。

坂口はEUの生涯学習政策の中でも、成人教育分野の政策である「グルントヴィ(Grundtvig)」計画¹⁴の実例を題材にして、政策内容が実際のプログラムの中でどのように反映されているかを検討している。生涯学習政策には、成長戦略を裏付ける知識基盤社会を形成するための人材育成という側面と加盟国の増加にともないヨーロッパ内での人口流動性が高まり、数多くの亡命者や難民、移民が流入する多文化社会の中の「多様性における統合」を実現しようとする側面が同居している。成人が主な対象となる「グルントヴィ」計画では、二つ目の側面である現在進行中のヨーロッパ社会の多文化主義という課題に向き合うことが求められると指摘する。

ヨーロッパにおける多文化主義は、欧州連合や各国政府、地方自治体など統制する側から見ると、「統合」をめぐる政治問題である。マイノリティ側からではなく、いわばマジョリティ側が異なる属性を持つ人々とどのように共存していくかという「統合」の理論があるとし、排斥主義を誘発した経験から、上からの「統合」ではなく「双方向」の「統合」を目指し、国を超えた協力活動、成人教育関係者の研修やネットワークづくりを実現しようとする「グルントヴィ」計画は非常に重要な役割を果たしているとする。

(3) 吉田正純. “EU生涯学習政策とアクティブ・シティズンシップ—成人教育グルントヴィ計画を中心に”. 生涯教育・図書館情報学研究, 京都大学, 2009, vol. 8, p47-58.

EUの生涯学習政策の成人教育分野の「グルントヴィ」¹⁵に焦点を当て、生涯学習政策全体における成人教育の位置づけについて検討している。吉田は、「グルントヴィ」計画がこれまでのEUの生涯学習政策の中でどのような位置づけで捉えられ、どのように発展してきたのかをEUの報告書などをもとに明らかにし、単なる成人教育部門を超えて、社会的不利益

層¹⁶の包摂と参加を進めるうえで、大きな役割を担っていると分析する。また、生涯学習政策の柱の一つである「アクティブ・シティズンシップ」についても分析している。EUの第2次ソクラテス計画期開始の直前¹⁷の1998年に出された文章「Learning for Active Citizenship¹⁸」のなかで、アクティブ・シティズンシップは、「自己決定的な参加のスキルを獲得・更新し、社会的な目的・意味に取り組むことを経験するための、認知・感情・経験レベルでの、構造化された機会を人々に提供するような、批判的随伴のプロセス」と定義されており、その前提となる現状の認識として、「成人の多くは参加と関与の機会へのアクセスや、情報・スキル・自信が不足している」¹⁹ことが指摘されているとする。その一方で「ノンフォーマル教育・学習、特に市民活動に関わる文脈に、認知的・感情的・実地的な学習が内包されている」²⁰ことから、成人教育分野の役割が注目されていくことになると述べている。

結びとして、EUの「生涯学習プログラム（2007-2013）」²¹における「グルントヴィ」計画は、単に成人教育部門であるだけでなく、ヨーロッパの新たな市民像の形成という側面で、鍵となる役割を担っていると主張している。そして、その核心は社会的排除や人種主義と対決し、すべての市民の能動的参加を目指す「アクティブ・シティズンシップ」の学習にあると述べる。そのなかで吉田は、「グルントヴィ」計画が市民参加・インクルージョン・異文化間対話といった課題に深くコミットし、独自の位置を持つととらえ、国際的な成人教育においても「アクティブ・シティズンシップ」教育への新たな挑戦の一つであり、従来の「国連／国家」の枠組みを越えた地域的な「草の根」ネットワーク形成としても極めてユニークな実践を目指していると考察している。

1.5 用語の定義

先行研究などについて述べる前に、本研究において使用する重要な用語についてその概念を整理しておく。

1.5.1 多文化サービス

『図書館情報学用語辞典 第3版』によれば、多文化サービスは以下のように定義されている²²。

図書館の利用者集団の文化的多様性を反映させたサービス。主たる対象としては、移民、移住労働者、先住民などの、民族的、言語的、文化的少数者（マイノリティ住民）がまず第一義的に挙げられる。外国語（もしくはマイノリティ言語）コレクションの構築及び提供がサービスの中心であるが、図書館員の研修、マイノリティ住民の職員採用、各国語の利用案内や館内掲示の作成、図書館協力、PR等も含まれる。多文化サービスのための資料としては、外国語資料にとどまらず、マイノリティ住民がそ

の地域の主要語の学ぶための資料、異文化相互理解のための資料等も不可欠なものとしてそろえる必要がある。

上記のように、図書館の多文化サービスはマイノリティを「主たる」対象とする。しかし、マジョリティ（多数派）、マイノリティを問わず、すべての住民が互いに民族的・言語的・文化的相違を理解し合うために、資料や情報を提供することも、多文化サービスの範囲に含まれる。

この点に関して、国際図書館連盟（International Federation of Library Associations and Institutions:以下、IFLA）の多文化社会図書館サービス分科会は、多文化サービスの意義について、以下のように述べている²³。

多文化サービスはすべての図書館利用者に対する多文化情報の提供、および、これまで十分なサービスを受けてこなかった民族的・文化的集団を特に対象とした図書館サービスの提供、という 2 つの要素を含んでいる。私たちは、少数民族集団が主に多文化サービスの恩恵を受けると考えがちである。なぜならこのような少数民族集団は、民族的・文化的背景が社会の主流と異なっており、彼らのニーズは全くか、あるいは、わずかしか表明されないからである。多文化サービスは、平等な図書館情報サービスを保証するものである。しかし、多文化とは、社会全体の多様な構成にかかわる状態をさすものだから、その社会全体が、「多文化サービス」の恩恵を受けるべきである。従って、多文化サービスを提供する別の側面は、利用者全体のためになる多文化情報の提供である。地域社会に住む人々は、それぞれ互いの文化、言語、社会への貢献、価値観などを学ぶことができ、その結果、理解や対話が増すことになる。

IFLAは、多文化社会において、これまで十分なサービスを受けてこなかった集団として、①移民のマイノリティ、②保護を求めている人、③移住労働者、④ナショナル・マイノリティの四者を挙げている。①の移民マイノリティには、受け入れ国社会の言語や文化を保持している永住者が含まれる。②の保護を求めている人には難民や短期滞在許可資格の住民が該当する。また、③の移住労働者には臨時的移住労働者とその扶養家族が含まれる。彼らは、永住する予定のない移民で、法的地位は臨時的居住者である。④のナショナル・マイノリティは、長年にわたり、マジョリティ集団からはっきりと識別される異なった民族的・言語的・文化的アイデンティティを持つ集団、あるいは昔からの定住者集団を指す。上記の四者には、特別な配慮、例えば彼らが望む言語やメディアによる情報提供が必要であるとされている²⁴。

また、多文化サービスについては、1994年に採択された「ユネスコ公共図書館宣言」の「公共図書館」の節の中では以下のように表されている²⁵。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、例えば言語上の少数グループ（マイノリティ）、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

上述のように、多文化サービスは、多様化する社会全体を対象とする幅広いサービスであると言える。本研究では、IFLA が多文化サービスの対象として特に重視する、①移民のマイノリティ、②保護を求めている人、③移住労働者、④ナショナル・マイノリティの4つの集団に対するサービスに焦点を当てて論じる。

1.5.2 社会的統合

社会的統合（social integration）という表現は、EUの移民政策に関する報告書でしばしば用いられる表現である。その対象を限定しない場合は「統合（integration）」のみで用いられ、移民を対象にする場合には「migration integration」といったように使われる。菅井によると、社会的統合政策とは「外国人がある国に住む際には、受け入れ国民と同程度の社会的、経済的な接触を持ち、社会に貢献できる形の参加を推奨する政策」である²⁶。integrationと同様の意味で使用される、社会的包摂（social inclusion）とその対義語として社会的排除（social exclusion）について、欧州委員会は以下のように定義している。

社会的包摂(social inclusion)

社会的包摂とは、貧困や社会的排除のリスクを負う者が経済的、社会的で文化的な生活に十分に参加し、社会生活を営むにあたり標準的な生活や福祉を享受できるように、機会や必要な資源の確実な増加を計るプロセスである。社会的包摂は生活に影響を与える決定に対する十分な参画と、基本的な権利へのアクセスを保障するものである²⁷。

社会的排除(social exclusion)

社会的排除とは、ある個人が貧困によって、あるいは基本的な能力や生涯学習の機会の不足によって、または差別の結果として、社会の隅に押しやられ、参加の機会を阻まれてしまうプロセスである。こうした疎外は仕事、収入や教育の機会、そして同様に社会やコミュニティのネットワークや活動からの隔絶を生み出す。疎外された人々は政策決定機関へのアクセスが殆んどないために、しばしば無力感を持ち、日々の生活に影響を与える決定を行うことができないという思いを抱いている²⁸。

本研究では、欧州委員会の定義する社会的包摂と同様の意味で社会的統合という表現を用いることにする。

1.5.3 移民・マイノリティ

石川、渋谷は、ヨーロッパにおけるマイノリティを2つのカテゴリーに分けられるとする。一つは、1945年以前から居住していたマイノリティで、宗教、言語、国家への帰属、生活様式など様々な区分の様式により「他者化されてきた集団」である。もう一つのカテゴリーは、第二次世界大戦後に流入した移民や難民で、戦後復興期を中心とした労働力の移動、冷戦を背景とした亡命、地域紛争などで生じた難民など、さまざまな様態で流入した人々が含まれる²⁹。本研究では、この両者を対象として扱う。「移民」、「マイノリティ」は、いずれも排他的ではなく、本研究ではマイノリティの一部として移民という用語を用いる。

¹ “European Strategy for Multicultural Education progress report”. Library for All. 2009, p.3.

http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/Public_report_ESME.pdf (2013-06-13 参照)

² 前掲 1, p. 3. (2013-06-13 参照)

³ 石川真作, 新海英史. “EUにおける共通移民政策とEU市民権”. 周縁から照射するEU社会. 世界思想社, 2012, p22.

⁴ “Policies on Immigration and the Social Integration of Migrants in the European Community”. Commission of the European Communities. Brussels, 1990, p21-24.

http://aei.pitt.edu/1261/1/immigration_policy_SEC_90_1813.pdf (2013-06-13 参照)

⁵ “Communication on Immigration, Integration, and Employment”. Commission of the European Communities. Brussels, 2003, p20.

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2003:0336:FIN:EN:PDF> (2013-06-13 参照)

⁶ 辰巳浅嗣. EU—欧州統合の現在. 第2版, 創元社, 2007, p. 14-41.

⁷ 前掲 6, p.44-52.

⁸ “欧州連合”. 外務省. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html> (参照 2012-12-09)

⁹ 前掲 6, p.63-64.

¹⁰ 『法律用語辞典』によると、「権利義務の主体である個人。法人に対する語」。法令用語研究会編. “自然人”. 法律用語辞典. 第4版, 有斐閣, 2012, 1208p.

<http://www.jkn21.com/body/display/> (参照 2013-12-12)

¹¹ “欧州連合”. 外務省. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/data.html> (参照 2013-12-10)

¹² アクティブ・シティズンシップについては第1章第3節の吉田(2010)の先行研究紹介参照。

¹³ 「危機からの脱出を図り、欧州連合(EU)の経済が今後の10年に備えられるようにするための戦略」で、「EUおよび各加盟国のレベルでの具体的な行動を通じて取り組むべき主な成長促進課題を提示」している。賢い成長(知識の育成、イノベーション、教育、デジタル社会)、持続可能な成長(競争力を強化しつつ生産の資源効率を高める)、そして、包摂的成長(労働市場への参加促進、技能の取得、貧困対策)の3つの課題があげられた。

-
- “「欧州 2020」：欧州委員会、欧州の新しい経済戦略を提案”。駐日欧州連合代表部。
2010-03-03. <http://www.euinjapan.jp/media/news/news2010/20100303/110000/> (参照
2013-12-12)
- 14 詳しくは第 2 章で述べる。
- 15 詳しくは本稿 2.2 成人教育分野の政策 Grundtvig (「グルントヴィ」) で述べる。
- 16 ここでは、失業者、受刑者、高齢者、障害者のことを指す。
- 17 第二次ソクラテス計画の期間は 2000 年～2005 年。
- 18 “LEARNING FOR ACTIVE CITIZENSHIP”. European Commission.
http://ec.europa.eu/education/archive/citizen/citiz_en.html (参照 2013-04-18)
- 19 吉田正純. “EU 生涯学習政策とアクティブ・シティズンシップ—成人教育「グルントヴィ」
計画を中心に”. 生涯教育・図書館情報学研究, 京都大学, 2009, vol.8, p.53.
- 20 前掲 19, p.53.
- 21 詳しくは本稿第 2 章で述べる。
- 22 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. “多文化サービス”. 図書館情報学用語辞典,
第 3 版, 丸善出版, 2007, p.148.
- 23 “多文化サービスの意義”. IFLA 多文化社会図書館サービス分科会.
<http://archive.ifla.org/VII/s32/pub/s32Raison-jp.pdf>, (参照 2013-04-18)
- 24 “多文化コミュニティ 図書館サービスのためのガイドライン 第 3 版”. 国際図書館連盟
多文化社会図書館サービス分科会.
[http://www.ifla.org/files/assets/library-services-to-multicultural-populations/publication
s/multicultural-communities-ja.pdf](http://www.ifla.org/files/assets/library-services-to-multicultural-populations/publications/multicultural-communities-ja.pdf) (参照 2013-04-20)
- 25 “ユネスコ公共図書館宣言”. 日本図書館協会.
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/yunesuko.htm> (参照 2013-04-18)
- 26 “社会的統合政策に基づく異文化間教育導入の課題”. 異文化コミュニケーション研究,
神田外語大学. http://www.kuis.ac.jp/icci/publications/kiyo/pdfs/15/15_01.pdf (参照
2013-04-29)
- 27 “Joint report by the Commission and the Council on social inclusion”. Council of the
European Union. Brussels, 2004-03-05, p. 8.
[http://ec.europa.eu/employment_social/soc-prot/soc-incl/final_joint_inclusion_report_20
03_en.pdf](http://ec.europa.eu/employment_social/soc-prot/soc-incl/final_joint_inclusion_report_2003_en.pdf) (参照 2013-14-18)
- 28 前掲 27, p.8.(参照 2013-14-18)
- 29 石川真作, 渋谷努. “ヨーロッパにおける移民・マイノリティとシティズンシップ”. 周
縁から照射する EU 社会. 世界思想社, 2012, p.4.

2 EU と生涯学習政策

本章では、移民の社会的統合の重要な要素の一つである教育分野の中でも、EU の生涯学習政策の概要を明らかにする。

2.1 EU 生涯学習政策

本節では、EU の生涯学習政策の変遷を示した上で、生涯学習政策の執行機関の役割を分析し、EU の教育政策の全体像を明らかにする。

2.1.1 EU の生涯学習政策の変遷

EU の教育と職業訓練の分野におけるプログラムの最も重要なものとして、生涯学習プログラムがある。これは、個人がその生涯のすべての段階において学ぶチャンスを追求することを目的としている。生涯学習プログラムは多様な教育と訓練の計画を統合する包括的なプログラムである。

これまでの生涯学習プログラムに関する計画を、発展の過程にそってまとめる。

(1) 第1次計画(1995～1999年)

1995年にスタートしたこの計画は、普通教育に関するプログラムである「ソクラテス(SOCRATES)」と、職業訓練の分野のプログラムである「レオナルド・ダ・ヴィンチ(「LEONARDO da VINCI」)」の2つを軸としている。

「ソクラテス」の基本理念は生涯学習の促進と、「知のヨーロッパ(a Europe of knowledge)」³⁰の構築への援助である。「ソクラテス」は1995年に5か年計画としてスタートした。当時のEU加盟国15か国³¹と、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーが参加した。目的³²としては、第1に加盟国の文化遺産に寄与しながらヨーロッパ市民意識を高めるための「ヨーロッパ・ディメンション教育」³³の開発を進めること、特にEU圏内でも低頻度使用言語であり、教えられることの少ない言語に対する知識の質の向上とその量的増加を探ること、第2にEU圏内の連帯意識と相互理解を深めること、第3にインターカルチュラル・エデュケーション³⁴を普及させること、第4に各教育段階の学校間における協力を広げ、深めることを促進することにより、スタッフの能力を向上させ、教授法を改善させること、第5に教員の能力の質の向上と「ヨーロッパ・ディメンション」の研究を協議するための教員の移動の支援をすること、第6に「ヨーロッパ・ディメンション教育」を強化するためにほかの加盟国への学生の短期的な留学を支援すること、第7に「ヨーロッパ・ディメンション教育」を通してEU諸国の生徒同士の交流を深めるのを助けること、があげられる。

内容としては、高等教育の分野で行われる「エラスムス(ERASMUS)」、初・中等教育分野の「コメニウス(COMENIUS)」、すべての教育段階を対象として行われる言語に関する「リ

ングア (LINGUA)」の3つの分野に分かれている³⁵。表 2-1 は各分野の対象と活動内容を表したものである。

表 2-1 第 1 次計画における「ソクラテス」の活動内容

	対象	活動
「エラスムス」	高等教育	ヨーロッパ・ディメンションの普及、学生の移動と財政援助の奨励
「コメニウス」	初・中等教育	学校間交流促進、移民の子どもの教育、移動労働者、ロマの教育、インターカルチュラル・エデュケーション、教員とその他の教育関係者の継続教育
「リングア」	全教育段階（成人も含む）	共同体内の言語能力の向上、現職教員養成への相互交流、海外教育、海外研修（新規教員養成）、言語教授法、語学クラスの生徒間の交流、遠隔教育と「開かれた教育」（Open Learning）の普及、経験と情報の交換、教育政策に関する共通問題、情報交換（Eurydice）、「アリオン（ARION）」（教育制度の相互理解の促進）、「ナリック（NARIC）」（各国の学術資格の許可情報ネットワーク）、他（成人教育、補完的な機関）

典拠：園山大祐（1996）p190、表 1 に基づき筆者作成

園山大祐「EU（ヨーロッパ連合）にみる「ヨーロッパ・ディメンション教育」—SOCRATESの現状と「ヨーロッパ・ディメンション教育」の意味」、『九州教育学会研究紀要』九州教育学会、1996年、p. 190.

「レオナルド・ダ・ヴィンチ」の目的は、第 1 に若者を中心とした労働者の技術・能力の向上のため、職業訓練における質の向上、訓練機会の拡大、技術革新や経済構造の変容に対応した訓練への適応能力の養成へ力を入れること、第 2 に職業訓練機関、大学、企業との連携における競争力の向上、新職種への対応である。労働市場への参入に最も不利益を被る社会層や障害者、男女雇用機会均等のための訓練機会などに特別な配慮が必要であるとされる³⁶。

(2) 第 2 次計画（2000～2006 年）

第2次計画は、第1次計画「ソクラテス」、「レオナルド・ダ・ヴィンチ」の両計画の目的や理念を継続した上で、さらに計画内容が強化された。

「ソクラテス」の参加国はEU加盟国³⁷（当時15カ国）、スイス、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、キプロス、トルコ、中東欧諸国など計31カ国で目的は、すべてのレベルで教育におけるヨーロッパ・ディメンションの強化、ヨーロッパ言語の知識の向上、教育を通じた協力と交流や移動の促進、教育における革新の奨励、教育のあらゆる部門における平等な機会の促進である³⁸。

以下に、分野ごとに内容を示す³⁹。

① 「コメニウス」

学校教育機関（就学前から中等教育まで）を対象とする。異文化交流を目的とし、学校以外の文化施設や自治体間、企業間、父母・生徒・教師団体間の交流も認められる。3校以上、2カ国以上の参加が対象で、年に2回の募集があり、審査は各国の代表部が行う。

② 「エラスムス」

高等教育を対象とする。大学間の協力協定（カリキュラム開発、単位の相互認定など）、学生及び共感の交流に関すること、学際的研究の促進にかかわること（教授開発、研究開発など）の3つの活動を中心としたプログラム。

③ 「グルントヴィ」

成人教育とその他の教育施設を対象とする。成人のための生涯学習支援、義務教育未修了者への援助、現代社会に必要とされる基礎知識の習得のための学習の保障、成人教育の指導者養成・カリキュラム開発などを目的とした交流、ノンフォーマル教育をも含んだ生涯学習に関する情報・教材・教授法・評価法・資格などについての意見交換など。

④ 「リングア」

言語教育。EUの13の公用語の教育を指す。早期言語教育の導入における新しい教育実践、教授法と教材の開発、評価、研究成果の公表や、それらの情報交換網の構築、指導者養成、研修事業など。その他、言語教育施設とは直接関係のない企業や行政機関における外国語能力向上プログラムの開発も行っている。

⑤ 「ミネルヴァ（MINERVA）」

遠隔教育、マルチメディアを含む教育における情報とコミュニケーション技術の開発を対象とする。最新の情報通信網を利用し、実質的に移動の不可能な地域、出身社会階層または障害を持つ人々への教育活動を支援する。遠隔教育を通して取得した資格の相互承認もはかられている。

⑥ 「ユリディス（EURYDICE）」

教育に関する情報のシンクタンクとしての機能を果たす。各国の教育方針、政策、実践、教育問題に関する情報をブリュッセル本部に集め、収集した情報の公開を行い、比較研

究や EU 委員会で決められる共通課題の基礎資料作成のために活用する。議長国のリーダーシップによって決められた共通議題について各国の比較調査が行われ、実態把握と今後への対策への指針についての報告書がまとめられる。また、定期的に EU 教育統計の刊行物が発行されている。教育専門家や政策立案者による教育調査を目的とした視察に対する助成事業である「アリオン (ARION)」やヨーロッパ共同体における国家資格認定情報センターを通じた EU 内の資格相互認定の促進事業「ナリック (National Academic Recognition Information Centres : NARIC)」がある。いずれも、EU の統計機関であるユーロスタット (EUROSTAT)、ヨーロッパ職業訓練開発研究所 (the European Centre for the Development of Vocational Training: CEDEFOP)、ヨーロッパ職業訓練財団 (European Training Foundation : ETF)、欧州評議会、OECD 経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD)、ユネスコ (United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization : UNESCO) などとの協力関係にある。

- ⑦ 他のプログラムとの共同事業を担う。「ヨーロッパに関する知」についての教養を深めることを目的とし、「レオナルド・ダ・ヴィンチ」や「ユースプログラム」(Youth programme) などとの連携を促進させる。

- ⑧ その他付帯施策

私的もしくは NGO による教育団体などとのネットワーク形成、講演やシンポジウムの開催、活動報告書の出版、教育におけるプロジェクト交流の指導者養成、あるいは他の国際機関や第三世界との共同事業などを行う。

①～③は生涯学習という全体理念に基づいて学校、大学、そのほかの教育施設といった各教育段階を対象としたプログラムとなっている。④～⑧は各教育の領域（言語、情報コミュニケーション技術）にみられる横断的な課題や、教育実践や教育内容の革新的な実験とその評価に関する情報交換、協力体制づくりに関するプロジェクトとなっている。

「レオナルド・ダ・ヴィンチ」は第 1 次計画に比べ、事業内容が単純化された。また、各事業の採用が各国の代表部に委譲されたことにより、より柔軟で各地域の要望に適した対応が可能となった。第 2 次計画では、5 つのプロジェクトが実施された⁴⁰。

- ① 労働者、指導者、経営管理者の外国語能力の向上、訓練方法の向上を目的とした情報交換、訪問研修などのプロジェクトの実践。
- ② 職業訓練や指導に関する新しい実践を企画し、実行し、評価しその発展を援助するプロジェクト。
- ③ 外国語能力の向上を目的とするプロジェクト。
- ④ 国家横断的な情報網の形成を目的とするプロジェクト。

- ⑤ 新規の職業訓練に関するより効果的な実践方法に対する模範教材の作成を援助することを目的とするプロジェクト。

(3) 第3次・次世代教育訓練計画 (2007～2013年)

第3次計画の目的としては、「ソクラテス」と「レオナルド・ダ・ヴィンチ」を生涯学習統合計画の下に再編・強化し、教育と職業訓練の連携、互換性や流動性の促進、また重複問題の解決を目指す。他にも加盟国以外との高等教育の交流や改革に助成を行う「テンプス (Tempus)」プログラムは、生涯学習の全分野への拡大も検討された⁴¹。

構造としては、「コメニウス」、「エラスムス」、「レオナルド・ダ・ヴィンチ」、「グルントヴィ」の4つを統合したプログラム、4つのプログラムの全領域を対象に政策開発、言語学習、情報通信技術、普及活動のそれぞれの専門分野からサポートをする横断的プログラム、そしてジャン・モネ・アクション (欧州統合に関する研究の促進) と欧州諸機関への助成、関連団体への助成を行うジャン・モネプログラムの3本立てとなっている⁴²。表2-2は各プログラムの構造を示した表である。

表 2-2 第3次計画の構造

分野別プログラム	横断的プログラム	ジャン・モネプログラム
コメニウス	政策開発	ジャン・モネ・アクション (欧州統合に関する研究の促進) 欧州諸機関への助成 関連団体への助成
エラスムス	言語学習	
レオナルド・ダ・ヴィンチ	情報通信技術	
グルントヴィ	普及活動	

典拠：European Commission ウェブサイトに基づき筆者作成

“生涯学習プログラム”. European Commission.

http://eacea.ec.europa.eu/llp/index_en.php (参照 2013-06-11)

EU の生涯学習プログラムは、各段階を踏みながら、それぞれの個々のプログラムが統合したり再編されたりしながら機能を向上させ、強化・促進されてきたことが分かる。

2.1.2 生涯学習政策と「教育・視聴覚・文化に関する行政執行機関」

EU の生涯学習プログラムは欧州委員会の「教育・視聴覚・文化に関する行政執行機関」の主要な政策の一つである。

同機関の役割は、ヨーロッパにおける教育訓練、視聴覚、文化、市民、若者の分野における資金調達の機会とネットワークの提供である。コミュニティプログラムを管理するために設立された制度的組織で、財務の透明性、効率性、受益者への質の高いサービスを確認

保する義務がある。同機関はプロジェクトサイクルと技術的・財政的な専門知識に精通する国際的なスタッフによって構成されている。

「教育・視聴覚・文化に関する行政執行機関」の主要なプログラムは、Lifelong Learning、MEDIA、Culture、Europe for Citizens、Youth In Action の 5 つである。欧州委員会は方針の設定やプログラムの全体的な管理に関して責任を持ち、プログラム内容の実行は部分的あるいは全面的に執行機関に委任している。同機関の活動は、ヨーロッパだけにとどまらず世界規模で、組織や専門家、個人に対して様々な機会を提供することを目的としている。以下に、主な役割 2 つを上げる。

(1) プロジェクトサイクルの管理

「教育・視聴覚・文化に関する行政執行機関」はプログラムの管理の大部分に責任を持っており、具体的に、資金提供に関する条件やガイドラインの策定、申請の評価とプロジェクトの選定・承諾、資金管理、受益者とのコンタクト、プロジェクトのモニタリング、プロジェクト現場の視察などがある。

(2) 情報提供、申請者と受益者の支援

「教育・視聴覚・文化に関する行政執行機関」は支援ツールとサービスを提供しており、具体的に、資金申請のためのオンラインツールや専用のウェブページ、情報提供のイベントの開催、助成金に関する情報のリーフレット、調査に対する返答を受けるメールボックスなどがある。同機関は、支援したプロジェクトの成果を後のプロジェクトに活用するためにウェブサイトで情報を公開している。さらに同機関はプロジェクトの運営者間の相互協力を促進し、プロジェクトのフィードバックの収集を継続的に行うことで、プロジェクトの質の向上をはかる。

2.2 成人教育分野の政策「グルントヴィ」

「グルントヴィ」は、成人教育分野に関わる組織と、教授と成人教育とオルタナティブ教育コースを受ける学習者の学習ニーズの二つに焦点を当てている。

2000 年に始まったこのプログラムでは知識と技術を向上する方法をより多く提供すること、個人の成長を促進させること、そして雇用機会を増加させることを目的とする。さらに、ヨーロッパの高齢化に伴い生じる高齢者教育にも寄与する。

同プロジェクトは、成人教育分野で活動する教師、職員、組織だけでなく、成人教育の学習者にも適用される。成人教育の関連組織の種類には、カウンセリング組織、情報サービス、政策立案組織と NGO などの他の組織、企業、自発的な組織や研究センターなどがある。

幅広い活動に資金提供しており、特に、成人学習者が交流や他の専門的な経験を通じた学習経験のための海外訪問をする活動までに及ぶ。広域の計画については、他国の組織とのネットワークや協定を重視する。

(1) 「グルントヴィ」の目的⁴³

「グルントヴィ」の目的は、成人教育部門の発展と、ヨーロッパ諸国においてより多くの人々が充実した学習経験を蓄積することを可能にすることである。

具体的な目的は、以下の通りである。

- ①2013年までに成人教育の人口を25,000人までに増やすこと、そして国内外の学びの質を向上させること
- ②2013年まで毎年少なくとも7,000人の人々が海外での成人教育を受けられるように支援制度を向上させること
- ③成人教育の組織間の協力の質と量の向上をはかること
- ④刷新的な成人教育の発展と、実践を維持すること
- ⑤広域での実施の促進
- ⑥ゆとりある社会の中で人々が成人教育を受ける権利を持つこと、とりわけ年配の人々や基本的な資格を持つことなく教育から離れた人々はその権利を得られる、ということを保証すること
- ⑦刷新的な情報通信技術に基づいた教育の内容、サービス、実践の支援をすること

(2) 「グルントヴィ」の活動⁴⁴

以下は、「グルントヴィ」が行う具体的な活動例である。

①成人教育分野の活動への資金提供

「グルントヴィ」はさまざまなプロジェクトや活動に資金援助している。いくつかの活動は上部組織の管轄下に置かれている。各プロジェクトに関する申請書をEUの「教育・視聴覚・文化の執行機関」に提出しなければならないということである。同機関は申請書を外部の専門家の助言のもとに検討、選択し、資金を提供し管理する。

また、プロジェクトの中には各加盟国が管理する活動もあり、それらは、それぞれの参加国ごとに、国家機関に申請書を提出しなければならない。表 2-3 は上部組織の管轄の活動と、加盟国管轄の活動のリストである。

表 2-3 活動リスト

上部組織管轄の活動	加盟国管轄の活動
・成人教育の分野で働いている人を対象とする活動	・現職の研修コースの計画、編成、または参加（成人教育の職員のための講習で、年間

<ul style="list-style-type: none"> ・多数国参加プロジェクト（最低でも3パートナーによる1～3年間の大規模プロジェクト） ・ネットワークプロジェクト（最低でも10パートナーによる3年間の超大規模プロジェクト） ・成人教育の分野の他の活動の発展：付随的な方法（会議の編成や、キャンペーン、出版などの活動） 	<p>通したさまざまなトピックのもとに構成される)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「グルントヴィ」のワークショップの計画、編成（ヨーロッパ全域の成人学習者によって構成される5～10日間の講習） ・視察と交換留学（ヨーロッパ会議、関係構築のためのセミナーへの参加、ジョブシャドウイング（興味を持つ分野で働いている社会人に密着して行動を共にし、その仕事ぶりや職場の雰囲気を観察する）、など） ・アシスタント講習への参加（他のヨーロッパの国の成人教育組織で12～45週間過ごすプログラム） ・学習の協力関係への参加－ヨーロッパのプロジェクト（最低でも3パートナーによる2年間の小規模プロジェクト） ・「グルントヴィ」・アシスタント」の主催（「グルントヴィ」のアシスタントはあらゆるレベルの経験を積むことができる。他のヨーロッパの国の成人学習の組織で12～45週間過ごす。） ・予備的訪問による恩恵（一つのプロジェクトの発展のために、他の組織と簡単なミーティングをする。）
---	---

典拠：欧州委員会ウェブサイトに基づき筆者作成

“What does Grundtvig offer?” . European Commission.

http://ec.europa.eu/education/grundtvig/what_en.htm（参照 2013-05-27）

申請は年に1回、生涯学習プログラムの各下部プログラムごとに行うことになっている。

②プロジェクトの協力者を探すサポート⁴⁵

「グルントヴィ」は、プロジェクトに参加する際に、支援組織を見つけるための様々な手段を提供している。関係構築のためのセミナー、「教育・視聴覚・文化に関する行政執行機関」、加盟国における「グルントヴィ」の活動の管理機関、特殊な活動のための検索ツールなどによって発展しているプロジェクトがある。関係構築のためのセミナーは、生涯学習プログラムに関する各国の機関によってあらゆるテーマで毎年編成されている。それぞれの

国家機関に問い合わせれば、詳しい情報を入手できる。また、EU の「教育・視聴覚・文化に関する行政執行機関」は、すべての活動を管理に加えて、パートナーの検索手段を提供しており、プロジェクトのアイデアを短く紹介している。さらに、生涯学習プログラム、各加盟国における「グルントヴィ」の管理機関は、全般的なリストや、データベースを作っている。

さらに、特殊な活動のための検索ツールも存在する。ヨーロッパ全域からのアシスタントの候補者のリストや、主催組織の全般的なリスト、特定の国における活動のリスト、さらに高齢者のボランティアプロジェクトの検索ツールも提供している。

③プログラムの体験に関する情報提供⁴⁶

実際に体験する際に必要な情報を、あらゆる言語で提供している。

EU は成功した「グルントヴィ」のシニアボランティアプロジェクトのヒントと情報源、学習のパートナーシップに関するガイドを提供する。また、加盟国の組織は、パートナーと効果的に活動し、ヨーロッパのプロジェクトを最大限に活用する方法や、ヨーロッパのネットワークの設立と運営と維持に関する助言を行う。また、国際的な参加者の訓練コースを設立する方法の伝授、生涯学習プログラムにおける多数国参加プロジェクトの管理、さらにパートナーシップに関する学習支援、予備訪問、研修に関するガイド、適切なパートナーを識別するチェックリストなども提供する。

④活動の成果の普及・開発

「成果の普及と開拓：欧州委員会の教育と文化のための総局の公式サイト」を整備している。加盟国の成人教育関連の組織が提供するものとしては、生涯学習プログラムの参加者全員のための普及と開発のハンドブック、宣伝と普及のためのミニガイドがある。さらに加盟国の組織は参加者の意見の回収などを行っている。

⑤プロジェクトのモニタリング

進行中のプロジェクトのモニタリングを行う。具体的な実践としては、チェコ、フランス、イギリス、スウェーデンの組織が中心となっている「質と持続の可能性への支援プロジェクト (Project Support for Quality And Sustainability)」がある。同プロジェクトは「コメニウス」、「グルントヴィ」それぞれのプロジェクトの持続性を高めるために、優良実践のパンフレットや、評価のためのチェックリストなど評価手段を提供している⁴⁷。

⑥プロジェクトの評価と効果のためのツールの提供

加盟国の組織が提供するものとして、達成度の評価ガイド、影響についてのガイドノートを提供している。

⑦海外での活動の支援

加盟国の組織は可動的な活動、可動性の高いプロジェクトの優れた実践例のガイドを提供している。

「グルントヴィ」は成人教育分野のプロジェクトとして、生涯学習活動を支援する仕組みが構築されているが、移民に特化した支援方法についての言及は、ウェブサイト、および報告書等にほとんど明記されてはいなかった。しかし、以下の章で紹介するとおり、「グルントヴィ」の一環で行われた移民を対象としたプロジェクトの事例は存在している。具体的内容については、第4章、第5章で述べる。

³⁰ 園山によると、“a Europe of knowledge”の意味するところは、教育政策の鍵概念として使用されている“European Dimension”同様、地域文化、国民国家の枠を超えた知識（情報）、モノ、ヒト、の移動の際に起こる摩擦を和らげる知識、技術、能力の育成である。園山大祐。“EUにおける教育政策の進展—第2次 SOCRATES/LEONARDO 計画の概要—”。大分大学教育福祉科学部研究紀要. 第22巻第2号, 2000-10, p.592.

³¹ ベルギー、ドイツ(加盟時西ドイツ)、フランス、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシア、ポルトガル、スペイン、オーストリア、フィンランド、スウェーデン。

³² 園山大祐。“EU（ヨーロッパ連合）にみる「ヨーロッパ・ディメンション教育」—SOCRATESの現状と「ヨーロッパ・ディメンション教育」の意味”。九州教育学会研究紀要. 九州教育学会, 1996, p.189-196.

³³ ヨーロッパ市民としての意識を高めること。今日の国際化やと文化社会時代の到来とともに、教育の目標も国民形成から地球市民形成へと変わりつつあり、EUは教育を通して人々の一国民としての意識をヨーロッパ市民としての意識へと変えていくことに挑戦していくとするもの。柿内真紀・園山大祐。“EUの教育におけるヨーロッパ・ディメンションの形成過程とその解釈について—スコットランドの事例を中心に”。比較教育学研究. 日本比較教育学会. 1998, p.119-140.

³⁴ 園山によると、「外国語のスキルと情報コミュニケーション技術の開発と普及」が該当する。前掲30), p.592.

³⁵ 前掲32, p190、表1参照。

³⁶ 前掲30, p.595.

³⁷ 当時加盟国は15カ国。

³⁸ 柿内真紀・園山大祐 「EUの教育政策」、『日本教育政策年報』第12号、2005年、p.94.

³⁹ 前掲30, p.592-594.

⁴⁰ 前掲30, p.595.

⁴¹ 鶴田洋子 “グローバル化・地域化・国際化のもとの生涯学習の意義と課題—欧州連合の教育訓練政策を中心として—”。グローバリゼーションと社会教育・生涯学習. 東洋館出版社, 2005年, p. 236.

⁴² “Lifelong Learning Programme”. European Commission.

http://eacea.ec.europa.eu/llp/about_llp/about_llp_en.php (参照 2012-12-26)

⁴³ “What does Grundtvig offer?”, European Commission.

http://ec.europa.eu/education/lifelong-learning-programme/grundtvig_en.htm (参照 2012-12-26) 参照。

⁴⁴ 前掲43. (参照 2012-12-26)

⁴⁵ “How to find partners for Grundtvig actions?”, European Commission.

http://ec.europa.eu/education/grundtvig/partner_en.htm (参照 2012-12-26)

⁴⁶ “Planning and implementing your Grundtvig experience”. European Commission.

http://ec.europa.eu/education/grundtvig/planning_en.htm (参照 2012-12-26)

⁴⁷ “QAS – Project Support for Quality And Sustainability”. Utbyten.se.

http://www.programkontoret.se/Global/program/QaS/Dokument/QaS_leaflet.pdf (参照 2013-12-29)

3 教育分野における移民の社会的統合政策

本章では、EU における移民の社会的統合へ向けた政策について、政策の理念と教育分野における統合政策のこれまでの議論を述べる。

3.1 EU が掲げる移民の統合政策の理念

EUの加盟国は、非加盟国からの移民の統合政策を行う上で基本的な考え方を共有している。本節では、欧州委員会のウェブサイト⁴⁸をもとに加盟国が共有する移民の統合政策の理念をまとめる。

3.1.1 移民の統合政策に関するこれまでの動き

本項では、移民の統合に関するこれまでの政策について欧州理事会の報告書を 5 つの段階に分けて説明する。欧州理事会は、EU における移民の統合に関して 1999 年から現在に至るまで、タンペレ計画、ハーグ計画、ストックホルム計画の 3 つの計画をもとに政策を進めてきた。計画の過程で、2004 年の共通基本原則、2005 年の共通アジェンダといった政策決定、加盟国の政策支援の枠組みが定められた。以下では、過去の 2 つの計画、2 つの枠組み、現在遂行中の計画について年代を追って説明する。図 3-1 は EU の移民の統合政策の変遷を表したものである。

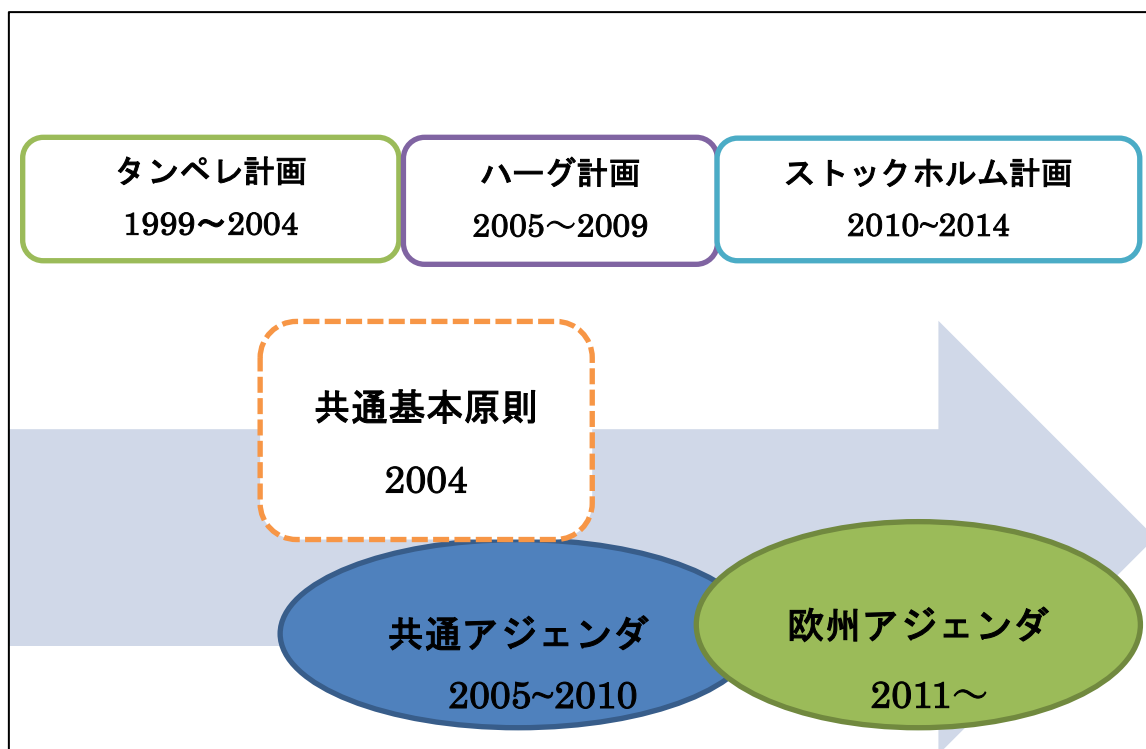


図 3-1 EU における移民の統合政策の変遷（筆者作成）

(1) タンペレ計画からハーグ計画へ

EU非加盟国からの移民の統合に関する加盟国の協力は 1999 年から 2004 年までの行動計画である「タンペレ計画」から発展してきた。同計画は、EU市民が自由かつ安全に、しかも法的に守られた状態でEU域内を移動できる領域（自由・安全・司法の領域⁴⁹）の実現に向け、1999 年 10 月にフィンランドのタンペレで開かれた欧州理事会（EU首脳会議）で採択されたプログラムである。人道のおよび経済的に均衡のとれた移民の流入管理に関する包括的な政策の策定、EU加盟国国民の権利と義務に可能な限り類似した権利と義務を第三国からの移民にも与える公平な取扱い、政策の共同開発を含む、移民の送り出し国とのパートナーシップの構築、ジュネーブ条約および国際条約に基づく加盟国の義務に完全に準拠した庇護に関する共通政策の策定が盛り込まれた⁵⁰。タンペレ計画は、その後 2004 年に策定された「欧州連合における自由、安全及び公正を強化するためのハーグ計画」に引き継がれることになった。同計画は、2005 年から 2010 年におけるEU内の「自由、安全、公正」を促進することを目的としている⁵¹。

(2) EUにおける移民の統合政策の共通基本原則⁵²（The Common Basic Principles for Immigrant Integration Policy in the EU、以下CBP）

2004 年の欧州理事会で移民の統合に関する共通基本原則が採択され、移民の統合の分野に関する政策決定の枠組みが整った。2007 年から 2013 年の中期予算枠組みにおいて以下の 4 つの提案がなされた。

- ①第三国民の統合のための基金を創設する⁵³
- ②2003 年 6 月に各加盟国に設置された「統合に関する各国連絡窓口」を強化し、地域レベルでも専門知識や情報交換を促進する
- ③2004 年 11 月に加盟国間の情報交換を促進する目的で発行された「統合ハンドブック」の第 2 版を、主に住居、都市問題、社会保障サービスへのアクセス、労働市場における統合などに焦点を当てて発行する
- ④EU 全域での優良実践に関する情報を共有するための「統合ウェブサイト」を開設する

共通基本原則は EU レベルで取られる措置と国家レベルで取られる措置の一貫性を確保する新しい方法を提案するものでもある。共通基本原則の中では、統合と移民政策の下の加盟国の支援を中心とした様々な目的へ向けての連合全体としてのアプローチの重要性が強調された。さらに、EU、国家、地域のあらゆる政策機関がどのように協力し統合政策を発展させ、実行するのかという、共通基本原理の重要性が指摘された。共通原則の中では、EU が EU レベルでの将来の移民の統合政策の発展を見据えた支援の政策と仕組みの評価を援助することも言及された。

共通基本原則の内容は以下のとおりである⁵⁴。

- CBP 1：統合は、加盟国のすべての移民と加盟国の市民による双方向のプロセスである
- CBP 2：統合は、欧州連合の基本的な価値観の尊重を意味する
- CBP 3：雇用は統合プロセスの重要な一部であり、移民の社会参加、受け入れ社会への貢献を目に見える形で示す中心的な活動である
- CBP 4：受け入れ社会の言語、歴史、制度の基本的な知識が統合に欠かせない；移民が基本的な知識を習得できるようにすることは統合の成功に不可欠である
- CBP 5：教育の取り組みはこれから迎える移民、特に彼らの子孫が受け入れ社会へ積極的に参加できるかを左右する重要な活動である
- CBP 6：移民が加盟国の市民と対等かつ非差別的な方法で、公的および私的財産、公共サービス、公共機関にアクセスできることは統合のための重要な基盤である
- CBP 7：移民と加盟国市民の間での頻繁な相互交流は、統合のための基本的なメカニズムである。異文化間の対話、移民や移民の文化に関する教育、都市環境における生活の質の改善は、移民と加盟国の市民との間の相互交流の更なる促進につながる
- CBP 8：多様な文化や宗教の実践は、他のヨーロッパの不可侵の権利や加盟国の法に反しない限り、基本権に関する憲章の下で保証され、保護されなければならない
- CBP 9：移民の民主的社会と統合政策への参加、特に地方レベルでの参加は、移民の統合を促進させる
- CBP 10：関連するすべての政策および政府や公共サービスのレベルにおける統合の要素を重要視することは、公共政策の形成と実施における重要な考慮事項である
- CBP 11：明確な目標の開発、指標、評価の仕組みは、政策の調整、統合の進捗状況の評価、情報交換をより効果的に行うために必要である

以上の共通基本原則がもとになり、11 項目の内容が具体化された政策が形成されていくことになる。

(3) 共通アジェンダ (The Common Agenda for Integration) ⁵⁵

欧州委員会は、2005 年 9 月 1 日にブリュッセルで開かれた会議において、「統合へ向けた共通アジェンダ」を打出した。

共通アジェンダの中では、統合問題はあらゆる政策分野と密接な関係があること着目している。そこで、2004 年の共通基本原則を踏まえて、統合政策に関する提案が関連するいくつかの分野ごとに、EU レベルと、加盟国レベルとを区別して示されている。ここで示された政策提案は決して遂行を強制されるものではなく、あくまで加盟国それぞれが直面している状況に応じて取捨選択することが求められるものである。

以下の 9 つの表では、共通アジェンダの中で示された CPB 1 から CPB 9 までの内容に関するそれぞれの具体的な政策提案について示す。

表 3-1 CBP 1：移民と住民の双方向プロセス

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・統合へむけた活動を通じた、受け入れ先の社会の人々の多様性の再認識 ・移民と受け入れ社会の相互アプローチの実行へ向けた、各加盟国内における計画の作成 ・意識向上キャンペーンや、展覧会、文化交流のイベントなどによって、移民に対する理解と受け入れの促進 ・受け入れ社会における導入のプログラムと入国制度の重要性に対する認識の拡大 ・多様性の維持における民間組織の役割の拡大 ・近隣の国との信頼と良好な関係の構築 ・メディアとの協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・国家の枠を超えた取り組み（例えばキャンペーン、文化交流イベント）の支援を通して、移民の文化、宗教、社会、経済への貢献などに対する正しい知識を広める ・入国や統合の問題におけるコミュニティの協力の新しい形を探る試みや研究への支援

典拠：表 3-1 から 3-11 は、欧州委員会報告書に基づき筆者作成

“Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social committee and the Committee of the Regions - A Common Agenda for Integration - Framework for the Integration of Third-Country Nationals in the European Union”. Commission of the European Communities. Brussels, 2005, p. 5-12. (2013/10/22 参照)

表 3-2 CBP 2：基本的な価値観の尊重

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・加盟国の市民が移民に対する理解、敬意、そしてヨーロッパと加盟国の共通の価値観を持った新たな移民の受け入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権のための機関⁵⁶の複数年にわたる活動計画に対する、第三国からの移民の統合の課題の導入 ・EU の基本的な価値観に関する一般市民の認識を高める効果的な方法の模索。

表 3-3 CBP 3：雇用対策

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・労働市場における差別を防ぐ革新的な対策の実施 ・社会的組織の統合政策への参加の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・労働市場における移民の統合に関する加盟の改革プログラムの影響の観察 ・労働市場における移民の統合政策の発展

<ul style="list-style-type: none"> ・雇用者と教育機関に対して、労働市場や訓練の機会へのアクセスを促進するための入門講座の修了書に関する情報提供 ・既存の法律に基づいた、新規の移民の適性や、訓練経験や専門的な経験の認識のための方法の模索 ・移民の雇用が盛んな小規模の企業や、ビジネス組織、貿易機構の訓練機能の支援 ・移民の女性の雇用の促進 ・雇用者向けの対策（意識啓発、移民の雇用に対する奨励金など） ・銀行や貸付サービスへのアクセスを容易にすることによる移民の企業家向けの支援 	<p>のための加盟国の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用における移民の差別に関する対策の成果の観察
--	--

表 3-4 CBP 4：受け入れ社会の言語、歴史、制度の基本的な知識の習得

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・入国手続きにおける統合の要素の強化、例えばプログラムの報告書、主催者向けのガイドなどの文書の提供や、母国における言語講座など出発前の措置など。 ・第三国からの新たな移民のための社会への案内プログラムや、言語、歴史、制度、社会経済的特徴、文化的な生活と基本的価値観などの知識習得のための活動の実施 ・さまざまな学歴と受け入れ先の国に関する予備知識を考慮したレベル別の講座の提供 ・女性、子ども、高齢者、非識字者、障害を持つ人のそれぞれのニーズの応じた入国手続きのサポート ・パートタイム制や夜間制、短期、遠隔教育やe-ラーニングシステムなど様々な方法での入門講座の設置 ・若い世代に焦点を当てた新社会人研修や、模範講座を含む社会文化プログラムの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国境を越えた活動の促進（優良プロジェクトの情報交換、人材の交流、プログラムの共同開発など） ・革新的な統合プログラム、言語コミュニケーション訓練を組み合わせたプログラム、受け入れ先の国の文化的、政治的、社会的な特徴が反映されたプログラム等の支援

表 3-5 CBP 5 : 教育政策

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育課程への多様性の反映 ・ 落ちこぼれや早期の退学を防ぐことを目的とする、若い世代の移民を対象としたプログラムの促進 ・ 移民の高等教育への進学の促進 ・ 移民の若者の非行の効果的対処 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会が実践する教育プログラムへの、移民の社会的統合の問題に関する要素の導入

表 3-6 CBP 6 : 移民の公的・私的財産、公共サービス、公共機関へのアクセス

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移民に対する公共および民間サービスの強化（あらゆるサービスを一か所で提供する施設を移民のコミュニティに設置する） ・ 情報ツールの発展（マニュアル、ウェブサイトなど） ・ 統合と多様性の管理のための持続可能な組織体制の構築 ・ 職員の情報交換のための政府関係者間での協力体制の構築 ・ 専門家との相談や、政府関係者間の情報交換、移民コミュニティにおける調査を通じた第三国からの移民の地域レベルでの様々な分野のニーズに関する、情報の収集、分析 ・ 政府プログラムと、企業の地域社会への貢献のためのプログラムとの連結に関する討議会の実施 ・ 就職や訓練政策における異文化間の協力（資金の統合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期居住者である第三国からの移民に対する指導や、人種や民族に平等な待遇での指導の適用を監督する ・ 入国に関わる地域の法制度や、統合分野における模範的実践を遂行していく上での、さらなる協力体制の構築 ・ 学習と優良プロジェクトの情報交換の支援 ・ 公務員のための多文化の移動可能な研修の実施

表 3-7 CBP 7 : 移民と加盟国市民の間での頻繁な相互交流

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受け入れ社会における施設、設備の共用（移民と受け入れ先の市民がスペースを共用し、共に活動する） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会的包摂と、社会保障政策における統合の重要性の強化 ・ EU レベルのネットワークを用いた地域、

<ul style="list-style-type: none"> ・住環境の改善（住居や健康管理、子どもの養護施設、近隣治安の維持、教育の機会、ボランティアによる支援、職業訓練、公共スペースの整備、子どもや若者のための安らぎの場所の提供など） 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体、都市の政策組織間での情報と優良活動の交流 ・移民団体を含む公共機関や民間の専門組織の地域、自治体レベルでの国境を越えた協力
--	--

表 3-8 CBP 8：多様な文化や宗教の保証、保護

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・建設的な異文化間対話と公開講座の実施 ・宗教コミュニティや政策機関における異教徒間、同教徒間の対話の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる出資者を巻き込んだヨーロッパレベルでの異文化間、異宗教間の対話の促進 ・宗教団体や人本主義者の組織と欧州委員会との対話の促進

表 3-9 CBP 9：地方レベルにおける移民の民主的社会と統合政策への参加の促進

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・第三国からの移民の、受け入れ先の社会への民主主義で、文化的、政治的な参加の促進 ・アクティブ・シティズンシップの実現のための異なる移民グループ間での対話や、政府と市民との対話の機会の拡大 ・第三国からの移民のための様々なレベルにおける相談の場の設置の支援 ・移民の集団や異なる世代間での対話や経験談、優良実践の情報交換の促進 ・意識向上や、啓蒙活動を通じた、第三国からの移民のジェンダー表現の実現 ・料金や役所での手続きなど投票権の行使のための障碍の最小化 ・移民の主要組織への参加の促進（ボランティアやインターンシップ事業等） ・社会における移住に対する応答への移民の参加 ・新規の移住者に対する支援の中心となる移民組織の構築と、組織の代表者が研修指導者やロールモデルとして参加する入門プロ 	<ul style="list-style-type: none"> ・加盟国における第三国からの移民の権利と義務に関する研究の開始 ・主要機関の移民への情報開示と EU 規模での開かれた組織の構築 ・EU レベルでの移民組織の発言の場と移民により構成された組織の構築 ・第三国からの移民の統合の実現のための市民権という概念の構築についての模索（移民に社会参加の実感を与えるための権利と義務など） ・アイデンティティや市民権に関する調査と対話の実施

グラムの実施 ・ 予備的市民権と帰化プログラムの構築	
-------------------------------	--

統合は独立した政策課題ではなく、教育、雇用、都市政策など様々な政策に関連する問題であることが、以上の CBP 1 から CBP9 の内容から読み取ることができる。

共通アジェンダの中では、加盟国とその地域や地方行政の能力に配慮し、統合へのより一貫した EU レベルのアプローチを促進することが不可欠であるとされる。具体的には、権利と責任の問題、具体的な協力活動や統合に関する情報の交換の発展、統合問題の一般化と評価などを含めた、入国条件や第三国国民の滞在に関する法的枠組みを整理することがあげられた。

以下に示す表 3-10、3-11 は CBP10 と CBP11 の政策内容である。CBP10 と CBP11 は、CBP1 から CBP9 までの政策の実現へ向けて鍵となる重要な要素である。

表 3-10 CBP 10：他の政策および政府や公共サービスのレベルにおける統合の要素

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府レベルにおける国家の統合政策の調整能力の強化 ・ 統合は経済的な理由での移住に関する政策における重要な要素であることの認識 ・ 関連するすべての政策における統合問題の重要性の認識と統合戦略の強化 ・ 統合政策における男女平等と移民の子どもや若い世代の特殊なニーズへの配慮 ・ 資金提供者間の協力、共同、連携の支援 ・ 統合における連絡窓口（National Contact Points on integration、以下NCPs）⁵⁷の機能の確立と、すべての政府レベルでのNCPsの情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NCPs のネットワークの強化 ・ 複数機関での協力と統合に関するサービスの発展 ・ ヨーロッパにおける主要なプログラムの中の統合政策に関する目標の設定

表 3-11 CBP 11：政策の調整、統合の進捗状況の評価、情報交換のための目標の開発、指標、評価の仕組みの整備

加盟国レベル	EU レベル
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合政策のモニタリングと評価機能の向上 ・ 統合に関する戦略の収集、分析、普及 ・ 入国手続きや、入門プログラムに関する参加者や出資者への調査を通じた評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計ツールと共通指標の作成 ・ 加盟国内の評価ツールや情報交換の支援 ・ 加盟国の統合政策における強制的な要素の影響の分析など、統合に関する認識の改善

<ul style="list-style-type: none"> ・必修の統合プログラムの評価制度の発展 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究を通じた統合政策のための科学的根拠の提供 ・ヨーロッパにおける移住ネットワークのさらなる拡大
---	--

以上のように、共通基本原則の 11 項目ごとに政策提案がなされた。上記の内容は、あくまでも各加盟国が各々の状況に応じて選択適用し、実践を行うものである。共通アジェンダは 2005 年から 2010 年までの期間が設けられ、2011 年の欧州アジェンダへと続いていく。

(4) スtockホルム計画⁵⁸

2009 年 12 月に開催された欧州理事会（EU 首脳会議）において、2010 年から 2014 年にかけての新計画「ストックホルム計画」が採択された。同計画は、警備や税関に関する問題についての加盟国間の協力、刑事および民事協力、庇護・移民・査証（ビザ）政策など、EU 内で協力するための枠組みを提供するものである。同計画の優先課題は、EU 市民権と基本権の保護、欧州司法領域の確立、EU 市民の生活と安全を守るための域内安全戦略の発展、包括的で柔軟性のある移民政策と難民庇護政策の促進、「自由・安全・司法の領域」の対外的側面の強化である。

ストックホルム計画では、移民の統合に関して、EU の加盟国間の協力が加盟国の活動の動機づけになるとしている。移民の統合には、国、地域、自治体の努力だけでなく、受け入れ社会と移民の積極的な活動が重要であると指摘する。さらに、加盟国の統合政策は、雇用、教育、社会的包摂などの他の関連する政策分野との知識交換と調整のための構造やツールのさらなる発展によってサポートされるべきであると主張する。また、社会への統合に向けて、移民の雇用へのアクセスの改善の重要性を強調している。欧州理事会は、以下の目標を掲げた。

- ① 欧州委員会と加盟国による調整メカニズムの開発を通して加盟国の活動を支援し、ヨーロッパの知識交換のための構造とツールを改善する。
- ② 関連するすべての政策分野に統合の問題を組み込む。
- ③ 移民のための入門コースや語学クラスなど、移民の受け入れ社会への積極的な参加を促す共同の実践を支援する。
- ④ 各国の経験の比較を可能にし、ヨーロッパにおける学習プロセスを強化するために、雇用、教育、社会的包摂などの政策分野において中核となる指標の開発に向けた支援をする。
- ⑤ 様々な政策分野における統合の必要性を考慮する。
- ⑥ ヨーロッパにおける統合へ向けた国際会議とヨーロッパの統合ウェブサイトを活用すること。

⑦移住と移民の社会への統合に関する民主的な価値観や社会的結束を強化するために異文化間対話と接触を促進する。

以上の目標の下で、現在の移民政策が行われている。

(5)非加盟国の統合のための欧州協議 (The European Agenda for Integration)

2011年7月、欧州委員会は被加盟国からの移民の統合へ向けた欧州協議事項を打ち出した。協議事項の中には、移民の経済的、社会的、文化的、政治的な参加の機会を増やすための活動に焦点を当てること、地域の活動を重視することなどが盛り込まれた。この新しいアジェンダは、移住と価値観の多様性からEUに新たな可能性がもたらされるとし、移民の統合のプロセスにおける各国の役割が模索された。また、非加盟国からの移民の統合に関する支援の計画リストが、委員会の職員の活動記録とともに添付された。

このアジェンダの一部に、加盟国がそれぞれの状況とりわけ統合に関する目的にとって最も効果的な手段をその中から選択して利用できる「ツールボックス」を設けた。

EUにおける移民の統合へ向けた実践は、タンペレ計画、ハーグ計画、ストックホルム計画の3つの計画を中心としてこれまで進められてきた。各計画で重要事項として挙げられているのは、移民の権利の保護、教育、雇用の分野での支援、情報へのアクセス支援であるが、EUの立場はあくまでも各加盟国の政策の支援である。つまり、法の整備や、移民のための支援活動など具体的な政策に関しては、各加盟国にゆだねられており、EUが具体的な政策を打ち出し、加盟国の政策に介入するには至っていない。

3.1.2 「統合のためのハンドブック (Handbook on Integration)」

「統合のためのハンドブック」は2003年6月に開かれたテッサロニキ欧州理事会で提案された、統合に関する加盟国の協力や情報交換のためのツールで、2004年、2007年、2010年の3回にわたって発行されている。ハンドブックの主な目的は、すべての加盟国における資金提供者と優れた実践の情報交換のための情報提供者として機能することである。2004年に出版されたハンドブックの初版は、新たに移住した移民や難民のための講座への案内や、市民参加について書かれている。2007年に出版された第二版では、統合問題をEUの主要な課題に位置付けることと、ガバナンス、居住の問題や経済への参加に焦点を当てた。2010年に出版された第三版では、統合におけるマスメディアの役割、移民のエンパワーメント、対話の機会、国籍の取得とアクティブ・シティズンシップ⁵⁹の実践、移民の若者の問題、教育と労働市場の重要性について言及された。

3.1.3 統合へ向けた支援活動

本項では、EU が加盟国における統合政策の推進へ向けた活動について、統合についての意見交換会とその他の活動に分けて紹介する。

(1) 統合についての意見交換会

統合についての意見交換会は、欧州委員会による統合に関する閣僚会議の一環で定期的に行われている。具体的には、2004年にフローニンゲン（Groningen）、2007年にポツダム（Potsdam）、2008年にヴィシー（Vichy）、そして、2010年にザラゴサ（Zaragoza）で開かれた。委員会は2010年の閣僚会議でEUの統合の枠組みの強化へ向けた報告書を発表した。報告書の中では、統合戦略の改善のために発展と進歩が必要であると強調されている。具体的には、EUの共通の価値観の普及と、移民と合法移住についての一般市民の認識に関する情報収集、ヨーロッパの統合におけるシステムの発展、結果を評価するための適切な方法の識別などがあげられた。

(2) その他の活動

欧州委員会の移民に関する「統合ウェブサイト」では情報や文章やオンラインデータのコレクションを直接交換できる。ヨーロッパにおける移民統合の主な出資者間のコミュニティ形成活動にとってウェブサイトは重要である。図3-2は「統合ウェブサイト」のトップページである。



図 3-2 「統合ウェブサイト」のトップページ

典拠：http://ec.europa.eu/ewsi/en/index.cfm（参照 2013-12-25）

統合ウェブサイトでは統合を支援するための活動について以下のように表現している⁶⁰。

- ①社会的統合に対する国家間のネットワークは情報と経験の交換を奨励し、EU 主導のもと、統合問題の成功事例の発見や加盟国の政策を首尾一貫したものに保つことを目指す。
- ②欧州統合フォーラムは、移民の統合の分野において活動するすべての出資者の対話の機会である。
- ③政策決定者と従事者のための統合に関するハンドブックは、EU 加盟国がより成功的な統合のために政策を評価する際に利用できる情報交換を構想する目的で編集された。
- ④欧州の移民統合の基金は、加盟国が非加盟国からの移民の受け入れ側の社会への統合を目指す活動を支援している。この基金は新たな移民の統合を支援する活動を優先して支援する。また、基金は加盟国の戦略、政策、方針をより発展させるために、モニタリングを行う。そして定期的に評価する仕組みの確立、さらに情報と優れた実践のやり取りとともに加盟国内あるいは加盟国間の協力に対する支援を行う。

EU は、移民がヨーロッパ社会の経済、社会的、文化的発展に貢献する存在であるとしている。その上で、移民が受け入れ国の社会に統合されることによって、合法移民の様々な経験を増やすことにつながり、移住が EU の発展にさらに貢献するために重要であるとしている。EU は加盟国における移民の統合に関して全面的な責任を負っているわけではないが、国家や地域の政策において、協調関係の構築や知識の交流、資金面での支援をしているといえる。

3.2 生涯学習政策と移民の社会的統合

本節では EU における移民の社会的統合政策の中でも教育分野に関するこれまでの議論について、EU の報告書を中心に整理する。

3.2.1 EU における移民の教育に関する議論

本項では、これまでに欧州委員会が発表してきた移民の社会的統合に関する報告書のなかで、教育分野の記述をまとめる。

(1) 欧州委員会専門家報告 (1990)⁶¹

現在に至る EU 諸国の社会的統合政策の出発点として、1990 年に発表された欧州委員会専門家報告がある。この報告では、移住労働者の子どもの教育水準が低いことに関する問題意識は高まってきており、移民の社会的統合に向けて子どもの教育は非常に重要であると述べられている。中でも言語教育に関して、子どもの教育段階の早期に習得させることが効果的であるとされた。家庭における母国の言語や文化の教育及び学習が、子どもの自信

につながり、受け入れ国の言語の習得にも良い影響があることが科学的根拠を持つことなどが挙げられた。またバイリンガルの教育につながるとして、移民の子どもの社会的な価値についても言及された。

(2) テッサロニキ・欧州理事会議長総括(2003)⁶²

2003年にテッサロニキで開かれた欧州理事会では、合法移民の、EU社会への円滑な統合の問題の再検討と、政策強化の必要性が強調された。報告書にはEU域内の移民の統合に関するEUレベルの政策の推進に関して、以下の内容が記載されている。

- ①EU市民・義務を認められるべき合法的居住者の統合に関する総合的、多面的な政策が策定されなければならない。統合の成功後社会的結束屋経済的厚生に貢献することを考えれば、統合政策は、雇用、経済的参加、教育、言語訓練、健康・社会福祉、住宅・都市計画、さらに文化や社会生活への参加などの要素をカバーするものでなければならない。
- ②統合政策は、合法的に居住するEU域外からの移民の受け入れ社会の、互いの権利とそれに対応する義務を基礎とした、継続的かつ双方向の過程として理解されなければならない。
- ③統合政策の成功は、可能な限りすべての関係者の効率的な参加にかかっている。EU関係機関、国・地方自治体、労働組合、経営者団体、NGO、移民団体、文化・社会・スポーツ団体に対し、EUレベルおよび各国レベルで、共通の取組みに参加するよう奨励しなければならない。

この報告書では、教育訓練は、社会的統合の鍵となる重要な要素の一つであるとしている。教育が不十分であることが移民の低い就業率に反映されているとする。また、言語能力の低さが社会的統合の妨げになっているとし、EU加盟国が労働市場、教育制度においてその語学力の低さを理由に移民のアクセスを妨げないことを要求している。さらに移民の子どもたちの言語教育を発展させることは、その母親たちの言語教育への参加を促す可能性も指摘されている。

知識獲得のためだけでなく、移民が受け入れ先の社会の仕組みや文化について知るための場として、あるいは、文化の架け橋として、教育組織が役割を果たすことに注目されるべきであるとする。

(3) 統合に関する行政会議報告書(2008)⁶³

2008年に出された統合に関する報告書においては、移民は社会参加の機会を与えられるべきであるとし、そのための手段として移民の労働市場への参加が鍵になると指摘する。雇用は移民が受け入れ側の社会に対して貢献していることを目に見える形で表す最も有効な手段であるとする。

さらに移民は、貧困や住居、健康、金融サービス等様々な障碍に直面する可能性が高いことを挙げている。移民に対する差別が状況を悪化させていると指摘し、このような状況が委員の社会参加を妨げているとする。

3.2.2 生涯学習と社会的統合

欧州委員会専門家報告、テッサロニキ・欧州理事会議長総括、統合に関する行政会議報告書の内容を比較すると、教育の重要性について、特に言語教育の重要性については同様に指摘されていることがわかる。

2010年に欧州委員会が発行した「社会的統合のための教育と訓練」というリーフレットには、移民の社会的統合に向けて生涯学習の重要性が示されている⁶⁴。なかでも生涯学習政策が、移民の社会的統合に向けて掲げる目的として以下が挙げられる。

- ①加盟国内における生涯学習の機会の増加
- ②社会参加、アクティブ・シティズンシップ、多文化間対話、ジェンダーの平等、個人の自己実現に対する生涯学習のさらなる貢献
- ③特別のニーズを持つ者、社会的弱者を含むすべての年齢の人々の積極的な参加
- ④さらなる言語学習と言語の多様性の認識
- ⑤生涯学習のための ICT (Information and Communication Technology) に基づいた内容、サービスの実行、及び教育学の発展

以上の目的は、人権と民主主義の尊重に基づき、人々のヨーロッパ市民としての感覚、すなわち他の民族および文化を尊重するという感覚を形成する上で、生涯学習の役割の重要性を示すものである。

リーフレットには、生涯学習政策は移民を含むすべてのヨーロッパ市民の積極的な社会参加に寄与するという記述がある。生涯学習政策の資金提供の下での協力と可動性の活動に参加することは互いを理解し、尊重し、かつ互いの言語および文化的多様性に気づかせる貴重な経験であるとする。さらに、EUの生涯学習政策の特徴として、複数の国家間での協力が重要視されていることを踏まえると、ヨーロッパにおいてプロジェクトの目的を共有するパートナーが点在することで、国境を越えた安定したネットワークの構築と優れた実践に関する情報交換が可能になると指摘する。

EUはこれまで一貫して移民の受け入れ先の社会への統合の重要性を主張してきている。しかし、EUが主体となって実践的な活動を行うのではなく、移民に対する積極的な実践はそれぞれの加盟国や、個々の文化機関の主体性に依拠している。EUはあくまでも欧州委員会による資金提供等を通して加盟国の文化機関の活動の支援をしており、EUが主導して具体的なプロジェクトを実践するには至っていないのが現状である。

48 “Home Affairs-Integration”. European Commission.

http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/immigration/integration/index_en.htm

(2013/09/15 参照)

49 EU は 2009 年 12 月 1 日、EU 市民に対し、自由かつ安全に、法的に守られた状態で EU 域内を移動できる自由・安全・司法の領域を提供することを挙げるリスボン条約を発行した。同条約では、EU 域内において国境が開放されたことによる域内の移動の自由は、域内のどこにいても犯罪などに巻き込まれることのない安全性と国籍によって差別されない司法へのアクセスが保障されてはじめて意味をなすものであるとし、自由・安全・司法はまさに表裏一体の関係にあるとされた。リスボン条約は、この分野における EU の活動をより包括的で効率的なものにする一方で、欧州議会がその立法過程により深く関与できるようにし、自由・安全・司法の領域に関わる政策の民主的正当性を向上させた。“EU の基礎知識”. 駐日欧州連合代表部.

http://www.euin-japan.jp/media/magazine/magazine2010/10summer_html/ (2013/10/04 参照)

50 “TAMPERE EUROPEAN COUNCIL 15 AND 16 OCTOBER 1999 PRESIDENCY CONCLUSIONS”. European Parliament.

http://www.europarl.europa.eu/summits/tam_en.htm (2013/09/15 参照)

51 “総合調査「人口減少社会の外国人問題」”. 国立国会図書館.

www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080124.pdf (2013/10/04 参照)

52 “EU action to make integration work”. European Commission.

http://ec.europa.eu/ewsi/en/EU_actions_integration.cfm (2013/09/15 参照)

53 欧州委員会はこのために 17 億 7,100 万ユーロの予算を求めている。

54 “EU actions to make integration work”. European Commission.

http://ec.europa.eu/ewsi/en/EU_actions_integration.cfm (2013/10/22 参照)

55“Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions - A Common Agenda for Integration - Framework for the Integration of Third-Country Nationals in the European Union”. Commission of the European Communities. Brussels, 2005, 20p.

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52005DC0389:EN:NOT> (2013/10/22 参照)

56 「基本的権利のための機関 (Agency for Fundamental Rights)」は EU の政策機関の一つで、EU と加盟国における基本的人権に関する様々な問題に対して専門的なアドバイスを提供する。

57 NCPs は 2003 年に発足した、27 の加盟国とプログラムによって組織された加盟国以外の国家の政府によって設立され資金提供された機構である。NCPs は個人的な相談に対して迅速に、そして相談者の使用言語で支援を提供する。NCPs のシステムは国によって異なり、中央集権的なものや、分権的なネットワークによって運営されているものがある。さらにアクターも様々で、省庁から大学、研究機関、特殊な組織、民間企業まで多種多様である。

“Network of National Contact Points (NCPs)”. European Commission.

http://ec.europa.eu/research/participants/portal/page/nationalcontactpoint;efp7_SESSIO_N_ID=WTpQSnRBgtBmSnPpXSPpn5znqnsydJ1ht5hW8BDKtX29Qj9G0LC!-1207980626 (2013/10/23 参照)

-
- ⁵⁸ “The Stockholm Programme”. Europa.
http://europa.eu/legislation_summaries/human_rights/fundamental_rights_within_european_union/jl0034_en.htm (2013/09/15 参照)
- ⁵⁹ 吉田は、「EU はアクティブ・シティズンシップを、形式的に「市民権」を保有するだけでなく、積極的に社会参加する能動的な市民となることを意味する概念として、しばしば用いてきた」と述べている。生涯学習政策の中で、アクティブ・シティズンシップという概念は最重要視されており、社会の中で積極的に役割を果たす力を獲得することが求められている。前掲 19, p.53.
- ⁶⁰ “Home Affairs-Integration”. European Commission.
http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/immigration/integration/index_en.htm (2013/09/15 参照)
- ⁶¹ “Policies on Immigration and the Social Integration of Migrants in the European Community”. Commission of the European Communities. Brussels, 1990, pp21-24.
http://aei.pitt.edu/1261/1/immigration_policy_SEC_90_1813.pdf(2013/06/13 参照)
- ⁶² “Communication on Immigration, Integration, and Employment”. Commission of the European Communities. Brussels, 2003, p.19.
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2003:0336:FIN:EN:PDF> (2013-06-13 参照)
- ⁶³ “Strengthening actions and tools to meet integration challenges – Report to the 2008 Ministerial Conference on Integration”. EUROPA Press releases. 2008-10-08.
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-08-612_en.htm (2013/01/28 参照)
- ⁶⁴ “Education and Training for social inclusion”. European Commission. 2010.40p.
http://ec.europa.eu/education/pub/pdf/llp/llp10_en.pdf (2013/06/13 参照)

4 統合政策における図書館活動の実践例

本章では、EU の統合政策の一環で行われた図書館のプロジェクトの例を説明する。具体的な実践例を紹介する前に、EU が提供する資金の種類について説明する。

4.1 EU の資金提供

統合政策に関係するプロジェクトを遂行するために様々な資金提供の制度が存在し、統合に関するウェブサイト上に詳しい情報が掲載されている。掲載されている資金源の種類は (1) 欧州委員会の諸機関の資金、(2) EU からの資金を管理する各国の資金管理組織からの資金、(3) 民間団体の資金の 3 つに分類することができる。それぞれは補助金と一般入札の 2 通りの方法で提供される。本節では、EU の資金提供制度についてその種類と受給の要件について説明する。

4.1.1 欧州委員会の諸機関の資金提供⁶⁵

欧州委員会には専門機関が存在し、政策を執行している。それぞれの専門機関が各分野のプロジェクトに補助金を提供している。

表 4-1 は各専門機関が提供している補助金の種類を示したものである。内務総局では、EU の非加盟国からの移民や難民に対する加盟国市民と同様の権利の保障を目指す活動に対しての資金提供を行う。「第三国家からの移民の統合へ向けた欧州基金」(The European Fund for the Integration of Third-country nationals) は、各加盟国の資金管理団体によって個々のプロジェクトへ補助金が支給される。EU の加盟国の難民の受け入れや一貫した公平かつ効果的な難民庇護活動を支援する基金である「欧州難民基金⁶⁶」も内務総局の管理下にある。司法総局では、青少年の権利やマイノリティの権利を保護する活動に対する補助金を提供する。

教育文化総局では、第 2 章で示した「生涯学習プログラム」に加えて、文化的多様性に関する国境を越えたプロジェクトや組織へ資金提供する「文化プログラム」と、アクティブ・シティズンシップに関する市民や民間組織の活動への資金提供を行う「市民のための欧州⁶⁷」がある。

そのほかに企業活動を支援する企業・産業総局の補助金制度、雇用社会総局の職業支援、就職支援、すべての欧州市民に対する平等な雇用機会の提供を目的とする「欧州社会基金⁶⁸」、地域政策総局のもとで、都市計画に対する資金提供を行う「都市の持続可能な発展のための欧州プログラム⁶⁹」、

研究への助成金を管理する研究総局の資金提供がある。

表 4-1 資金提供元専門機関と補助金の種類

専門機関	補助金
内務総局 (Directorate General (以下、DG))	・第三国家からの移民の統合へ向けた欧州基

Home Affairs)	金 (The European Fund for the Integration of Third-country nationals) ・欧州難民基金 (The European Refugee Fund)
司法総局 (DG Justice)	・基本的権利と市民権 (Fundamental rights and citizenship)
教育文化総局 (DG Education and Culture)	生涯学習プログラム (Lifelong Learning Programme) ・小中等教育のためのコメニウス (Comenius for schools) ・高等教育のためのエラスムス (Erasmus for higher education) ・教育・訓練のためのレオナルド・ダ・ヴィンチ (「レオナルド・ダ・ヴィンチ」 for vocational education and training) ・成人教育のための「グルントヴィ」 (Grundtvig for adult education) 文化プログラム (Programme Culture) 市民のための欧州 (Europe for Citizens)
企業・産業総局 (DG Enterprise and Industry)	各補助金がその都度情報を公開する。
雇用社会総局 (DG Employment and Social Affairs)	・欧州社会基金 (European Social Fund)
保健・消費者保護総局 (DG Health and Consumer Protection)	・保健プログラム (Health Programme)
地域政策総局 (DG Regional Policy)	・都市の持続可能な発展のための欧州プログラム (European Programme for Urban Sustainable Development)
研究総局 (DG Research)	各補助金がその都度情報を公開する。

典拠：European Website on Integration ” EU Funding” 参照、筆者作成

<http://ec.europa.eu/ewsi/en/funding/publprogtenders.cfm> (参照 2013/12/01)

さらに、EU 専門機関による一般競争入札もウェブサイト上にリストがあげられている。最新の情報は、EU が発行する電子ジャーナル *Tenders Electronic Daily* にアップされる。

4.1.2 需給の要件⁷⁰

資金の受給の要件は、各補助金に対する申請書の提出が必要であり、プロジェクトの実施の意義を明確にすること、資金提供者の提示する条件をみたしていること、目的を明確にすること、プロジェクトがどのように維持管理されるのかを明らかにすること、予算の内訳を明確にすること、現実的な金額を申請すること、他の資金源を明らかにすること、プロジェクト終了後の計画を提示すること、などの条件を満たしていることがあげられる。

4.2 複数国参加のプロジェクト

本節では、EU における移民の統合政策の一環で行われた個々の図書館プロジェクトのなかでも、複数の国が参加した事例について紹介する。

4.2.1 「言語カフェ (Language Café)」

本項では、複数の国家で実践されている「言語カフェ」について紹介する。

(1) プロジェクトの概要

「言語カフェ」は EU の生涯学習政策の言語学習分野のプログラムである Lingua の一環で行われている言語学習の講座である。インフォーマルな形式であらゆる人々が集まり、会話をし、言語を学ぶものである。カフェや、図書館や映画館、書店、学校、パブ、レストランなど様々な公共の場で提供されている。図 4-1 は EU の「言語カフェ」のウェブサイトのトップページである。

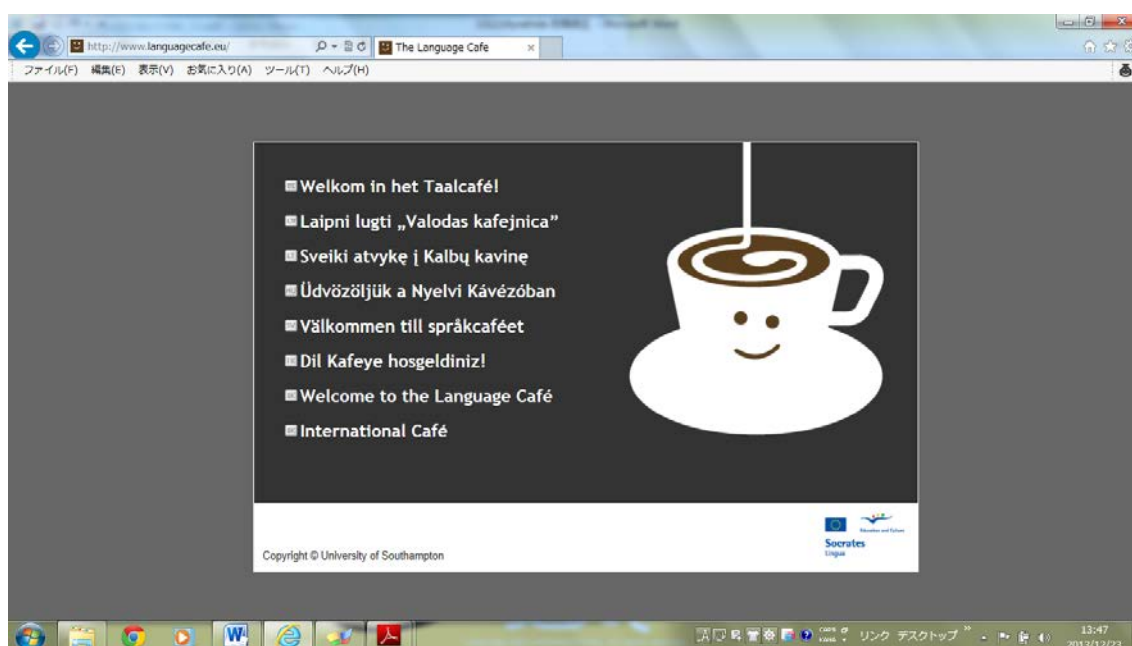


図 4-1 「言語カフェ」のウェブサイトのトップページ

典拠：<http://www.languagecafe.eu/>（参照 2013-12-23）

ウェブサイトのトップページには、「言語カフェ」に参加している国の言語、すなわちラトヴィア語、リトアニア語、ハンガリー語、スウェーデン語、トルコ語、英語それぞれで「ようこそ、言語カフェへ」と書かれており、各国の「言語カフェ」の情報が掲載されたページに飛ぶことができる。

(2) 「リングア」⁷¹

「リングア」は、EU の生涯学習政策の中の「コメニウス」、「エラスムス」、「グルントヴァイ」、職業訓練の「レオナルド・ダ・ヴィンチ」の各分野に横断して行われる言語教育、言語学習に関するプログラムで「言語カフェ」は「リングア」のプログラムとして資金提供を受けている。プログラムの目的として、EU における言語の多様性の促進、言語教育と言語学習の改善への貢献、個人のニーズにあった生涯に渡る言語学習の機会の提供を掲げている。

「リングア」ではあらゆる言語を対象としており、アイルランド語や、ルクセンブルグ語など言語も含まれている。使用されなくなっている言語や、あまり教えられなくなっている言語のスキルの向上にも力を入れている。

「リングア」の対象になる機関は語学学校、大学、語学教師の新人研修や定期研修などを行う施設、言語のリソースセンター、言語教育に関する研究センター、カリキュラム開発施設など教育に関する様々な機関である。

「リングア」の活動は二つに分けられている。言語学習の促進を目的とする Lingua1 と、言語学習の手段と教材の開発を目的とする Lingua2 である。

Lingua1 は言語教育や言語学習を行うことで EU における言語の多様性への支援と言語の教育の構造と仕組みの質の改善を図ろうとするものである。複数の支援対象機関で行われる 3 カ国以上（うち 1 カ国以上が EU 加盟国）の参加が条件となり、プロジェクトの申請をする。EU における多言語文化と、生涯に渡る言語学習のメリットについての認知度を上げ、言語学習に興味を持ってもらい参加してもらうこと、言語学習に関する資源へのアクセスの改善と支援の増加、ヨーロッパにおける革新的な技術や外国語教育に関する優れた取り組みに関する情報の流布、言語学習への個人のアクセスの促進などの分野で行われるプロジェクトが対象となる。

Lingua2 は、言語教育や学習に役立つ教材や教具、また習得した言語スキルを評価する手段を充実させることで言語教育、言語学習の水準を向上させることを目的としている取り組みを対象とするプログラムである。既存の教材を普及させることに加え、新しい教材の開発にも力を入れている。

「言語カフェ」は Lingua1 のプログラムに属する。

(3) スウェーデン王立工科大学 (Kungliga Tekniska högskolan) 附属図書館における「言語カフェ」⁷²

スウェーデン王立工科大学附属図書館は、中央図書館と、4つの専門図書館からなる。「言語カフェ」はほぼ毎日開かれている。言語は日本語、スペイン語、中国語、スウェーデン語、ドイツ語、ポルトガル語、フランス語、英語の8種類が日替わりで開かれている。中央図書館のエントランスを入ったところに広がるスペースで開かれているため、開放的でリラックスできる環境で会話が楽しめる。参加者は主に学生が多いが、大学の職員も対象になっている。

「言語カフェ」プロジェクトは、公共図書館のスペースを利用して、移民どうし、あるいは移民と受け入れ先の社会市民の交流をはかる効果的なプロジェクトである。ここで紹介した事例は大学の附属図書館で、本プロジェクトのウェブサイトに挙げられている事例の多くは、公共図書館以外のレストランやカフェで行われている事例であった。大学図書館以上に、利用者の層が広い公共図書館を交流の場として開放することは、移民の積極的な社会参加のきっかけづくりに大きく役立つと考える。

4.2.2 「語られなかった物語 (Untold Stories: Learning with Digital Stories)」⁷³

本項では、「語られなかった物語」というプロジェクトを取り上げる。

(1) プロジェクトの概要

「語られなかった物語」は、2007年12月から、2013年11月までの期間を設定し、4カ国(チェコ、デンマーク、ドイツ、ギリシア)の特定の地域で生活を営む移民のコミュニティ出身の個人や集団が、自ら電子版の読み物「デジタルストーリー」を創造し、保管し、発表し、共有できる試みである。読み物の中では、受け入れ先の国における移民の人生や経験談などが語られている。

「デジタルストーリー」は文字データや、ナレーションのような音声データを統合して作られた短い「デジタル動画」も含んでいる。デジタルストーリーの提供を補助するために利用可能なソフトウェアの中には画像や音声クリップファイルを検索したり、画像を修正したり、音声を録音再生できるものもあり、全てのデータを用いてひとつの電子版の物語を作り上げる。

このプロジェクトは、従来の形式にとらわれない利用しやすい学習機会の提供をめざして、文化機関、主に公共図書館の機能を活用しようという取り組みである。図書館、博物館、学習センターなどの機関は、移民組織のスタッフと共に、電子版の読み物をつくるために必要な技能や技術を習得した。さらにプロジェクトのスタッフは、ウェブデザインの技術の面で移民のコミュニティ出身の人々向けの訓練や支援のために特殊な教育を受けてきた。デジタルストーリーはあらゆるコミュニティ集団に対して提供された。とりわけ、

最も大きな集団であるウクライナからの移民のニーズに焦点が当てられた。プロジェクト開始当初は、4か国それぞれ25人以上が参加した。2007年度のEUの生涯学習プログラムの「グルントヴィ」の資金提供を受けて実施された。

プロジェクト活動の評価方法としては、参加した地域のワークショップの中で生まれた意見や、質問紙の回答の収集、全てのワークショップの終了後の移民へのインタビュー調査による意見の収集、最終会議に参加した何人かの文化部門の代表者の質問紙の回答による意見の収集などがある。

(2) プロジェクトの目的

「語られなかった物語」は、デジタルストーリー制作に用いるウェブコンテンツの改善に取り組んでいる。また、学外教育における革新的な教授法の産出、実験、評価、普及を通じた成人教育の発信に向けて活動する。

活動の大きな特徴はウェブ上で探し出し、アクセスし、共有できる電子版の読み物の「図書館」を作るプロセスを作ったことであった。「語られなかった物語」の実践によって、ヨーロッパの電子図書館界におけるパートナーとのやり取りをする機会が増加し、より広範囲での活動が可能となった。さらに、学外教育における新しい持続可能な基盤が確保され、ヨーロッパの電子図書館構想の新しい形として注目された。

さらに、重要な目的としては、個人の学習活動の促進がある。移民の中でもとりわけ若い世代の人々の落ちこぼれや、早期の退学を防ぐために、個人が積極的に学習活動に取り組む姿勢を身につけることが必要であると考えられ、インターネットを用いた学習システムに目が向けられた。

(3) 活動内容

プロジェクトの重要な目的の一つは、個人の学習活動を促進し、学習意欲を向上させ、さらに積極的な学習を促すきっかけを作ることであった。移民の集団の中で電子版の物語に対して期待されているものは読み書き、会話のスキルの向上とより効果的な協力関係の構築などであった。

プロジェクト期間のうちの2年間を費やし、以下の段階を追って活動してきた。

- ① デジタルストーリーを作成するエンドユーザーのニーズに合わせたソフトウェアツールの改善
- ② ソフトウェアツールの利用方法や利用者に対しての指導方法に関する図書館や博物館のスタッフの訓練の実施⁷⁴
- ③ 25名の参加者によるデジタルストーリー制作の試験的实施
- ④ デジタルストーリー制作のワークショップの開催

- ⑤作成されたデジタルストーリーをウェブ環境で利用するための電子図書館システムの構築
- ⑥デジタルストーリー制作の参加者について学習への影響に関する評価
- ⑦デジタルストーリーの普及と電子図書館の構築
- ⑧作成者と利用者の学習への効果の評価
- ⑨プロジェクト成果のヨーロッパ全体への普及
- ⑩ヨーロッパ全体への普及とデジタルストーリーの電子図書館の継続の方法の模索

プロジェクトの実践によって、ウェブサイトで閲覧できる 125 を超える数の電子版の物語を扱う電子図書館システムが構築された。また、ワークショップや会議から発信される情報、英語、ドイツ語、デンマーク語、チェコ語、ギリシア語の 5 種類の言語で利用できるソフトウェアツール、さらに、英語、ギリシア語、チェコ語の 3 種類によるプロジェクトのウェブサイト、活動に関する包括的な評価報告が提供された。

移民が自らの体験談をデジタルストーリーの作成を通して語ることによって、あらゆる人に移民の人々の境遇を伝えることができる。また、同じ移民同士で体験談を共有できること、さらにデジタルストーリーを作成するためのコンピュータスキルを同時に学ぶことができる点で、優れた実践であるといえる。

4.1.3 「ストーリーテリング (Story Telling)」

ノルウェーのオップラン州にあるオップラン県図書館 (Oppland Fylkesbiblioteket) では、EU の生涯学習プログラムの成人教育分野「グルントヴィ」の一環として、資金提供を受けている。ここでは、ノルウェーの教育活動を統括する教育部門の国際協力センター (The Norwegian Centre for International Cooperation in Education) について、さらに EU のプロジェクトの一環で行われている図書館の活動について紹介する。

(1) 教育における国際協力センター⁷⁵

教育における国際協力センター (Senter for internasjonalisering av utdanning) は、教育の分野における国際協力や標準化や可動性の増進や促進、さらに国際的なコミュニケーションや交流に伴う文化的な障壁を取り除くことを目的とする組織である。センターはノルウェーの国際化の政策に基づいた方針のなかで重要な役割を担っている。教育分野における国際プログラムや方策を統括しており、国内外の組織から様々なレベルでの教育に関するプログラムの管理を委託されている。

(2) 県図書館の概要⁷⁶

県図書館は、長年にわたり図書館の発展のために、インクルージョンと多文化図書館としてのサービスの知識と指導の中心施設となるべく努めてきた。2011年10月に、県図書館は「開かれた図書館」プロジェクトの実践にあたり国から援助を受けた。インクルージョンは社会において図書館の核となる役割であり、すべての人が教育を受ける機会を与えられるべきであるという考えのもとに行われている。その効果は現在も定評があり、県図書館はそのプロジェクトの実施費用として30万ノルウェークローネの資金援助を受けている。

(3) プロジェクトの概要⁷⁷

「ストーリーテリング」プロジェクトは、成人教育分野「グルントヴィ」の資金提供を受け、イタリア、北アフリカ、トルコ、ノルウェーからの5つのパートナーが「ストーリーテリング」と「インクルージョン」の2年間のプロジェクトに参加する活動である。

ストーリーテリングプロジェクトのタイトルは、「異邦人—マジョリティとマイノリティの対話を発展させるための方法としてのストーリーテリング」である。このプロジェクトは、母国を離れ、新天地にやってくる移民が、自身のアイデンティティと経験についての話をする活動である。物語は、グループディスカッションや言語訓練の中で語られ、最終的には物語と多文化間のグループディスカッションを進めていく方法をまとめたハンドブックを作り上げることが目標として掲げられた。

EUのプロジェクトに参加したことによって、県図書館が活動の中で重要視している、「社会的統合への寄与」に貢献できたと考えられる。地方の図書館が「国際的に開かれた場としての図書館」になることが期待される。

4.2 単館での活動実践

本節では、公共図書館における優良実践のなかでも、一つの国の特定の地域で実施されたプロジェクトの例を取り上げ紹介する。

4.2.1 「コミュニティセンター・ゲレロプ (Community Centre Gellerup)」

デンマークの公共図書館は、コミュニティの発展のために他の地方機関や民間団体との協力やネットワークを活用し、より積極的に活動を行っている。とりわけマイノリティ民族に対する情報提供の場として公共図書館は重要な役割を果たしている。本項では、デンマークの公共図書館が行うプロジェクト「コミュニティセンター・ゲレロプ」について紹介する。

(1) ゲレロプ公共図書館 (Gellerup Bibliotek)⁷⁸の概要

ゲレロプ公共図書館はデンマークでコペンハーゲンに次ぐ第二の都市オーフスに属する。ゲレロプには様々な国籍の人々が生活している。住民は低所得⁷⁹で6割が社会保障給付を受

けている。14歳以下の子どもの人口が全体の4割を占める。52種類の異なる言語が使用されており、中にはすべての生徒がバイリンガルの学校も存在する。

(2) プロジェクトの概要⁸⁰

「コミュニティセンター・ゲレロプ」は、2005年7月から2007年7月までの期間を設けて、デンマーク図書館協会とオーフス市の助成により実施されたプロジェクトである。

プロジェクトの目標は、社会組織と市の団体の新しい連携体制の構築である。プロジェクトが立ち上がった理由として、一つ目には、公共図書館の従来の役割を越えた多機能型のコミュニティセンターとしての可能性への期待である。二つ目は、ゲレロプのように多文化が混在するコミュニティにおいて、移民の社会的統合の発展を目指していることである。

「コミュニティセンター・ゲレロプ」はゲレロプ図書館、保健所、公共情報サービスと職業斡旋所によって構成されている新しい組織である。「コミュニティセンター・ゲレロプ」はさまざまな方法でデンマークの社会の情報を提供することを目的としている。市民のニーズに基づき、プロジェクトは組織の枠をこえて活動する。

「コミュニティセンター・ゲレロプ」では住民がコミュニティセンターにおけるサービスの発展の一役を担っている。プロジェクトはあらゆる組織や行政機関から資金提供を受け、個人や団体のボランティアの協力も受けて活動している。

2000年から、ゲレロプ図書館は日々の活動を発展させ社会政策に積極的に参加してきた。そして図書を扱うだけのデンマークの伝統的な図書館から変化してきた。特に、インターネットを用いた言語学習の講座や、宿題の支援、クラブ活動、さらに健康、居住、労働、子育て支援を含む家族問題に関する匿名のカウンセリングなどの新しいサービスが行われてきている。「コミュニティセンター・ゲレロプ」では匿名でカウンセリングやガイダンスを受けることができる。新しいサービスは行政に対する懐疑心を抱く住民にとって非常に重要な役割を果たしている。

(3) プロジェクトの計画⁸¹

コミュニティセンターがプロジェクトの計画を進めるうえで重要視するのは、個人の期待するサービスがサービスを提供する上でのパートナーや利用者のニーズに合うかどうかである。プロジェクト活動には以下の内容が盛り込まれた。

- ① コミュニティセンターは、地域のコミュニティの協力のもとに行った少人数の集団へのインタビューを通して、ニーズや課題を分析する。どの集団のニーズか、どの課題が住民や職員が最も重要視しているのかなど、プロジェクト関係者全体の認識を一致させることを目指す。

- ②警備や犯罪といった賛否両論あるテーマとの関連の中で、紛争の解決へ向けて考える能力の増進を図る。
- ③参加者の意識を、地域が抱える問題そのものから、コミュニティの将来に向けて明確な目標を立てることへと切り替えていく。
- ④手順と枠組みと規則に関する全体の賛同を得て、プロジェクトを遂行する。

プロジェクトを進めていく過程では、活動に対する評価が重要視された。中核となる価値観、将来像、政策に基づき評価を行い、図書館の運営方針に配慮し評価された。また評価には、国内外の図書館の方針や戦略も考慮された。加えて、職員や協力関係にあるパートナーだけでなく周辺地域のコミュニティも、プロジェクトの目的を理解しオーナーシップを持って活動を進めていくことが挙げられた。

(4)参加機関と活動内容⁸²

ここでは、プロジェクト活動の中心となった保健所 (Health House)、公共情報サービス (Public Information)、ゲレロプ公共図書館、職業斡旋所 (Job Corner) に関して、それぞれの活動内容を紹介する。

保健所は、オーフスやデンマークの中心に位置する地域にあるいくつかの自治体のなかで連携して活動する施設である。職員には訪問医療従事者、歯科衛生士、助産師が含まれている。ゲレロプ公共図書館と同じ施設に統合される以前は、積極的に家族向けの訪問医療を行っていた。しかし、保護者向けの講習会を開く場所や、個別のカウンセリングを行う場所がなかった。一方で、歯科衛生士は地域の学校訪問以外の仕事を求めている。プロジェクトでは、オーフス西部地区で生活するこれから子どもを持つ親や、幼い子どもを持つ家族、とりわけ社会生活や健康面で問題を抱える移民の家族を対象にサービスを提供する。例えば、若い母親たちを対象に、ライフスタイルや栄養学や運動、身体や避妊、子どもの病気、「乳幼児を迎えるための準備講座」、「子どもの食事」、親子の集会、歯科検診や妊産婦のための講座など様々な活動を行う。

公共情報サービスは住民に対し、匿名のカウンセリングを行っている。主な対象はデンマーク以外の民族出身の人々である。カウンセリングは労働市場の問題、教育、デンマーク市民権や居住権の問題、社会サービス、住宅手当など様々な問題への対応を行う。市民はカウンセリングを通して自治体当局とのコミュニケーションを図ることができ、申請書の提出や抗議を申し立てることができる。週に一度、法律相談を行っている。さらに、職員は利用者に対して公共サービスの利用案内を行っている。中でも高齢者向けの年金事業に関する情報提供を積極的に行っている。

ゲレロプ公共図書館は、従来の図書館サービスに加えて、インターネットを用いた子ども向けのサービスや、保育施設での言語および学校の教科の学習の支援、読書活動や情報

技術支援機関の協力を得たインターネット利用の訓練など様々なイベントや会合が開かれている。

職業斡旋所の活動は、2007年8月1日まで図書館サービスの一部だった職業案内が、雇用省（the Department of Employment）の管轄に組み込まれたことを契機として始まった。利用者は匿名でカウンセリングや職業関連のガイダンスを受けることができ、就職活動のあらゆる段階で支援を受けることができる。就職支援を行うコンサルタントは就職活動中の人の健康状態に対しても注意を払うようにしている。図 4-2 は参加機関の関連を表した図である。

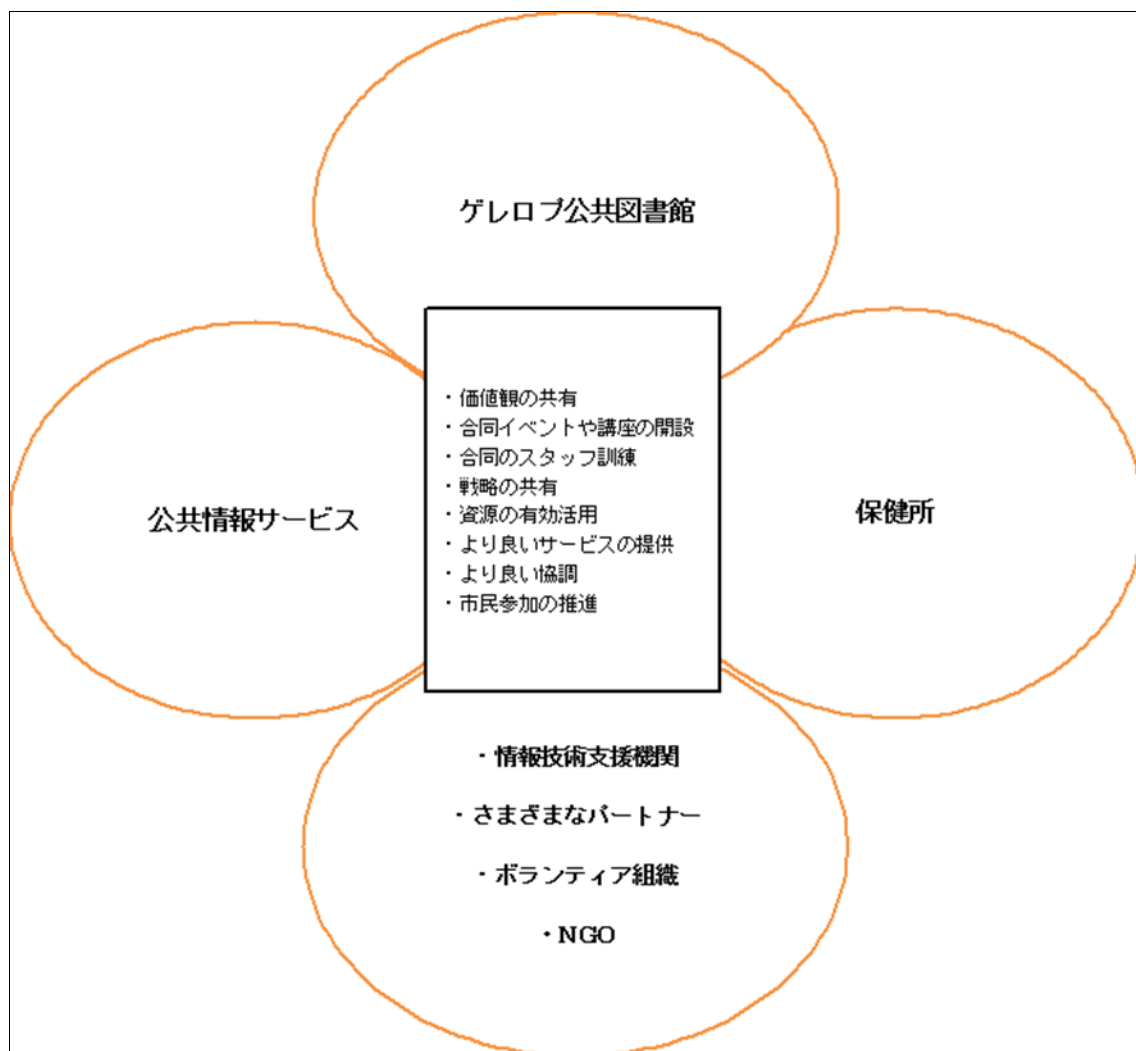


図 4-2 「コミュニティセンター・ゲレロブ」の参加機関

典拠：IFLA ウェブサイトに基づき筆者作成

“What is Community Center Gellerup?” . World Library and Information Congress: 73rd IFLA General Conference and Council. Durban, 2007, p. 3. (参照 2013-09-27)

(5) プロジェクトの将来像⁸³

「コミュニティセンター・ゲレロプ」では、プロジェクト期間が終了した現在も、サービスを継続して提供している。プロジェクト終了直後の報告書の中で、その後の活動方針について言及されている。はじめに、職業コーナーの展開である。すでに職業に関するサービス事業は2007年8月1日から雇用省の下に編成されている。またボランティアについては、引き続き子どもの読書活動支援や、宿題の支援を行ってもらうことなどが挙げられている。さらに、住民によって運営されるイベントや会合の発展についても言及されており、多民族間の交流の促進が目標として掲げられている。「コミュニティセンター・ゲレロプ」は少数民族の社会参加の促進に貢献するため、住民が積極的に活動し意見交換できる場を提供し、住民との連携の中でサービスの発展を目指すとしている。

プロジェクトの活動は、必ずしも公共図書館が行う必要がないとも思われるサービスをあえて公共図書館が行うことで、コミュニティで生活する移民の社会的統合を促進させる試みである。プロジェクト活動を通して、ゲレロプ図書館は単に図書資料の貸出、閲覧サービスの提供の場から、地域住民、とりわけマイノリティのニーズに応じて、あらゆる分野における生活支援を行うコミュニティセンターへと姿を変えた。さまざまな組織や団体との連携を重視した「コミュニティセンター・ゲレロプ」のプロジェクトは、地域における社会組織や機関と公共図書館の連携の一つのモデルとなる活動であるといえる。

4.2.2 「ワールド・イン・ヴェステルボッテン (The World in County Västerbotten)」

本項では、スウェーデンの北部に位置するヴェステルボッテン県図書館が行ったプロジェクト「ワールド・イン・ヴェステルボッテン」について紹介する。

(1) プロジェクトの概要⁸⁴

「ワールド・イン・ヴェステルボッテン」は、移民の統合に向けての公共図書館の役割を模索する活動である。プロジェクト期間は2009年5月15日から2010年3月31日で、公共図書館が多文化交流の機会や異文化間での対話や知識交流の場を提供するなど、移民サービスの改善を目指す。主な対象は15歳から25歳のスウェーデン人及び、移民である。

ヴェステルボッテン県図書館は、スウェーデンの図書館ネットワークの一部である。県全体の図書館の発展のために、民主主義、包括性と多様性の強化を目指している。ヴェステルボッテンの3つの病院の図書館ウメオ大学病院図書館 (sjukhusbibliotek Alva kultur vid Norrlands universitetssjukhus i Umeå)、リクセーレ病院図書館 (sjukhusbibliotek Lycksele)、シェレフテオ病院 (sjukhusbibliotek Skellefteå) の運営も行う⁸⁵。

(2) 主な活動内容⁸⁶

プロジェクト活動の一環で、週末に移民の参加者が芸術作品を用いて自分自身と自分の歴史について表現するワークショップが開かれた。また、プロジェクト期間中に2回開催

された「カルチャー・キャンプ」というイベントでは約 50 人の参加者がスポーツを行ったり、文章や、絵画、映像、写真など様々な手法が用いて作品を創作したりした。同イベントでは、ジェンダーや宗教に関する価値観や意見についてのディスカッションも行われた。

若い世代を対象とした講義やセミナーが定期的に行われた。コミュニティにおける多文化間の接点を強化し、プロジェクト期間終了後も地域の団体や組織において継続されている。参加者は、性別や出身を問わず、都市部、郊外、地方から広く訪れた。

プロジェクト期間中、ウメオ (Umeå)、ビルヘルミナ (Wilhelmina)、オーセーレ (Åsele) の 3 つの自治体から参加者を募集し、3 つの自治体すべてで様々な活動が行われ、計 500 人から 600 人が活動に参加した。プロジェクトでは図書館とともに、オーセーレとビルヘルミナのコミュニティセンター、ウメオのスポーツクラブが協力し活動した。その他に、「カルチャーストーム」という組織、映画の制作団体、生涯学習施設、キリスト教青年会などがパートナーとして参加した。

開催されたイベントの特徴として挙げられるのが、参加者間の連絡の手段として電子メールや Facebook が用いられたことである。特に Facebook のようなソーシャルメディアは参加者の世代の人々にとって利用しやすい有効な手段であると評価された。

(3) プロジェクトの目的

プロジェクトの目的は、15 歳から 25 歳という若い世代の移民のスウェーデン社会への積極的な参加を促すこと、そして、同世代のスウェーデン人の若者に多文化社会における機会とメリットを示すことである。また、このプロジェクトを通して、公共図書館が移民の統合にどのように貢献できるのか、地域におけるその他の文化機関とどのように連携を図るのか、その手がかりを得ることもこのプロジェクトの大きな目的の一つである。

(4) プロジェクトの効果

ヴェステルボッテン県図書館への影響としては、社会的統合の問題に関する深い知識を得る機会になったこと、そして統合問題が地域の図書館の伝統的な使命である文化的の取り組みとどのように関連付けられるのかを考える機会になったことが挙げられる。公共図書館は移民の社会的統合の過程でより積極的に活動する機関として認識された。さらに自治体の図書館だけでなく、学校や教育機関、政策機関、その他あらゆる関係者との統合の分野における連携の発展につながった。

プロジェクトの報告書には、活動を通して得た重要事項が挙げられている⁸⁷。一つは、若い世代の人々をプロジェクトのプロセスに巻き込むには柔軟に対応する能力が必要であるということである。若い世代の参加者が家庭の中にいるような親しみを感じられるように接することが重要であるとする一方で、EU のプロジェクトや自治体の行政制度のもとでは、たやすくできることではないと指摘する。しかし、政府や社会制度と若い世代の人々との

ギャップを埋めるためにはプロジェクトの主催者側の柔軟性が不可欠であると強調する。

もう一つは、統合への取り組みと文化関連の取り組みは同じ方法論が当てはまるということである。スウェーデン社会は、様々な民族、宗教、文化背景を持つ人々が移民として共生している。同報告書は、世代の人々は異なるグループやサブカルチャーに参加することで、自分自身について、さらに自分と自分が生活する社会との関係性の重要性を知ることができるかと結論づけられた。

「ワールド・イン・ヴェステルボッテン」プロジェクトは、若い世代の移民とスウェーデン人の交流を通して統合へ貢献しようと試みた。若い世代とサブカルチャーの密接な関係に注目して企画されたプロジェクトは、移民の社会参加の促進活動だけでなく、これからの社会を担う若い世代の社会参加の促進を目指す活動のモデルになる活動であるといえる。

4.2.3 「開かれた図書館 (Biblioteca Abierta)」

本項では、スペインのマドリードの公共図書館で行われている移民のための言語プロジェクトについて紹介する。

(1) プロジェクトの概要⁸⁸

「開かれた図書館」はスペインのマドリードの公共図書館における読書推進活動の一環で行われた言語プロジェクトである。すべての市民が、情報や文化へアクセスする際の障壁を克服し、情報社会への参加を促すことを目的としている。EUの資金を得て2004年にマドリードの図書館スタッフの会合でプロジェクトの企画が立案され、2005年10月から開始された。プロジェクトはマドリードの社会・文化組織の間で評価され、移民団体やNGOだけではなく、地域の様々なサービスや学校活動の参考にされている。現在でも自治体の資金をもとに活動が継続されている。

プロジェクトは、外国人のスペイン語学習の資料や多言語の情報資源へのアクセス、そして図書館における語学学習教材の増加を通して、マドリードのコミュニティの移民統合の促進を目指す。さらに公共図書館の統合ネットワークへの参加、コミュニティのあらゆる部門との連携の促進によって、公共図書館の「文化的統合のモニター」としての発展、新たな移民のスペイン文化へのアクセスを可能にすることを目的とする。

プロジェクトは非スペイン語話者の移民だけではなく、マドリードの全市民をターゲットとし、言語や文化の学習支援を行なう。マドリードに住む人々の多言語や多文化資料へのアクセスに関する様々なニーズに応えるべく活動している。

「開かれた図書館」プロジェクトでマドリード市立図書館は、ドイツ語、フランス語、英語、ハンガリー語、イタリア語、ポーランド語、さらにスペインの地方公用語であるカ

タラーナ語、ガリシア語、バスク語などの言語資料の蔵書の増加、全図書館におけるスペイン語を中心とした言語の教授法の資料の提供などを行った。

「開かれた図書館」プロジェクトは、図書館ネットワークを通して、資料やサービスや多言語多文化の活動を発展させ、移民と受け入れ先の社会との統合と相互理解を実現させることを目指す。「開かれた図書館」では、言語の自主学习、外国人向けのスペイン語、母語以外での読書、デジタルリテラシー、就職活動のためのワークショップなどの、図書館の多文化サービスを発展させるべく、参加図書館の図書館員で構成されたチームを結成した。メンバーは、参加図書館の図書館員、スペイン語の他に、移民の母語の中で人口の多いドイツ語、フランス語、英語、ハンガリー語、イタリア語、ポーランド語の中の少なくとも一つを話すことができる通訳、マドリードの図書館と他の参加自治体の図書館の二つの運営を担う責任者で構成された。

プロジェクトの継続を考慮しプロジェクトの実施には図書館員が重要な役割を担ったが、プロジェクト活動の大部分は、通訳を介して行われた。

(2)文化・言語センター(Centros de Interés Cultural)⁸⁹

文化・言語センターは「開かれた図書館」プロジェクトの活動の中心となった機関である。センターはマドリードのコミュニティの公共図書館のネットワークに組み込まれており、アラビア語、ブルガリア語、中国語、ポーランド語、ルーマニア語、ロシア語の6種類のセンターが存在する。「開かれた図書館」は、英語、フランス語、ドイツ語、イタリア語などスペイン語以外の言語の学習教材不足や、移民のコミュニティにおける言語的コミュニケーションの問題、アラビア語、ブルガリア語、中国語、ポーランド語、ルーマニア語、ロシア語などで書かれたスペイン語学習教材の不足など、地域における言語に関する問題解決に貢献する公共図書館づくりを目指す。

蔵書は複数の言語で書かれた資料、スペイン語に訳された資料、外国人のためのスペイン語学習教材などから構成される。あらゆるテーマの資料を扱っており、小説、古典や現代作家のそれぞれの母語による作品とスペイン語に訳された作品、スペイン人作家のスペイン語版の作品と他の言語に訳された作品、哲学、宗教、政治、伝統文化、スペイン、マドリードの旅行ガイドなどがある。さらに、音楽や映像資料、定期刊行物も扱う。特に重視されているのは、移民団体やNGOによって出版された統合に関する資料の設置である。

以上のようなテーマの資料は、他国や他の言語区域における活動が実施されるたびに図書館の蔵書に追加されている。2007年10月から2008年6月の間に講演会やディベート、ラウンドテーブル、芸術や文学作品の展示、映画上映、子どものためのアクティビティ、移民のためのスペインの言語と文化のワークショップなど600以上のプログラムが行われた。

文化センターはスペイン語とロシア語、スペイン語と中国語など二言語による表示がなされている。マドリードの地域の公共図書館ネットワークの規則は「開かれた図書館」プ

プロジェクトのすべての言語であるポーランド語、ロシア語、アラビア語、中国語、ルーマニア語、ブルガリア語に訳されている。

2004年のプロジェクト開始時には10,890点の資料がマドリードの図書館に準備され、2008年5月には30,624点までに増加した。2008年半ばには8,500点の映画、図書、学習教材が完全に英語版に作り替えられ、ルーマニア語版、イタリア語版、ポーランド語版なども作成された。

(3) 協議会・ラウンドテーブル・ワークショップ⁹⁰

プロジェクトの一環で行われた注目すべき活動として、図書館員同士の情報交換や、事例紹介のための協議会、ラウンドテーブル、ワークショップがある。

マドリード地区では図書館職員間の情報交換のためのセミナー組織に参加し、図書館員の多文化社会における挑戦の機会を提供し、マイノリティの社会への統合における図書館の可能性を模索している。2008年から「図書館と多文化社会」と題された会議が行われている。

2009年4月2日、3日に、マドリードの文化・スポーツ・観光省とビリャ・デ・バリェカス公共図書館 (Biblioteca Pública Villa de Vallecas) が行った会議では、アメリカ、ドイツ、スペインから図書館員が集い、それぞれの図書館の実践例について紹介するラウンドテーブルが行われた。具体的には、「今日の公共図書館と社会」、「会話とアイデンティティの発展のための空間・コレクション・図書館活動の現実と仮想のシナリオ」の二つのテーマが設けられ、参加した図書館員自身が所属する図書館の事例を紹介した。さらに、子ども向けのサービスや、移民向けのサービスの実践的ワークショップも開かれた。

(4) プロジェクトの効果⁹¹

プロジェクト活動の効果としては、2006年以前は存在しなかったアラビア語、ロシア語、ポーランド語、ブルガリア語、ルーマニア語、中国語の資料コレクションを生み出したこと、多文化スペースの設置がある。また、毎年、15,000人から20,000人の新規利用者が図書館を訪れるようになった。移民のための活動をする民間組織との協働関係も形成された。

「開かれた図書館」プロジェクトは言語学習の支援や、多言語資料を充実させることで、地域における移民の図書館利用を促し、移民の社会参加の促進に貢献している。他国の図書館との協議会の開催など国際的な情報交換の機会を設けることで、図書館に関する新たな視点が得られ、さらなるサービスの向上が期待できる。

4.2.4 「ダブリン市立図書館プロジェクト」⁹²

本項では、アイルランドのダブリンの公共図書館で行われている活動について説明する。

(1) プロジェクトの概要

ダブリン市立図書館 (Dublin City Libraries) のプロジェクトは、2001年にスタートした。ダブリン市立図書館による合法移民のための英語学習の制度と枠組みづくりをめざす。

ダブリン市は、アイルランドの首都で、人口は約 52 万人⁹³の都市である。ダブリン市では、2006年にEUから資金提供を受け、「ダブリン市における地域の社会的統合政策 (Cities for Local Integration Policy)」というプロジェクトが立ち上がった。このプロジェクトの開始当時、人口の 15%がアイルランド国籍を持たない人々であった⁹⁴。このプロジェクトの目的は、統合政策における地域のネットワークづくりである。ダブリン市の企業や、ボランティア団体、NGOなどとの協力関係を築き、地域における移民の統合問題の解決へ向け様々な活動に取り組む。ダブリン市立図書館での活動は、このプロジェクトに統合され、2006年以降も継続してサービスが提供されている。

ダブリンの公共図書館サービスは、32 の分館とサービス拠点を中心に運営されており、国内では最大規模の組織である。民族や国籍を問わず全ての利用者に対するサービスを提供する場を目指し活動している。100 種類の異なる国籍の利用者が図書館を利用しており、移民、難民が集う場所として重要な役割を担っている。

(2) オープンラーニングセンター

オープンラーニングセンター (Open Learning Centre) は中央図書館に設置された学習のための施設である。

予約制のコンピュータと言語学習の講座や、インターネットによる言語学習プログラムが提供されている。50 時間以上センターを利用すると表彰されるシステムがあり、50 時間を超えると初級レベル、70 時間以上で中級レベル、90 時間以上で上級レベルといったように学習時間に応じてレベルが上がっていく。IELTS や TOEIC、TOEFL などの英語学習のための教材や、英語の教授法に関する資料も提供されている。

(3) 主な活動内容

プロジェクトでは、15 種類の言語による「あなたの言語による本を貸出します」というリーフレット・ポスターを作成し、中央図書館では利用登録などの手続きが複数の言語でできるようになった。また、英語、アイルランド語、フランス語、ロシア語、ポーランド語による公共図書館の利用者に対するアンケート調査⁹⁵が行われた。複数言語による利用促進のためのパンフレットが作られ、語学学習のための設備が整った中央図書館の学習センターはあらゆる国籍の人々に利用されている。また、各分館では会話プログラムが開催された。

(4) プロジェクトの効果

オープンラーニングセンターでの活動はEUによって2006年の「ランゲージ・アンバサダー・オブ・ザ・イヤー」⁹⁶で表彰された。また、ダブリン市立図書館はミース（Meath）州、ウォーターフォード（Waterford）州、国家図書館評議会（the National Library Council）と連携し、文化的多様性へ向けた会議「公共図書館の役割と文化的多様性（The Role of Public Libraries and Cultural Diversity）」を開催するなど、文化的多様性への関心が深まったことがうかがえる。2001年から2006年の間、中央図書館の学習センター利用を目的とした登録者数は36%増加した。2006年には120の異なる国籍の人々が語学支援サービスを利用する目的で図書館に登録した。

ダブリン市の事例は、行政が主導して地域の社会的統合へ向けて積極的に政策を行う際の一つのモデルとなるであろう。公共図書館は、教育の分野で大きく貢献することができ、特に言語習得の支援という地域における社会的統合の重要な役割を果たすことができる。さらに、公共図書館での取り組みが表彰されたことによって、公共図書館での活動の認知度も向上し、さらなる利用者の増加も期待できる。

4.2.5 「言語図書館（language library）」⁹⁷

本項ではベルギーのアッセ（Asse）にある公共図書館で行われたプロジェクトについて説明する。

(1) プロジェクトの概要

言語図書館は2007年にアッセの資金で行われた図書館における言語プロジェクトである。プロジェクトの目的は、オランダ語の学習支援を通して、教育過程における落ちこぼれを減らすこと、さらに、子どもたちに課外学習の機会を提供することである。そのために子どもたちに図書館の活用法を身につけさせ、子どもたちが必要とする支援を提供している。学校に実際に訪問し、プロジェクトに対する子供たちの反応を間接的にたずねることで、できる限り子どもたちのニーズにあった支援が提供できるようにしている。

(2) 主な活動内容

「言語図書館」は毎週水曜日にアッセの公共図書館のゼリック分館（the library of Zellik）で開かれる。ゼリック分館では子ども、子を持つ親、教員、ボランティアなどがゲームやDVDなど多言語の資料を無料で借りることができる。子どもたちは家にいながらオランダ語を学習し、オランダ語に親しむことができる。

さらに、子どもたちは希望によってオランダ語の個別指導を受けることができる。具体的には、ボランティアスタッフと一緒にオランダ語の本を読んだり、語学の宿題を手伝ってもらったりすることができる。

3ヶ月に1回の頻度ですべてのボランティアスタッフが活動報告をし、評価を行う。個別指導の時間は毎回人気で予約が埋まった。スタッフにプロジェクトの実施に対する感謝の言葉をかけられることもあった。

学校や教員との協力体制を築き、できる限り子どもたちが安心して図書館サービスを利用できるようにしたことが、このプロジェクトの成功につながる重要なポイントである。図書館利用を定着させることは、あくまでも利用者の自主性に委ねられている。図書館側がどれだけ利用しやすい環境を作ることができるかが、プロジェクトの成功にかかっているとと言える。

⁶⁵ “EU Funding”. European Commission.

<http://ec.europa.eu/ewsi/en/funding/publprogtenders.cfm> (参照 2013-11-30)

⁶⁶ 2004年12月、欧州理事会の決定により設立。“Refugee Fund”. European Commission. http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/financing/fundings/migration-asylum-borders/refugee-fund/index_en.htm (参照 2013-12-09)

⁶⁷

⁶⁸ “European Social Fund”. European Commission.

<http://ec.europa.eu/esf/main.jsp?catId=35&langId=en> (参照 2013-12-09)

⁶⁹ “Urban development”. European Commission.

http://ec.europa.eu/regional_policy/activity/urban/index_en.cfm (参照 2013-12-09)

⁷⁰ “Funding”. European Commission.

<http://ec.europa.eu/ewsi/en/funding/index.cfm> (参照 2013-12-01)

⁷¹ “Lingua Overview”. Education Audiovisual and Cultural Executive Agency.

http://eacea.ec.europa.eu/static/en/overview/lingua_overview.htm (2013-05-16)

⁷² “Language Café”. Kungliga Tekniska högskolan library.

<http://www.kth.se/ece/avdelningen-for-bibliotekstjanster-sprak-och-kommunikation/sprak-och-kommunikation/verksamhet/sprakcafe-1.188630> (2013-05-14)

⁷³ “Untold Stories: learning with digital stories”. European Commission.

http://ec.europa.eu/ewsi/en/practice/details.cfm?ID_ITEMS=15463 (2013/09/20 参照)

⁷⁴ 2008年5月にすべての参加図書館と博物館のスタッフも交えたワークショップが開かれ、研修が行われた。ワークショップの大きな目的の一つは、エンドユーザーである移民が自分たちの住む地域でソフトウェアツールを利用してデジタルストーリーを作成できるようにすることである。

⁷⁵ “About SIU”. SIU.

<http://www.siu.no/eng/Front-Page/Global-menu/About-SIU> (参照 2012-10-30)

⁷⁶ “Libraries in Oppland inclusion venues”. Oppland County Library.

<http://www.oppland.no/Fag-og-tjenester/Fylkesbiblioteket/Nyheter/Bibliotekene-i-Oppland-som-inkluderingsarenaer/> (参照 2013-10-30)

⁷⁷ “New EU project to the County Library”. Oppland County Library.

<http://www.oppland.no/Fag-og-tjenester/Fylkesbiblioteket/Nyheter/Nytt-EU-prosjekt-til-Fylkesbiblioteket1/> (参照 2012-10-30)

⁷⁸ “Community Centre Gellerup”. European Website on Integration.

http://ec.europa.eu/ewsi/en/practice/details.cfm?ID_ITEMS=520 (2013/09/27 参照)

⁷⁹ オーフス全体で平均年収 148,000DKK(デンマーククローネ、日本円で約 260 万円)であるのに対し、地域の平均年収は 110,000DKK (約 195 万円)。

-
- ⁸⁰ “From Library to Community Centre”. Aarhus Kommune. 2007, 32p.
https://www.aakb.dk/files/file_attachments/24._juni_2010_-_925/ccg_rapport_uk_download.pdf (2013/09/27 参照)
- ⁸¹ “What is Community Center Gellerup?”. World Library and Information Congress: 73rd IFLA General Conference and Council. Durban,2007,11p.
<http://archive.ifla.org/IV/ifla73/papers/128-Hedelund-en.pdf> (2013/09/27 参照)
- ⁸² 前掲 80, (2013/09/27 参照).
- ⁸³ 前掲 80, (2013/09/27 参照).
- ⁸⁴ “The World in County Västerbotten”. European Website on Integration.
http://ec.europa.eu/ewsi/en/practice/details.cfm?ID_ITEMS=19896 (2013/10/12 参照)
- ⁸⁵ “Länsbiblioteket i Västerbotten”. Region Västerbotten.
<http://regionvasterbotten.se/kultur/lansbiblioteket-vasterbotten/> (2013/10/11 参照)
- ⁸⁶ 前掲 80, (2013/10/12 参照) .
- ⁸⁷ ”Världen i Västerbotten Ett integrationsprojekt drivet av Länsbiblioteket i Västerbotten”. European Commission.
<http://www.esf.se/Documents/V%C3%A5ra%20program/Integrationsfonden/Slutrapporter/Slutredovisning%20V%C3%A4rlden%20i%20v%C3%A4sterbotten.pdf> (参照 2013-10-13)
- ⁸⁸ “Open Library”. European Commission.
http://ec.europa.eu/ewsi/en/practice/details.cfm?ID_ITEMS=29019 ,(2013/11/06 参照)
- ⁸⁹“Centros de Interés Cultural”. Comunidad de Madrid.
http://www.madrid.org/cs/Satellite?c=CM_InfPractica_FA&cid=1142625703425&language=es&pagename=ComunidadMadrid%2FEstructura&pid=1273078188154&pv=1142625798908 (参照 2013-11-05)
- ⁹⁰“Jornadas, mesas redondas y talleres”. Comunidad de Madrid.
http://www.madrid.org/cs/Satellite?c=CM_InfPractica_FA&cid=1142625703425&language=es&pagename=ComunidadMadrid%2FEstructura&pid=1273078188154&pv=1142625847393 ,(2013/11/06 参照)
- ⁹¹ 前掲 84, (参照 2013-11-06)
- ⁹² Cudden , Jamie “Case Study on Diversity Policy in Employment and Service, Provision-Dublin, Ireland”. Dublin City Council. 2008,33p.
http://ec.europa.eu/ewsi/UDRW/images/items/itpr_1097_814747705.pdf ,(参照 2013-12-01)
- ⁹³ "Census of Population 2011". Central Statistics Office.
<http://www.cso.ie/en/media/csoie/census/documents/Prelim%20complete.pdf> ,(参照 2013/11/30)
- ⁹⁴ Cudden , Jamie “Case Study on Diversity Policy in Employment and Service, Provision-Dublin, Ireland”. Dublin City Council. 2008, p.14.
http://ec.europa.eu/ewsi/UDRW/images/items/itpr_1097_814747705.pdf ,(参照 2013-12-01)
- ⁹⁵ 2007年9月17日から24日実施。
- ⁹⁶ 欧州委員会が組織する The European Language Label によって毎年優れた言語に関するプロジェクトに与えられる章。The European Language Label はアイルランドの NPO 「Léargas」 によって運営されている。
“European Language Label”. Léargas.
http://www.leargas.ie/programme_main.php?prog_code=7019 (参照 2013-12-09)
- ⁹⁷ “Language library ” . European Commission.
http://ec.europa.eu/ewsi/en/practice/details.cfm?ID_ITEMS=33052 ,(参照 2013-11-30)

5 事例研究—「すべての人のための図書館」

5.1 「すべての人のための図書館 (Library for All)」の概要

「すべての人のための図書館」プロジェクトは生涯学習政策の成人教育分野である「グレントヴィ」の一環で行われた公共図書館のプロジェクトである。2008年に立案され、2009年から1年間通してスウェーデン、オーストリア、チェコ、ドイツの4カ国が参加した。このプロジェクトは、様々なサービスや、イベント開催などの経験を通して公共図書館の「多文化教育センター」としての可能性を模索することを目的としている。各参加国は、それぞれ中心となって活動する図書館を募集し、図書館職員、NGO、移民団体などのメンバーからなる諮問委員会を立ち上げた。諮問委員会を中心として様々な企画が立案され、各国の図書館で実施された。本章では、各参加国の事例を国別に紹介する。

5.1.1 ビスコプスゴーデン図書館 (Biskopsgårdens bibliotek, スウェーデン)

(1) ヨーテボリ (Gothenburg) について

プロジェクトの中心となるビスコプスゴーデン図書館は、ヨーテボリにある25館の公共図書館のうちの一つである。ヨーテボリは、スウェーデンの港湾都市で、人口は約52万人である。ストックホルムに次いで2番目に大きな都市である。ビスコプスゴーデンは古くから通勤エリアで、多言語、多文化的背景を持つ社会であり、図書館登録者の約半数が移民としての経験を持つ。図書館は人々が集う場所として、そして、生涯学習の中心的な施設として重要な役割を果たしている。図書館の職員は仕事を通して様々な言語を利用する、多様な文化的背景を持つ人々と接する機会が多く、9人のスタッフのうち2人は移民の経歴を持つ。図書館は地域の幼稚園や義務教育機関、成人教育施設、他の機関やNGOと連携している。図書館は十分な多文化や多言語の資料を提供している。この地域では、若者や移民の就労や住宅不足などの問題が深刻化しつつある。

(2) ビスコプスゴーデン図書館について⁹⁸

プロジェクトの中心となったビスコプスゴーデン図書館ではプロジェクト当時は、25,500人の住民が登録しており、登録者の62%がスウェーデン人、38%がスウェーデン以外の国籍を持つ人であった。地域の人々の出身国は約70カ国で、主な使用言語はスウェーデン語、フィンランド語、トルコ語、ボスニア語、クロアチア語、セルビア語、ペルシャ語、アラビア語、クルド語、ソマリア語などである。図書館員はスウェーデン語、英語、ボスニア語、クロアチア語、セルビア語、ペルシャ語を話すことができる。図書館の年間の来館者数は、2008年は162,000人、2009年は185,000人である。年間の貸出数は、2008年は93,000点、2009年は98,000点であった。

(3) 諮問委員会の設置⁹⁹

多文化諮問委員会の設置に伴い、8人の図書館登録者と、3人の図書館員、地域の移民組織のプロジェクトコーディネーターが委員として採用された。選ばれた図書館登録者は全員が図書館を積極的に利用している人々である。彼らは全員スウェーデン語話者でビスコプスゴーデンに住んでいるか、通勤をしている。諮問委員のメンバーの専門や職歴は主に幼児教育から成人教育までの幅広い教育分野で、中には企業経営者や、ブルーカラーの労働者もいる。何人かのメンバーは移民団体やラジオ局や他のNGOに積極的に交流をはかり、新たな図書館のターゲットの獲得に役立つネットワークを作った。

2009年6月、2010年9月まで8回の会議が行われ、地域のニーズや、プロジェクトの計画、図書館で行うプログラムについて話し合われた。プロジェクト期間終了後も、諮問委員会のメンバー間の協力が続いた。

(4) ニーズ調査¹⁰⁰

2009年の春からニーズ調査が開始された。図書館員や、利用者のインタビューに加えて、これまでの研究なども参考にした。調査の結果から、優先事項として、言語学習センターとしての図書館の確立、デジタルデバイドの是正、多文化の交流の場として子ども、ティーン、成人、家族向けの多文化の活動を積極的に行うこと、図書館環境の改善、情報や市場調査の強化などが挙げられた。

(5) プロジェクトの内容¹⁰¹

① 常設のサービスやイベント

ビスコプスゴーデン図書館では、23の言語によるメディアが提供され、図書館のカフェテリアでは10の言語による雑誌や新聞が利用できる。高齢者や障害者に対しては宅配サービスが提供されている。図書館のガイドツアーも申し込みによって受けることができる。また、スウェーデン語の「言語カフェ」や子ども向けのスウェーデン語の本の読み聞かせが定期的に行われている。その他にも、カウンセリングのサービス、作家などを招いてのイベント等が行われている。

② 「すべての人のための図書館」で導入された新しいサービス

2009年から2010年の一年間に利用者にも無償で提供されたサービスとして、英語、クルド語の講座が毎週開かれた。女性のためのコンピュータの講座や、英語、ペルシャ語トルコ語によるコンピュータの講座が2009年11月から2010年2月までの期間に開かれた。また、幼稚園との共同で2言語による読み聞かせや劇のイベントの開催、土曜日の子ども向けの映画上映、絵画、アニメーション、折り紙などの講座や、移民の経歴を持つ作家によるイベントの開催など文化的なイベントに加え、火災予防の講習会や図書館に関する広報的なイベントも行われた。

③メディアのコレクションの補充

プロジェクトの資金によって、新たな図書館のコレクションを増やした。6つの言語によるスウェーデン語の学習教材、15カ国語の辞書、CDがついた簡単なスウェーデン語の読み物、15カ国語による、子育て、健康、料理、運転免許などの日常生活のハンドブックなど、様々な資料を新たに導入した。

④図書館内の環境改善

図書館内の案内板などを様々な言語によって書かれた、よりわかりやすい新しいものに変えた。

⑤移民の経歴を持つ人々向けの職業訓練

図書館では職業訓練を受ける人や、留学生を対象に図書館の発展に貢献をしてもらおうと若年層の利用者や、司書教育を受ける学生、修士の留学生を図書館へ招待した。移民と彼らとの多文化コミュニケーションは、互いにとって知識や技術の習得や、ネットワーク形成に大いに役立つと考えられた。

プロジェクトは、図書館の設備の見直し、蔵書の補充から始まり、言語講座やコンピュータ講座、読み聞かせや演劇などのプログラムの導入まで多岐にわたった。これらはすべて地域住民のニーズ調査に基づき行われた活動である。プロジェクトへの参加を通して、地域における移民問題に図書館が貢献するモデルが出来上がったといえる。

5.1.2 プラハ市立図書館 (Městská knihovna v Praze, チェコ)

(1) プラハ市について¹⁰²

プラハはチェコ共和国の中心都市で、首都である。人口1,170,188人、141,800人が移民で、移民の受け入れ人数がチェコ国内で最も多い地域である。当時の移民の構成としては最も多かったのが20～39歳で男性が6割を占める。ヨーロッパのなかで比較しても、チェコは現代移民の歴史は浅い。第一次世界大戦以前は、多くの国民は国内に住んでいたが、戦後共産主義国家のもとでの40年で人口は国外に流出した。1990年代の民主主義の構築の中で多くの難民、主に紛争地域から、移民としてチェコに流入した。2000年以降は、とりわけ2004年にチェコ国内は労働移民が多くなった。これらの移民の人口は、主にスロヴァキア、ベトナム、ウクライナ、ロシア、ポーランドからの第1世で構成される¹⁰³。近年の経済危機がチェコで働く多くの移民に影響を及ぼし、彼らの国内への流入を減らしているが、移民の雇用と教育政策の充実は今日も移民の増加の大きな要因であり続けている。

プラハでは、チェコの他の地域と同様、公共図書館は移民にとってあまり人気がない。理由としては、外国語の書籍やメディアの割合が少なく、図書館での外国人向けのサービ

スが欠けていたことだけでなく、彼らは生活時間の多くを労働に費やしていたことが挙げられる。プラハに住む移民は余暇の時間を、おもに他の移民との交流に充てている。図書館サービスは移民のニーズに一致しているとは言えず、訪れるのは主に移民の子どもたちで、特にすでにチェコ語を使いこなせていて、彼らが通う学校を通して図書館の利用方法に精通している子どもである。しかし、移民コミュニティ全体は公共図書館の新しいターゲットグループになってきていて、公共図書館はすでに図書館を利用している移民への新たなアプローチと、図書館を利用していない移民に将来的にもっと図書館を利用してもらうための工夫の両方が必要であった。2010年3月、プラハ多文化センターとプラハ公共図書館はプラハの図書館協議会で、国際的なプロジェクト「すべての人のための図書館」への参加を表明し、このプロジェクトはチェコと他のパートナー国の移民向けの新しいプログラムとサービスの革新的なアイデアとともに紹介された。

(2) プラハ多文化センター (Multikulturální centrum Praha)¹⁰⁴

プラハ多文化センターは、チェコ共和国と海外の異なる文化の共存に関する問題に関心を持ち活動する非営利団体である。

1999年の設立以来、新たな教育、文化、情報に関する取り組みについて盛んに活動している。子ども、学生、教師、図書館員など対象を絞ったワークショップや、すべての人を対象としたワークショップ、講座、国際セミナー、討論会、映画上映や本の朗読などを行っている。さらに、移民や多文化図書館などの問題に特化したウェブサイトを立ち上げている。プラハ市立図書館とパートナー関係にある。

(3) プラハ市立図書館¹⁰⁵

プラハ市立図書館は、中央館と42の分館、2台の移動図書館から構成される公共図書館である。全館でインターネットが無料で利用できる。図書以外にもCD、DVDなどの視聴覚資料も貸出している。芸術や、親子のためのワークショップ、講習会、講演会、セミナー、映画の上映、有名ミュージシャンによるコンサートなど様々なイベントが開催されており、最低限の料金を徴収することもあるが、基本的なサービスに関しては無料で提供されている。表5-1は2011年のプラハ市立図書館の統計である。

表 5-1 プラハ市立図書館統計

館数	43 館 (中央+42 分館)
移動図書館	2 台
職員数 (full time)	455 人
登録者数	222, 844 人
貸出可能資料数	4973075 冊
資料費	16, 900, 000CZK

利用可能なオンラインデータベース数	14 種類
ダウンロード可能な電子書籍タイトル数	400 タイトル
年間貸出総数	7, 036, 655 冊
文化、教育に関するイベント数	4, 695 イベント
イベント参加者数	137, 430 人

典拠：プラハ市立図書館ウェブサイトに基づき筆者作成

“Library Figures” . Municipal Library of Prague.

<http://www.mlp.cz/en/about-us/library-figures/> (参照 2013-03-10)

(4) プロジェクトの歴史¹⁰⁶

2009年6月に、プラハ多文化センターとプラハ市立図書館は言語学者、図書館司書、NGOの代表、移民団体からなる諮問委員会を結成した。諮問委員会は、プロジェクトの内容の管理や活動の選択の管理をする責任を持つ諮問機関となっている。諮問委員会の活動は、主に2009年6月から10月のプロジェクトの準備と初期段階に積極的に行われた。諮問委員会はプロジェクトの監督、実施、評価、さらにプロジェクト完了後に継続性のあるさらなる活動の計画まですべての段階に携わった。

2009年の夏の準備段階の後、移民のための新しいサービスは、ウクライナ語、ロシア語、モンゴル語、ドイツ語、英語、ベトナム語、中国語など7カ国語で図書館の情報のパンフレットを介して伝達された。通知は、移民と関連のあるプラハの非政府組織のウェブサイトに掲載され、ボランティアやプラハ多文化センターの外部共同研究者、団体、電子メール、電話を介して移民の団体に広がった。新サービスの情報はマイノリティ向けの新聞にも掲載された。

(5) プロジェクト内容¹⁰⁷

① 図書館の情報資料

2009年夏の準備段階を経て、移住者のための新しいサービスがロシア語、ウクライナ語、モンゴル語、ドイツ語、英語、ベトナム語、中国語の7外国語で書かれたライブラリ情報のパンフレットを介して伝達された。通知は、移民との関係が深いプラハの非営利団体のウェブサイトに投稿され、ニュースもボランティアやプラハ多文化センターの外部の共同研究者によって電子メールや電話で移民の組織や団体へ広がった。新しい図書館サービスも少数派指向のメディアとチェコのラジオで宣伝された。

複数の言語に翻訳された図書館の案内資料は、図書館の利用、図書館サービスに関するルール提供、サービスに関する情報提供、インターネットやWi-Fi利用者のサポートをした。新規ユーザーのために図書館システムを紹介したパンフレットであるコニアス (Koniáš) では、7カ国語に翻訳され、簡略化したものが非チェコ語話者のために特別に製作された。

このパンフレットでは、利用者の資料検索の方法が案内されている。すべての案内資料は、印刷資料で入手可能であり、電子版は「みんなの図書館」プロジェクト専用ライブラリの Web ページからダウンロードすることができる。

②「インフォポイント (Infopoint)」

図書館は情報提供をする場所であるという考えから、プラハ市立図書館では中央館にインフォメーションセンターを、さらに他の分館ネットワークに読書ルームを開設した。2009年10月に、移民がインターネットを利用した語学講座が受けることができる「インフォポイント」が中央館とオパトフ分館 (ve studovne pobočky Opatov) にオープンした。同年12月に「インフォポイント」の移民コミュニティからの利用者の数が増えた。移民を支援する NGO も移民に関する情報収集に「インフォポイント」利用している。「インフォポイント」の情報は継続的に更新されなければならない。「インフォポイント」の利用者には言語学習の e ラーニングのソフトウェアが使用できるパソコンの貸出もされている。

③移民対象の講座

移民の社会的統合と労働市場での待遇の尊重のために、プラハに住む移民の主なニーズのひとつはチェコ語と基本的なコンピュータのスキルの習得をすることであるとされた。そのため、市立図書館は2009年10月初旬、プロジェクトの一環として移民対象のコンピュータ講座を開始した。この講座には主にウクライナやロシア出身の女性で構成される小規模のグループが参加し、2010年1月末まで継続された。2月以降も継続され、図書館は多くの言語での解説が要求された際により適切な対応ができるように新たに講師を雇用した。訓練の評判は次第に上がっていった。2時間の講座はオパトフ分館で週に1度開講された。講座に参加した移民は、図書館の ID カードがなくてもコンピュータールームと学習室を利用することができた。

プラハの「外国人社会的統合センター (the Centre for Integration of Foreigners)」とのパートナーシップでプラハ多文化センターとプラハ市立図書館によって行われた敷居の低いチェコ語のクラスがある。2010年1月に始まり、この講座はスミーホフ分館でも行われるようになり、週2回の開講で、1講座に50人近くの生徒が参加した。サービスが導入されるのは、プラハ市内でも多くの移民が生活をする地域にある分館である。スミーホフ分館 (pobočka na Smíchově) は多くの移民が勤務し、生活をする地域であるため、サービスの利用者の増加につながった。

移民向けのクラスを構成する生徒の出身国は多様で、ロシア、中国、日本、オーストラリア、アフリカの国々、ヨーロッパ、北アメリカなどであった。このトレーニングは2009年の「ラベル賞 (The European Label)」¹⁰⁸で表彰された特別な方法論に基づいている。この講座の基本的な理念はアクセスのしやすさと開放性にある。参加者は登録の必要はなく、直接参加したい講座に赴けば参加できる。生徒は教科書を使う代わりにワークシートで学

習をする。各クラスは郵便局、レストラン、オフィス、図書館、病院などを含む日常生活の中のさまざまな場面に焦点を当てている。さらに、同じ場面を何度も取り上げるので、一つの場面についてより深くディスカッションすることができ、生徒は参加できなかったクラスを後で補うことができる。

この講座の主な目的は、参加者のチェコ語によるコミュニケーションのスキルを向上させることである。1人の講師に15人の生徒がつき、もし15人を超えるときは、講師がもう1人そのクラスに加わる。参加する生徒の人数に応じて講師の人数も変えることで、講師によるロールプレイングのデモンストレーションなど、よりバリエーションに富んだ教授法を用いることが可能になる。図書館と「外国人社会的統合センター」との協力はプロジェクトのこの講座によって始まったが、プロジェクトの期間が終了しても続いた。図書館は空間を提供し、センターは内容を監督する。この協働は非常に有意義で、現段階で図書館にはこのような講座を単独で運営することは財務的にも人事的にも不可能で、「外国人社会的統合センター」には講座を開くためのちょうど良いスペースがない。結果として、互いの援助になると同時に、図書館は地域の多文化教育センターとしての機能を果たすという目的を達成できる。

④非営利団体との協力

2009年12月に非営利団体ベルカット（Berkat）との協力を開始した。両者は子どもを対象とした図書館の設立を行った。2010年1月には、子どもたちが図書館を訪問し、図書館がどのように機能しているのかを学ぶための交流プログラムに参加した。これは夏に再び行われた人気のイベントとなった。

図書館に訪れた子どもたちのほとんどは図書館への訪問後まもなく、市立図書館のメンバー登録を自らの意思で行った。その後もベルカットとの協力関係は続き、週末にプラハの外に次に述べる「我が家」（Muž domov）の企画とともに2010年5月に企画された。芸術のワークショップで作られた作品は2010年9月にオパトフ分館で展示された。

⑤展覧会「我が家」

外国人アーティストによる「我が家」というタイトルの展覧会は2010年9月にオパトフ分館で開かれた。余暇の時間を芸術作品の創作に費やすも、何らかの理由で作品を展示する機会を持たないプラハに住む移民に呼びかけ参加を募った。写真、彫刻、絵画、伝統衣装や装飾品などを含む芸術作品は、図書館の公共スペースに展示された。子どもたちの作品を展示することで、すべての図書館訪問者に普段とは違う体験を提供することができた。同じ名前のコンテストが移民の子どもたちのためにも開催された。ギャラリーのオープン時に注目を集めたのはロシア、カザフスタン、ベラルーシ、イスラエル出身の4人のデザイナーによるファッションショーであった。展覧会は9人の移民グループ出身のアーティストによって構成され、図書館の展示スペースというユニークな場で行われた。「我が家」

は、組織の協力のもとで移民が自らの作品や自身の文化を図書館利用者に紹介する機会を提供し、移民に図書館員や他の移民と一緒に働く経験を与えた。

⑥図書館員の教育

移民向けの新しい図書館サービスに加えて、プロジェクトの側面として、「すべての人のための図書館」プロジェクトでは図書館員の訓練に焦点を当てている。2009年、図書館員を対象としたセミナーが開かれた。チェコ共和国とプラハにおける移民全体の状況で「すべての人のための図書館」プロジェクトへの寄与、チェコ共和国や他国の図書館における移民の社会的統合のための優れた実践と同じような移民とのコミュニケーションと移民のニーズが紹介された。優れた実践例の紹介は特に有益であった。セミナーの最後には、代表者と他のゲストによる、「教育と移民の社会的統合における図書館の役割」という題材でパネルディスカッションが行われた。

それぞれ20人が参加した2つの図書館員のためのワークショップは、2010年2月に開催された。参加者はプラハ市立図書館の中央館の職員と移民のコミュニティが生活する地域の分館の職員だった。題材は「図書館における移民とのコミュニケーションと多文化教育に関する欧州戦略(European Strategy of Multicultural Education)プロジェクトからの経験」だった。図書館員は図書館内で起こりうる利用登録、貸出、本の予約や紛失、情報検索など、利用者とのコミュニケーションが必要になるシチュエーションを踏まえたロールプレイングなどの訓練を行った。ワークショップに基づき、案内や基本的なチェコ語と英語のフレーズが書かれた図書館員のためのハンドブックが作成された。

ワークショップでは図書館システムへのメディアの導入とともに、移民が関心を持つ文献に関する詳細な情報の提供という題材についても議論された。図書館員にはプロジェクトの新しい活動や現段階での図書館のネットワークシステムによって行われる移民向けのサービスに関係する問題点について情報提供が継続的に行われる。諮問委員会のメンバーと他の非営利組織の協力者は職員の訓練に努め、この協力は非常に効果的で有益なものとなった。

チェコの事例の特徴は、多文化センターとの協力である。ニーズ調査において、地域の移民問題の専門家が活動に加わることで、地域の問題をより具体的に把握することができる。十分なニーズ調査に基づいて行われるサービスは、利用者の満足度も上がり、プロジェクト期間終了後も継続が期待できる。プロジェクトが単なる一過性の試みではなく、公共図書館サービスの核になることが重要であり、専門家の助言はプロジェクトの成功の鍵となる。

5.1.3 フランクフルト市立図書館 (Stadtbücherei Frankfurt am Main, ドイツ)

(1) フランクフルト・アム・マインについて

フランクフルト・アム・マイン（以下フランクフルト）は、ドイツ連邦共和国ヘッセン州に属する郡独立市である。人口 70 万人¹⁰⁹を超えるヘッセン州最大の街であり、ベルリン、ハンブルク、ミュンヘン、ケルンに次ぐドイツで 5 番目に大きな街である。180 種類の民族が共存しており、人口の約 30%がドイツ系以外の民族である。フランクフルトにある公共図書館では長年、移民の人々へのサービスを提供してきた。

フランクフルトの市役所では、ドイツ語を話さない市民や、フランクフルトに移住したいと考えている全ての人に対して、様々な問題や疑問を解消できるようにサポートをしている。移民の社会参加に関する問題や、文化、法律などの関する様々な問題に関して対応する部門が存在する¹¹⁰。

(2) フランクフルト市立図書館

フランクフルト市立図書館は、音楽図書館、中央子ども図書館、4 つの主要な図書館と 12 館の分館、2 台のバスによる移動図書館と、市によって管理された約 90 館の学校図書館から構成されている。成人向けサービスに加え、児童とティーン向けのサービスを提供している。

多文化問題に取り組む機関、特にフランクフルトの成人教育センター（olkshochschule Frankfurt am Main）と親密な協力関係を結んでいる。非ドイツ語話者の移民のように図書館サービスが行き届きにくい対象グループに対して、図書館利用を促してもらうことや、図書館が提供しているドイツ語学習に関するサービスなど、移民向けの特別なサービスについて情報発信をしてもらうなどしている。

プロジェクトには 2 つの図書館が参加した。ガルス分館（Stadtteilbibliothek Gallus）とシンドリンゲン分館（Stadtteilbibliothek Sindlingen）である。

ガルス分館がある地域は人口の 50%がドイツ国籍を持たない、あるいは移民の経歴がある人々で、図書館スタッフはガルス図書館の中にある国際図書館（Internationale Bibliothek）での活動を通して様々な経験とトレーニングを積んでいる。

シンドリンゲン分館では、それまで組織化された多文化サービスは行われてこなかったため、シンドリンゲン分館で新たに導入された多文化サービスはガルス分館での実践との比較対象として非常に参考になると考えられた。

(3) 諮問委員会の設置

プロジェクトには多文化の諮問委員会が設けられ、ニーズ調査やプロジェクトの組織化に取り組んだ。ガルス、シンドリンゲン分館にそれぞれ諮問委員会を設置し、分館のスタッフが 1 人以上は加わることにした。結果、3 人の委員と 1 人の図書館司書がそれぞれの分館に配置された。

分館の図書館員は委員会のメンバーとして地域住民を採用した。メンバーの中には移民の経歴を持つ人もいた。図書館員を除いては、全メンバーが無給で委員会の取り組みに協力した。2009年6月から2010年9月までに、計8回の会合が開かれた。

(4) ニーズ調査

ガルス分館、シンドリンゲン分館ではそれぞれが属する地域のニーズ調査が行われた。図書館の登録者のうち、シンドリンゲン分館では約20%、ガルス分館では40%がドイツ国籍を持たない。3分の1から5分の1がトルコ出身で、経済や社会的な状況はどちらの地域ともに不安定で、約3分の1の家族が援助を受けている。学校教育や、幼児教育の面でも社会的な機関や組織が支援を提供している。これらの組織は地方議会や、薬物常用や暴力の防止のための諮問委員会のパネリストとしての活動を通して効果的にネットワークを形成してきた。2つの分館が属する地域には、移民の親と家族に対する専門的知識や技術による支援がニーズとして存在することが明らかになった。調査結果から、母語の奨励、ドイツ語の学習の支援、メディアリテラシーの教育の3つの支援が提供されることになった。

(5) プロジェクトの内容¹¹¹

新たに導入されたサービスは子供と保護者のニーズに焦点を当てたもので、これまでにダイケアセンターなど他の機関が行ってきたようなイベントやサービスは除外された。

① 多文化の家族図書館

図書館の蔵書にトルコ語、アラビア語、ドイツ語による子育てに関する資料を補充した。同様に絵本やCDなども多言語によるものを導入した。一冊に複数の言語が用いられている絵本やCDも導入された。

また、図書館や図書館で開かれるイベントに家族を招待する試みもなされた。音読や、テレビ、コンピュータゲーム、インターネットなど、家庭での生活の中でのメディア利用についての情報の提供などを行った。

これらの活動を通して視覚教材のコレクションが豊かになり、図書館イベントへの積極的な参加を促した。

② 特別な資料と設備をもつ国際図書館

両図書館ではドイツ語学習のためのマルチメディア教材を提供した。シンドリンゲン分館では新たに教材を購入し、ガルス分館では学習コーナーを設け、アルファベット、ドイツ語学習、文章編集に関するコンピュータソフトウェアが装備された6台のコンピュータが設置された。この学習コーナーには絵本や、学習のゲームソフト、さらには成人のリテラシー教育の促進のために教授法、学習に関する資料も置かれた。例えば、「マジックキューブ」というおもちゃとしても使える教具が導入された。透明なプラスチックのポケット

が各面についているプラスチック製の立方体で、空気で膨らませることができ、写真や絵などを入れることができる。図 5-1 は、プロジェクトの担当者シューマン氏とマジックキューブである。



図 5-1 プロジェクトの担当者シューマン氏とマジックキューブ 典拠：筆者撮影

③ トルコ語とアラビア語の読み聞かせ

様々なイベントの中で、新しいコレクションが紹介された。中でも、トルコ語とアラビア語で書かれた子ども向けの図書や、ドイツ語学習者のための図書がコレクションに導入され、子どもを持つ親に対して、ドイツ語とトルコ語で書かれた子ども向けの図書を読み聞かせを通して紹介された。図 5-1 はプロジェクトの担当者シルケ・シューマン氏 (Silke Schumann) と読み聞かせイベントで用いた絵本と小道具である。



図 5-2 プロジェクトの担当者シューマン氏と読み聞かせイベントで用いた絵本と小道具
典拠：筆者撮影

④ 多国籍料理のbuffet

諮問委員会の一人であるトルコ出身の女性が、トルコ人の母親たちのグループを集めて図書館内でbuffetを開催した。彼女たちのほとんどは図書館に行ったことがなかった。

フランクフルトの事例は、子どもを持つ母親を対象としたサービスが中心となっている。多国籍料理のbuffetなど一見図書館サービスと関係ないような活動も、利用者には好評であった。従来の図書館の役割にとらわれない新たな試みは、利用者の増加につながるといえる。

5.1.4 ゲツィス図書館(Götzis bibliothek, オーストリア)・ルステナウ図書館(Lustenauer bibliothek, オーストリア)

(1) フォアアールベルク州 (Vorarlberg) について¹¹²

フォアアールベルク州はオーストリアの最西部に位置する州で、人口約37万人で首都であるウィーン州に次いで人口の多い州である。オーストリアの標準語はドイツ語である。人口の約13%が外国籍であり、そのうち21%が移民として移り住んだ人々である。最も多いのはトルコ系の移民で、次いで旧ユーゴスラヴィアからの移民が多い。近年の傾向として、フォアアールベルク州は経済状況が隣国のドイツに比べて比較的良好なため、ドイツからの移住者も多い。移民はある地域に集中しているわけではなくフォアアールベルク州全体に広がって生活をしているため、ほぼ全ての地区に存在する公共図書館¹¹³は、移民の社会的統合のための活動の拠点としてふさわしいと考えられた。

(2) 移民の社会的統合のための情報センター「共に生きる (okay. zusammen leben)」について

「共に生きる」¹¹⁴はフォアアールベルク州の移民の社会的統合のための情報提供とアドバイスをする機関で、2001年に発足した。主に、経済的な面での支援や、母語によるカウンセリングや情報提供、ドイツ語の学習情報の提供などを行っている。2006年に、主に州政府からの資金で活動している。図書館が移民の教育やエンターテインメントの面でのニーズにどのように対応していくべきか、図書館はどのような支援が可能か、地域社会の言語や文化の多様性に対してどのような情報を提供すべきか、さらにはそのような支援を行うために図書館員はどのようなノウハウを身につけるべきか、などといった課題に関して図書館の調査が行われた。調査によると、当時はずでいくつかの図書館で移民の母語の資料が扱われており、とりわけトルコ語で書かれた子ども向けの図書は充実していたが、移民に図書館サービスを利用してもらうために特別な取り組みをしていた例はなく、唯一州で最も大きな街であるドルンビルン図書館 (Stadtbibliothek Dornbirn) においては過去に移民の社会的統合をテーマとした活動経験があった。2010年の「すべての人のための図書館」プロジェクトへの参加をきっかけに、州の図書館は初めて本格的に移民の図書館サービスの利用促進へ向けての活動に着手することになる。

(3) ゲツィス図書館とルステナウ図書館

プロジェクトには、フォアアールベルク州の2つの図書館が参加した。

ゲツィスの市街地には約11,000人、ルステナウの市街地には約21,000人が生活をしている。両図書館ともに常勤のスタッフで運営されており、プロジェクトの開始とともに、新たに図書館員を配属した。地域の図書館がプロジェクトへの参加をすることで、地域の図書館の文化的多様性についての認識が高まり、図書館の新しいターゲットとして移民とのコミュニケーションが新たな課題として意識されるようになった。

(4) 諮問委員会との連携

プロジェクトの諮問委員会は、両図書館に対してプロジェクト活動のサポートとアドバイスを行った。諮問委員会のメンバーの中には移民も含まれており、彼らは移民の立場やニーズを理解しているため、移民と図書館との仲介役としても貢献した。委員会のアドバイスを受けて図書館は、幼稚園、学校、生涯学習施設などと連携をはかり、社会的統合政策におけるネットワークが構築された。

(5) プロジェクトの内容 ¹¹⁵

① 蔵書の補充

両図書館は、蔵書を増やすことから着手した。はじめに、自治体において多くを占める移民グループの母語で書かれた児童向け、ヤングアダルト向け、成人向けに焦点を当てた。

諮問委員会によって考えられたリストから選書をした。諮問委員会や、「共に生きる」は移民の母語の資料を入手する上で必要な図書館や書店とのやり取りの支援も行った。図書館員は、専門家のメーリングリストやニュースレターなどもチェックし、文献に関する情報収集を行った。表5-2はプロジェクトのために購入された多言語資料のタイトル数である。

表 5-2 プロジェクト開始とともに導入されたゲツィス図書館における各言語の蔵書数

言語	タイトル数
トルコ語	146
ロシア語	54
ボスニア語、クロアチア語、セルビア語	109
スペイン語	100
英語	35
イタリア語	35
外国語としてのドイツ語	20

典拠：「すべての人のための図書館」ウェブサイトに基づき筆者作成

“okay.zusammen leben regional report”.Library for All.

http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/ESME_Final_Report_Austria_English.pdf (参照2013-03-28)

②多言語での情報提供

両図書館では、新たに多言語によるホームページを作成し、幼児や児童を持つ移民の親たちや、移民の機関、移民女性グループなどへ向けて、図書館サービスやイベントの情報などを提供した。彼らの多くは図書館と連携している団体や組織を通して情報を入手するため、図書館は団体や組織がイベントを行う際に図書館の設備を利用できるように開放している。そのイベントなどで図書館を訪れた際に新しく図書館のカードを発行してもらおうというねらいがある。諮問委員会は、そのような活動の際に、翻訳や通訳としての役割も果たしている。

③家族のリテラシー教育

プロジェクトは移民の家系にある家族、とりわけ、親と子どもの早期の言語習得のための教育に焦点を当てている。「共に生きる」と協力し図書館での親を対象とした夜間のワークショップを積極的に開催した。幼稚園や学校に図書館の設備を定期的に開放し、親向けに図書館のツアーも開催した。図書館に特設コーナーを設け、移民の母語で書かれた絵本や2言語、多言語で書かれた絵本、さらには言語習得に役立つゲームも設置した。中には「共に生きる」によって製作された多言語の資料もあり、移民の保護者が持つ子どもの早期の言語習得に関する疑問に答えた情報資料を提供している。これらのサービスを通して、

図書館は子どもの多言語の能力向上のための情報提供と支援を行う、移民の保護者たちにとっての地域の学習センターとしての役割を果たした。

④文化的なイベントの開催

移民の様々な言語や文化のイベントが 2 つの図書館、とりわけルステナウ図書館で行われた。内容としては、読書イベントや、夜間の講座、詩や音楽のパフォーマンスなどが移民団体との共催で行われた。このイベントの開催以降、図書館はコミュニティにおける文化的多様性を呼びかける機関としての役割を担うようになった。

⑤ドイツ語の習得プログラム

ドイツ語の学習支援が図書館サービスの一環として提供された。ゲツィス図書館では地域の成人教育センターとの協働で「朝食のためのドイツ語 (Deutsch zum Frühstück)」というドイツ語学習のクラスを開設した。これはドイツ語の会話のクラスでドイツ語の会話能力の向上を目指す女性が朝食を作って食事をしながらドイツ語の会話を学んでいくというもので、成人教育センターに登録している女性たちが月に一度図書館で新聞を読んだり朝食をともに食べたりしながら会話を学んだ。参加した多くの女性はイベント終了後に図書館の登録メンバーになった。

「朝食のためのドイツ語」には期間中に計 78 人が参加し、プロジェクト期間終了後も定期的に行われている。

(6) プロジェクトの成果¹¹⁶

2009 年夏から、2010 年夏までのプロジェクト期間中、103 人の新規登録者が図書館カードを作った。またプロジェクトのために購入した資料の貸出数は、計 1,196 で、内訳はトルコ語資料が 446、英語資料が 463、ボスニア語・クロアチア語・セルビア語資料が計 103、ロシア語資料が 84、スペイン語資料が 70、外国語としてのドイツ語の資料が 29 であった。

フランクフルトの事例同様、朝食を作って食べながらドイツ語会話を学ぶという、従来の公共図書館活動にはない革新的なアイデアによって、公共図書館サービスがより住民のニーズに応えるものに発展した。オーストリアの事例のように、図書の貸し借りに留まることなく、住民が集うという特性を生かした公共図書館サービスの提供が期待される。

5.2 「すべての人のための図書館」参加図書館を対象としたフィールドワーク

本章では、4 章で取り上げた「すべての人のための図書館」プロジェクトに参加した図書館の中から、ドイツのフランクフルト市立図書館と、チェコのプラハ市立図書館に訪問し、それぞれの図書館におけるプロジェクト責任者のインタビュー調査について報告する。本調査の目的は、実際にサービスが行われた現場を見学すること、またインタビューを通し

て図書館が当該プロジェクトに参加するに至った経緯と、プロジェクトの効果、さらに期間終了後のサービスの継続状況について明らかにすることである。プロジェクトに参加した各国の図書館に電子メールで問い合わせたところ、ドイツのフランクフルト市立図書館と、プラハ市立図書館の職員から返答があり、訪問及びインタビュー調査の協力を得た。

5.2.1 フランクフルト市立図書館ガルス分館（ドイツ）

本節では、フランクフルト市立図書館において「すべての人のための図書館」インタビュー調査の内容を報告する。ガルス分館はドイツのフランクフルト図書館のなかでシンドリンゲン分館とともにプロジェクトの中心となって活動した分館である。同じ建物の中には学校が併設されており、訪問日は大勢の生徒で賑わっていた。訪問当日は、開館と同時に入館したためか、まだ利用者も少なく静寂さが保たれていた。図 5-3 はガルス分館外観である。



図 5-3 ガルス分館外観 筆者撮影

(1) 調査の経緯と日程

プロジェクトのウェブページにあるフランクフルト市立図書館におけるプロジェクトの担当者であるシルケ・シューマン氏の連絡先へメールを送り、訪問及びインタビュー調査への協力を要請したところ、快く承諾してくださった。2013年7月3日にフランクフルト市立図書館ガルス分館への訪問及び職員へのインタビュー調査を実施した。

(2) 調査方法

インタビューには、調査者（筆者）、被調査者の共通言語である英語を用いた。事前に質問項目を用意し、質問項目は簡単なものにし、事前にメールで質問項目を伝えた。

インタビュー内容は分析のために、ICレコーダーによる音声録音を行った。インタビュー開始前には録音は後の分析のみに使用する旨を伝え、承諾を得た。

調査には以下の質問項目を用意した。

- ① プロジェクトの存在をどのようにして知りましたか。詳しく教えてください。
- ② プロジェクトへの参加を決めた理由を教えてください。
- ③ 新たなイベントや、プログラムを実施する前に何か特別な準備をしましたか。
- ④ プロジェクトの効果はどのようなものがありましたか。
 - ・図書館利用者に対しての効果
 - ・図書館に対しての効果
- ⑤ プロジェクト期間終了後の図書館の活動について教えてください。
 - ・サービスの継続について
 - ・ネットワークの形成について
 - ・経験、知識の伝達について

①の質問の意図は、図書館がどのような経緯でプロジェクトの存在を知ったのかを明らかにすることである。具体的な経緯を知ることでEU側がどのように図書館に対してアプローチしたのかを明らかにできると考えた。②の質問項目はプロジェクトに参加することを決定した理由を尋ねるものである。③の質問項目は、プロジェクトに参加しサービスを提供するにあたって何か特別な準備を行ったかを問うものである。④の質問項目は、プロジェクトに参加し、サービスを提供したことによって生まれた効果について問うものである。⑤の質問項目は、プロジェクト期間の終了後のサービスの継続、ネットワーク形成、プロジェクト経験について他の図書館との情報共有はどのようになされているのかを問うものである。

(3) 調査結果

①プロジェクト参加への経緯

プロジェクトの存在は、他の図書館を通して知った。EU側から形式的な要請はなく、他の図書館がプロジェクトの存在を知ったものの参加をしなかったため、ぜひフランクフルト市立図書館で参加してみてもどうかとの勧誘があった。

②プロジェクト参加を決定した理由

プロジェクトへの参加を決めた理由は、まず一つ目に、ガルス分館ではこれまでも多文化サービスを提供してきたがプロジェクトへの参加をきっかけにサービスを発展させたいということがあった。二つ目には、より様々な経験を積むことを通して、これまでサービスを提供してこなかった新しい利用者に出会えること、さらに三つ目として、EUの他の国の図書館と情報交換をする良い機会であることがあった。

③プロジェクト前の準備

プロジェクトに一環で行われた様々な企画の実施のためには、事前にプロジェクトの諮問委員会の中で EU に提出するための企画書を作成する必要があった。いつ、どこで、誰に対して、誰が、どのようなことを行うのかなど、具体的に書かれた約 60 ページに渡るフォーマットを完成させ、EU に提出し、許可された企画が実際にサービスとして提供された。許可される基準は図書館側には明らかにされなかった。

また、提供するサービスを企画する際に、図書館は協力関係にある団体と積極的に情報交換し、ターゲットのニーズを入念に調査した。図書館の職員は図書館を離れて機関や団体に赴き、顔を知ってもらうことで、移民が図書館を利用する際に職員とコミュニケーションが取りやすくなると考え、外部でのイベントも積極的に実施した。

④プロジェクトの効果

期間中、図書館は 25 以上の機関や団体と連携して様々な活動を行った。例えば図書館利用案内やおはなし会など各機関や団体に対して行ったところ、繰り返しの要請があったため、共に活動する機会が増え、図書館と各機関、団体との協力関係はより深まった。例えば、フランクフルト市の成人教育センターや、ガルス地域の親子クラブなどの団体との連携がより一層深まった。

図書館スタッフの経験も豊かになった。多文化サービスを提供することでそれまであまり接することのなかったターゲット層の利用者が増えたこと、さらに EU の他の国の図書館との情報交換によってこれから図書館サービスを提供していく上で非常に参考になったという。

⑤ 期間終了後のサービスの継続状況

プロジェクトの中心となったガルス、シンドリンゲン分館以外の分館も含めてフランクフルト市立図書館全体で情報共有をし、移民向けのサービスを提供している。さらに、ドイツ国内の図書館の職員が情報共有するためのポータルサイト¹¹⁷が作られ、様々な実践の報告や、資金提供の情報などが掲載されている。

シルケ氏によると、参加のきっかけは他の図書館の参加意思がなかったことによる偶然とも言えるものだったが、フランクフルトの 2 つの分館での取り組みは、プロジェクト機関終了後に他の分館にも経験が共有され、現在ではすべての分館でサービスが提供されている。ドイツには図書館の情報交換のためのウェブサイトが存在することから、フランクフルト市立図書館における実践が、ドイツ全体に普及することも考えられる。図書館同士の情報交換ツールがしっかりと構築されていることで、個々の実戦経験を複数の図書館で共有し活用することが可能である。

5.2.2 プラハ市立図書館（チェコ）

本項ではプラハ市立図書館における訪問及びインタビュー調査について報告する。



図 5-4 プラハ市立図書館外観 筆者撮影

(1) 調査の経緯と日程

プラハ市立図書館のウェブページにある連絡先へメールを送り、訪問及びインタビューの依頼をしたところ、プロジェクトの担当者であるレンカ・ハンスリコバ氏（Lenka Hanzlíková）から快く承諾のメールをいただいた。2013年7月9日にプラハ市立図書館中央館へ訪問しインタビューを行なった。

(2) 調査方法

インタビューには、フランクフルト市立図書館でのインタビューと同様に、調査者（筆者）、被調査者の共通言語である英語を用いた。事前に質問項目を用意し、質問項目は簡単なものにし、事前にメールで質問項目を伝えた。

インタビュー内容はのちの分析のために、本調査では、ICレコーダーによる音声録音を行った。インタビュー開始前には録音は後の分析のみに使用する旨を伝え、承諾を得た。

(3) 調査結果

①プロジェクトを知ったきっかけ

ハンスリコバ氏は図書館の移民に興味があり、大学時代に移民に関する卒業研究を行う上でプラハの多文化センターとの交流があった。そのつながりで、多文化センターからプロジェクトについて教えてもらうことになった。EU側から直接図書館に対しての参加要請があったわけではなく、個人的なつながりから情報を入手した。

②プロジェクト参加を決めた理由

ハンスリコバ氏は、図書館は開かれた機関であり、移民や非チェコ語話者の人々に対するサービスは重要であると考え参加すると決めたという。

③プロジェクト開始前の準備

サービスを提供する上で、図書館スタッフに対して移民の人々とコミュニケーションをとる方法に関する講習を行なった。また、多文化センターとの連携については、多文化センターは移民に対してイベントや講座などを開く際に必要なスペースがなく、一方で、図書館は、スペースはあっても、移民の人々に関する情報や講師などの人材がいなかった。そこで、お互いの不足する部分を補う形で協力し、イベントや講座の準備を行なった。

④プロジェクトの効果

チェコ語の講座に参加した人々は、現在に至るまで継続して図書館に通うようになり、プロジェクトが非チェコ語話者の図書館利用のきっかけとなった。また、プロジェクトの準備として様々な言語の資料を収集し、新たな試みとしてチェコ語の講座を開くようになったことで、多文化サービスを提供するうえでの基盤ができたという。

プロジェクト参加の経験をプラハ市立図書館のネットワークである分館や、移動図書館全体で共有し、それぞれで取り入れられるサービスの提供する際やイベントの企画などに役立てられている。

⑤期間終了後の活動について

チェコ語の講座は現在も継続されている。さらに、新たな移民団体と協力して移民の子供達向けにイベントを企画し実施するなどしている。イベントを通して図書館を知った人々が新たな利用者になり図書館へ通うようになった。

一方で、チェコ国内の他の地域の図書館や、組織に対しての情報提供などはあまり積極的にはなされず、外部からの問い合わせ等もなかった。チェコ国内でもプラハは特殊で、移民人口が集中しており、他の地域では多文化サービスへの関心は低く、移民向けのサービスに当てる資金がないためではないかという。また、移民の多くを占めるベトナム系移民は仕事を求めて移住しているため、少ない余暇の時間に図書館を利用するということは依然として少ない。ただ、ベトナム系移民の子供たちは図書館を好んで放課後に通ってくるという。

フランクフルトの事例とは異なり、「すべての人のための図書館」に参加する以前は、移民を対象としたサービスを提供して来なかったプラハ市立図書館であるが、プロジェクトへの参加が、地域における移民のニーズに関心を向け、移民に対するサービスを検討する良いきっかけとなった。一方で、財政面での余裕がないことなどから、移民サービスの普及は困難であることが明らかとなった。移民の図書館に対する期待は地域ごとに様々で、必ずしもすべての図書館に移民サービスを普及できるわけではない。しかし、公共図書館にとって、利用者である地域住民のニーズを認識することはすべての図書館にとって重要

なことである。EU のプロジェクトが公共図書館に地域住民のニーズに気づかせるきっかけを作ったことは評価すべきである。

⁹⁸ “REGIONAL REPORT”. Library for All.

http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/7.5_ESME_Regional_Report_EN.pdf
(2013-04-10)

⁹⁹ 同上。

¹⁰⁰ 同上。

¹⁰¹ 同上。

¹⁰² 人口統計データはプロジェクト当時のもの。

“Regional Report MKC”. Library for All.

http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/Regional_report_PRA_GUE_ENG.pdf, (参照 2013-02-10)

¹⁰³ 内訳としては、スロヴァキア 17%、ベトナム 14%、ウクライナ 13%、ロシア 6%、ポーランド 5%の順に多い。

¹⁰⁴ “About Us”. Multicultural Centre Prague.

<http://www.mkc.cz/en/about-us.html>, (参照 2013-02-10)

¹⁰⁵ “About Library”. Municipal Library of Prague.

<http://www.mlp.cz/en/about-us/>, (参照 2013-03-10)

¹⁰⁶ “Regional Report MKC”. Library for All.

http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/Regional_report_PRA_GUE_ENG.pdf, (参照 2013-02-10)

¹⁰⁷ 同上。

¹⁰⁸ ラベル賞は欧州委員会が設けている賞で、言語教育と学習の分野における新たな取り組みに与えられる。

“European Language Label”. European Commission.

<http://ec.europa.eu/languages/european-language-label/> (参照 2013-12-22)

¹⁰⁹ “Population”. Frankfurt.de.

[http://www.frankfurt.de/sixcms/detail.php?id=437171&ffmpar\[_id_inhalt\]=258871](http://www.frankfurt.de/sixcms/detail.php?id=437171&ffmpar[_id_inhalt]=258871)
(参照 2013-04-10)

¹¹⁰ “City Hall”. Frankfurt.de.

http://www.frankfurt.de/sixcms/detail.php?id=stadtfrankfurt_eval01.c.123086.en (参照 2013-04-10)

¹¹¹ “Regional Report Frankfurt am Main”. Library for All.

http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/Regional_Report_Frankfurt_am_Main_Endversion_englisch.pdf

¹¹² “okay.zusammen leben regional report”. Library for All.

http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/ESME_Final_Report_Austria_English.pdf (参照 2013-02-10)

¹¹³ “Addresses of libraries”. Vorarlberg unser Land.

<http://www.vorarlberg.at/pdf/adressenbuechereien.pdf>

¹¹⁴ “okay.zusammen leben”. www.okay-line.

<http://www.okay-line.at/> (参照 2013-03-01)

¹¹⁵ “okay.zusammen leben regional report Appendix1”. Library for All.

http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/ESME_Final_Report_Austria_English.pdf (参照 2013-02-10)

¹¹⁶ “okay.zusammen leben regional report Appendix1”. Library for All.

http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/ESME_Final_Report_Austria_English.pdf (参照 2013-03-28)

¹¹⁷ 図書館員の情報共有サイト「Bibliothekspotal」

<http://www.bibliothekspotal.de/themen/foerderdatenbank.html>

6 結論

本研究では、EU のこれまでの統合政策の変遷と図書館サービスの事例研究を文献調査とフィールドワークという手法で調査した。本章では、第 3 章と第 4 章、第 5 章で明らかにした EU の統合政策と図書館の活動事例の関連性から、EU の統合政策における図書館の移民対象サービスの位置づけを考察する。

6.1 生涯学習政策と図書館活動

第 3 章で、移民の社会的統合における教育政策の重要性について述べた。公共図書館の優良実践の事例をみても、移民の学習に関するプロジェクトが多く見られた。本節では、EU の生涯学習政策の中でも移民の教育に関わる成人教育分野の「グルントヴィ」計画が重要視する (1) アクティブ・シティズンシップ、(2) 関連機関との連携、(3) 情報通信技術の教育の 3 つの観点から、第 4 章、第 5 章の公共図書館における具体的な実践を分析する。

(1) アクティブ・シティズンシップと公共図書館サービス

EU は生涯学習政策「生涯学習プログラム」は、「アクティブ・シティズンシップ」、つまり、加盟国市民の積極的な社会参加を目的としている。移民の社会的統合は、加盟国市民と同様に、移民も受け入れ先の社会に積極的に参加することであり、移民の教育が重要視されていることは先に述べた。とりわけ言語の習得、社会サービスへのアクセス、情報へのアクセスは各加盟国の共通の課題として重要視されている分野である。このような課題に対する政策は、地域コミュニティの特徴によって左右されるため、地域コミュニティレベルで存在する公共図書館は、直接貢献できると考えられる。

「統合に関するウェブサイト」に優良実践として紹介されている公共図書館の活動の事例は、その多くが言語に関わるプロジェクトで、語学講座の開設や、語学学習教材の導入、さらに子ども向けの語学の宿題の支援などが実践されている。「すべての人のための図書館」に参加したフランクフルト市立図書館の事例は、移民の親子を対象とした絵本の読み聞かせイベントの実施によって、公共図書館が気軽に利用できる場所であるということを知ってもらい、図書館利用を定着させることに成功した。図書館でのプロジェクトへの参加が、移民が公共図書館を利用し始めるきっかけとなり、その他の公共施設や社会サービスの利用につながっていく効果も期待できる。移民の積極的な社会参加を目指す目標を掲げても、最終的には個々の移民の自主性に委ねられる。移民が公共サービスにアクセスする際の制度上の障壁に加えて、心理的な障壁をいかに取り払うかが、自治体レベルの政策に求められており、公共図書館はその一翼を担っている。

(2) 関連機関との連携

生涯学習政策の目的の一つに、関連機関同士の連携の強化があげられている。学校や大学などの教育機関と、博物館、公共図書館、文化センター、民間の教育施設などのノンフ

オーマル教育の場との連携に加え、専門機関との連携が考えられる。第4章で紹介した事例の多くが他の機関との連携によって成り立っている。

「語られなかった物語」は、プロジェクトの目的の中に効果的な協力関係の構築があり、移民組織や博物館など他の施設とともにスタッフの研修を行うなど、関連機関との連携を重要視していた。コンピュータを使って作品を作るこの試みは、特定のコンピュータスキルを要するため、専門的な訓練が必要になってくる。公共図書館を中心とする活動でも、地域に住む移民の特徴やニーズに関しては移民組織など移民問題を専門に扱う機関からの支援は重要で、協力することによってニーズに対応したサービスを提供することができる。

チェコのプラハ市立図書館における「すべての人のための図書館」では、移民組織と公共図書館が互いの弱点を補うことでサービスの提供を実現した。移民の支援を行う多文化センターは、移民に対するサービスの一つとして言語講座を開きたいと考えていたが、実際に開催する際にスペースがないことが問題だった。一方で、図書館は移民に対してサービスを提供したいと考えていたがそのノウハウを持ち合わせていなかった。それぞれの不足している部分を補うことで実現したチェコ語の講座は現在も継続している。生涯学習の分野には様々なニーズがあり、専門的な知識を習得したいというニーズを満たすためには、専門組織との連携は不可欠である。公共図書館は、学習のための資料提供に加えて、専門的な講座を開催するための場所を提供する役割を果たしている。

(3) 情報通信技術 (Information and Communication Technology, ICT) 教育へのフォーカス

ヨーロッパ社会において、インターネットによる情報収集や e-ラーニングの利用が普及しているが、利用するためのスキルに関しては格差が生じる。とくに高齢者や移民など利用したくてもスキルを持ち合わせていない、あるいは、そもそもコンピュータを持つことができないなどの理由で利用できない集団が存在する。生涯学習の分野で ICT 教育は最重要課題の一つとしてあげられている。自治体レベルで存在し、コンピュータ設備の整った公共図書館は、チェコのプラハ市立図書館で開かれたコンピュータ講座や、「語られなかった物語」などのように、コンピュータスキルの学習の場として活用することができる。高い学費を払って民間教育機関に通うことなくコンピュータスキルを習得できる公共図書館での講座は移民にとって手軽に利用できるサービスである。

EU における生涯学習政策のなかで公共図書館の位置づけは他の教育・文化機関と区別して明確に提示されてはいないものの、生涯学習の実践の場として公共図書館が重要な役割を担っていることはさまざまな実践例からも明らかである。公共図書館が単独でサービスを提供するのではなく、他の機関との連携によって移民のニーズに対応したより充実したサービスが提供できる。地域レベルで存在する公共図書館は関連組織をまとめる中心的な存在となって活動の幅を広げていくことが期待される。

6.2 共通基本原則と図書館活動

2004年の欧州理事会で採択された移民の統合の分野に関する政策決定の枠組みを示した共通基本原則 CBP11 項目に関して、欧州委員会が具体的な政策内容として 2005 年に共通アジェンダを打ち出した。共通アジェンダの政策内容は、EU が加盟国に強要するものではなく、あくまでも各加盟国が国内の状況に応じて政策を決定し実施するための方針であり、各加盟国の主体性が求められる。つまり、CBP 自体は強制力を伴わないものの、加盟国レベル、更には地域レベルでの統合分野における政策決定にとって重要であり、実際に第 4 章、第 5 章で提示した加盟国の公共図書館における実践例は、共通基本原則に示された 11 項目の要素が密接に関係していると考えられる。EU の資金提供を受けた図書館における移民向けサービスの優良実践の内容と、CBP との関連性を見出すことができる。以下では、CBP と第 4 章、第 5 章で紹介した図書館における移民の社会統合へ向けた優良実践の例を照らし合わせ、その関連性を検討する。表 6-1 は CBP の 11 項目の主なポイントを示したものである（詳細な表は 3.1.1 に掲載した）。

表 6-1 共通基本原則 CBP の 11 項目

項目名	主なポイント
CBP1	移民と住民の双方向プロセス
CBP2	基本的な価値観の尊重
CBP3	雇用対策
CBP4	受け入れ社会の言語、歴史、制度の基本的な知識の習得
CBP5	教育政策
CBP6	移民の公的・私的財産、公共サービス、公共機関へのアクセス
CBP7	移民の文化に関する教育、都市環境における生活の質の改善によって生じる、移民と加盟国市民の間での頻繁な相互交流
CBP8	多様な文化や宗教の保証、保護
CBP9	地方レベルにおける移民の民主的社会と統合政策への参加の促進
CBP10	他の政策および政府や公共サービスのレベルにおける統合の要素
CBP11	政策の調整、統合の進捗状況の評価、情報交換のための目標の開発、指標、評価の仕組みの整備

典拠：欧州委員会報告書に基づき筆者作成 “Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social committee and the Committee of the Regions - A Common Agenda for Integration - Framework for the Integration of Third-Country Nationals in the European Union”. Commission of the European Communities. Brussels, 2005, p.5-12.

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2005:0389:FIN:EN:PDF>

(2013/10/22 参照)

(1) 「言語カフェ」

複数の国家で行われている「言語カフェ」プロジェクトに関しては、地域社会における言語の多様性に着目した言語プロジェクトであるため、CBP 4の内容にある受け入れ先の社会の言語の習得に関連していると言える。しかし、このプロジェクトは単に移民の言語習得だけを目的としているわけではない。出身が同じ移民同士が公共スペースに集い、母語での会話を楽しんだり、出身が違う移民同士が受け入れ先の言語で情報交換を行ったり、受け入れ先の社会の住民と移民が交流を深めたりといったコミュニケーションの場としても大きな役割を果たしている。移民と受け入れ先の社会市民の交流といった特徴は、CBP 7の移民と加盟国市民での頻繁な相互交流、さらにCBP 9の移民グループ間での対話、移民の経験談などの情報交換の促進といった要素も含まれている。さらに、このプロジェクトへの参加を通して、移民が公共スペースを積極的に利用するようになり、公共サービスへのアクセスのきっかけづくりに役立つとも考えられることから、CBP 6の公共サービス、公共機関へのアクセスにも貢献するプロジェクトであるといえる。また、地域住民とのコミュニケーションこそが社会参加へ向けた重要な要素である。その点に関して言えば、加盟国市民が移民との交流を通して地域の多様性に慣れ親しむとともに、移民が受け入れ先の社会に積極的に参加していくというプロジェクトの特徴はCBP 1の内容に該当する。

(2) 「語られなかった物語」

「語られなかった物語」は、成人教育の新しい形を提案する取り組みである。プロジェクト活動の中心となった電子書籍や言語学習ツールの開発により、移民がインターネットツールを用いて手軽に語学学習ができる環境が構築された。CBP 4の政策提案にあるeラーニングシステムの設置と一致する。また、システムの開発、改善という点ではCBP 6の政策提案の中にある情報ツールの発展にもつながる。さらに、プロジェクトによってもたらされた学習環境の中で移民が自らの経験談を発信するデジタルストーリー制作は、地域社会にとどまらず、全世界の人々に移民の体験談を通して社会の多様性を再認識させる活動である。CBP 1には受け入れ先の社会の人々の多様性に対する認識の拡大があげられているが、移民ではない受け入れ先の市民に対して移民についての理解と、自分たちが生活する社会の多様性の認識につながる実践であると言える。さらにプロジェクトの目的の一つである個人の学習活動の促進に関しては、CBP 5の移民に対する教育政策の一環であると言える。このプロジェクトへの参加を足がかりとして、若い世代の移民が地域社会への積極的に参加をすることが期待される。

(3) 「コミュニティセンター・ゲレロブ」

デンマークの公共図書館の実践である「コミュニティセンター・ゲレロプ」の大きな目標は、行政組織と地元の民間組織との新たな連携を生み出すことであった。地域の組織や行政機関から資金提供を受け、さらに個人や市民団体からのボランティアの協力を伴う実践である。民間組織の参加という点ではCBP1の多様性の維持における民間組織の役割の拡大、さらに加盟国市民と移民の交流が該当する。特に、加盟国市民の積極的な参加は、このプロジェクトの大きな特徴であり、移民に対して地域情報をさまざまな方法で提供するというプロジェクトの目的は、情報ツールの発展につながりCBP6に一致する。CBP7に関しては、住環境の改善という項目において、職業斡旋所や公共情報サービス、保健所の活動内容と一致している。公共図書館に関しては、場所としての価値、とりわけ子どもや若者のための安らぎの場所としての役割が大きく関係している。

(4) 「ワールド・イン・ヴェステルボッテン」

スウェーデンの「ワールド・イン・ヴェステルボッテン」プロジェクトは、移民が自分自身の経験について芸術作品を通して表現するという試み、さらにスポーツ、絵画などの手法を取り入れたカルチャー・キャンプの実施など、文化活動を通して公共図書館が移民の統合に貢献しようとする活動である。とりわけ若い世代に対するアプローチを積極的に行い、同世代の移民と加盟国市民の交流を促進させることで、コミュニティにおける異文化間の接点を強化することを目指した。これはCBP1の双方向のアプローチ、さらにCBP7の異文化間の対話、移民の文化についての加盟国市民の教育に資する。このプロジェクトの効果として挙げられている、教育機関や政策機関との統合の分野での連携は、CBP10にある他の政策における統合の要素を重要視した実践と言える。

(5) 「開かれた図書館」

スペインの「開かれた図書館」は、語学学習支援を中心とした図書館サービスの提供が行われた事例である。非スペイン語話者である移民だけを対象とするのではなく、移民ではない受け入れ先の社会の市民を対象としたサービス内容が盛り込まれたことに特徴がある。CBP4の移民の受け入れ社会の言語の習得という要素に加え、CBP8の移民の母語の奨励といった文化保護の要素も含まれる。

(6) 「すべての人のための図書館」

スウェーデン、チェコ、ドイツ、オーストリアで行われた「すべての人のための図書館」は、それぞれの参加図書館が地域のニーズに応じてさまざまな活動を行った。

スウェーデンのヨーテボリの公共図書館では、23種類の言語資料の収集、語学講座などCBP4やCBP8の言語、文化の政策に該当する実践が見られた。さらに図書館内の環境整備を行ったことはCBP7の都市環境における生活の質の改善に関する政策に該当する。また職

業訓練、コンピュータ講座を開設するなど、公共図書館内であらゆるサービスを受けられるようにしたことは、CBP 6 の公共、民間サービスの強化であるといえる。

チェコのプラハ市立図書館で行われた言語講座や言語資料の収集は、スウェーデンの事例と同様に CBP 4 に該当する。また、プラハ市立図書館の例の大きな特徴として、移民の支援活動を積極的に行うプラハ多文化センターとの協力が挙げられる。多文化センターの専門家との協力は CBP 6 の政策内容と一致する。

ドイツのフランクフルトの事例も CBP 4 に該当する言語プロジェクトが行われた。加えて、受け入れ先の社会の市民を移民向けのプロジェクトに巻き込むことで、地域の多様性を改めて認識する良い機会となったことから、CBP 1 の双方向からのアプローチと言えるだろう。

4 章、5 章で取り上げたそれぞれの事例に共通して言えることは、あらゆる人々が集まり、スペースを共有するという特徴から、公共図書館は移民と受け入れ先の社会の市民との相互交流の場として利用されているということである。つまり移民と加盟国市民の間の相互交流を目指す CBP 7 の要素が含まれており、結果として CBP 1 の移民、加盟国市民の双方向から統合問題にアプローチをする形となっている。統合とは、移民の積極的な社会参加を実現することである。市民同士の地域レベルでの交流を実現するために公共図書館がサービスの提供によって機会を作りだし、図書館でのプロジェクトへの参加をきっかけとして移民は社会参加に積極的になり、受け入れ先の社会の市民はプロジェクトでの経験を通して地域の多様性、移民の文化について興味を持つようになるといった、公共図書館が移民サービスを提供することで移民の社会参加が促進されるという流れが構築されていると言える。

図 6-1 は公共図書館サービスと CBP11 項目との関係性を表した図である。

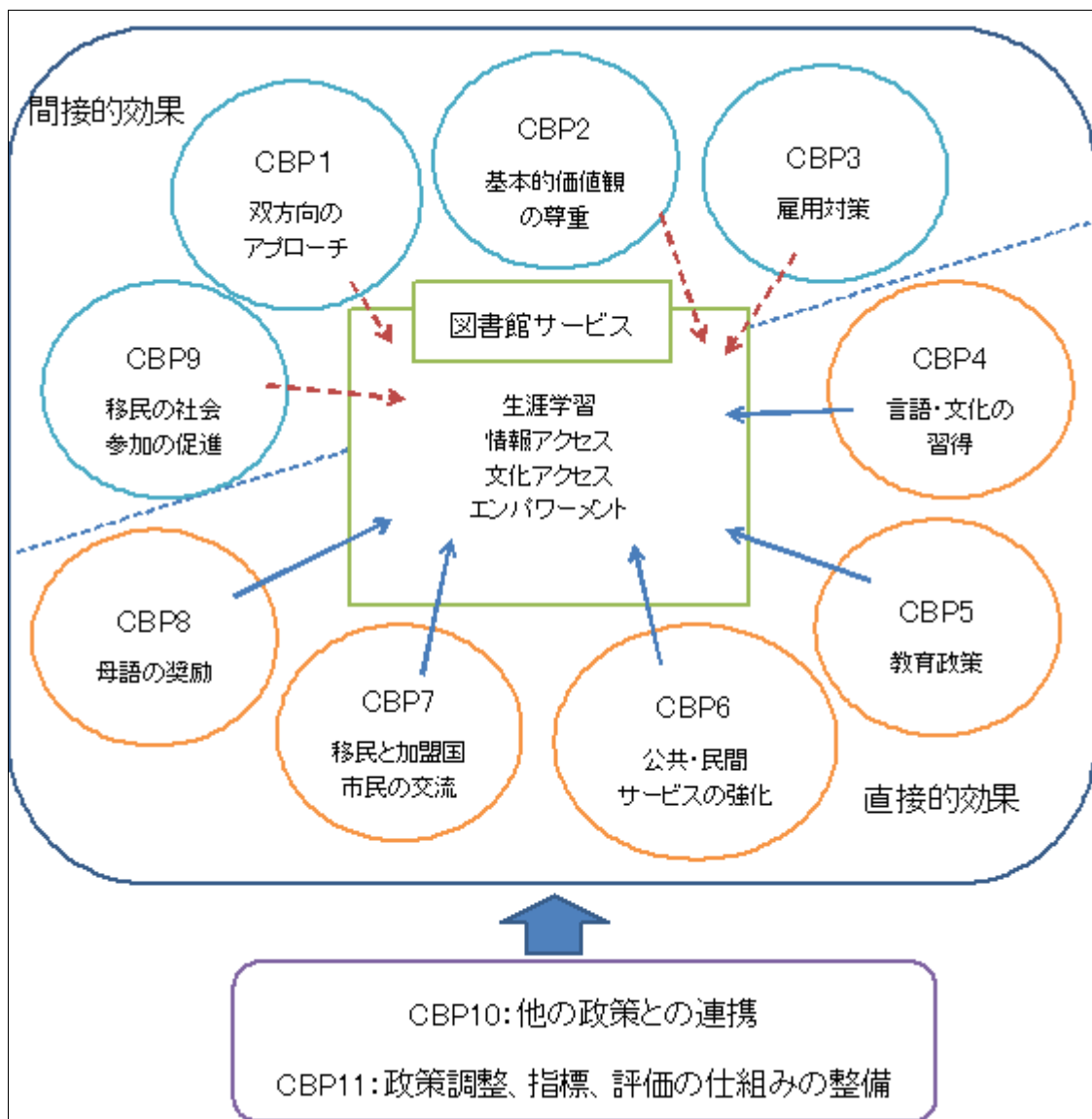


図 6-1 CBP と公共図書館サービスの関係図

言語・文化の習得、教育政策、公共・民間サービスの強化、移民と加盟国市民の交流、母語の奨励といった政策内容は、第 4 章、第 5 章で取り上げた公共図書館における実践例からもわかるように、具体的なサービスとなって実現されている。CBP の内容がサービスの内容が直結していると言える（直接的効果）。一方で、公共図書館のサービスとして EU の政策の一環で実践されている例はないものの、サービスを実践した結果、移民や加盟国市民、地域社会に CBP の項目である双方向のアプローチ、基本的価値観の尊重、雇用対策、移民の社会参加促進といった効果をもたらすことが考えられる（間接的効果）。EU の移民の社会的統合政策の一環で行われた公共図書館における取り組みは、CBP の項目に関して直接的、あるいは間接的に貢献し、地域における移民の社会的統合へ向けて貢献している。

おわりに

本研究では、EU の統合政策と生涯学習政策の全体像と公共図書館における移民を対象としたプログラムの事例を調査することで、EU における移民の社会的統合へ向けた政策にのなかで公共図書館が果たすべき役割を明らかにすることが目的であった。

第 1 章では研究の目的や対象、方法等、研究の枠組みを示し、本研究にとって重要となる用語の定義について説明した。

第 2 章では、EU における移民の社会的統合へ向けた政策の重要な要素である教育分野について、生涯学習政策である生涯学習プログラムと、そのなかでも移民に関連のある成人教育分野の「グルントヴィ」プログラムについて、その歴史的変遷と現在の制度を明らかにした。

第 3 章では、EU における移民の社会的統合政策について、これまでの政策の変遷と、現在の政策方針について明らかにするとともに、移民の社会的統合における教育政策の位置づけを明らかにした。

第 4 章では、移民の社会的統合へ向けた政策の一環として、EU から資金提供を受けて実施された公共図書館のプロジェクトの事例を、複数の国家の公共図書館が参加した事例と、一つの国の特定の公共図書館が行った事例に分けて紹介した。前者は、(1)「言語カフェ」、(2)「語られなかった物語」、(3)オップランド県図書館を中心とした多文化サービスの 3 つの事例を取り上げた。後者は、(1)デンマークの「コミュニティセンター・ゲレロブ」、(2)スウェーデンの「ワールド・イン・ヴェステルボッテン」、(3)スペインの「開かれた図書館」、(4)アイルランドのダブリン市立図書館の事例、(5)ベルギーの「言語図書館」の 5 つの事例を紹介した。

第 5 章では、生涯学習政策の成人教育分野の「グルントヴィ」プログラムの一環で資金提供を受け、スウェーデン、チェコ、ドイツ、オーストリアの 4 か国の公共図書館が参加した「すべての人のための図書館」について各公共図書館の事例を国別に紹介し、ドイツとチェコの参加図書館でのフィールドワークの成果を報告した。

第 6 章では、第 2 章と第 3 章で明らかにした、EU の生涯学習政策と移民の社会的統合へ向けた政策と、第 4 章、第 5 章で紹介した公共図書館における移民を対象としたサービスの実践例との関連性について、生涯学習政策の観点と、社会的統合へ向けた政策の観点からそれぞれ分析を行った。前半では、生涯学習政策における(1)アクティブ・シティズンシップ、(2)関連機関との連携、(3)情報通信技術の教育の 3 つのキーワードをもとに分析を行い、後半は、移民の統合政策における共通基本原則 11 項目と、各公共図書館プロジェクトの関連性について、それぞれのプロジェクトごとに分析を行った。

本研究は、EU における移民の社会的統合政策の中の公共図書館の明確な位置づけを明らかにすることはできなかった。EU が発行している社会的統合政策の報告書やウェブサイトの中には、公共図書館が移民の社会的統合へ向けての公共図書館の役割に関しての記述がなされていない。押村は、「EU は統合、拡大の過程において、経済・市場統合から金融・

政治統合へと進むにあたり、主権を機能的に分節化するというアイデアを採用していた」とする。これは、つまり「経済・金融、安全保障、内務・治安、農業、環境、科学技術、文化教育などの『政策領域』を区分けして、構成各国のこだわりの少ないもの、あるいは、合意が容易なものから共同管理を強化するという方向をたどった」¹¹⁸ということである。EUの公共図書館における移民を対象としたサービスに関して、EUの共同体の特徴が生涯学習政策、移民の社会的統合政策へとそのまま反映されていることが理由として考えられる。移民の問題については、各加盟国のこだわりの大きさではなく、問題の重要度が各加盟国によって異なっていることが理由であると考えられるが、いずれにせよ公共図書館に関する加盟国共通の政策構造は築かれていない。

本稿の第2章、第3章で示したように、教育政策、移民政策の分野において、EU加盟国は共通の方向性を見出し、「共同管理」を進めてきた。政策過程において、移民の社会的統合の重要性についても何度も言及されている。しかし、移民の社会的統合という観点から政策内容を見ると、細部の統一化、つまり、公共図書館や博物館など移民の社会的統合に大きく貢献できる文化機関がどのような役割を担うべきなのか、はっきりとした位置づけが提示されていないのが現状である。移民問題に関しては、加盟国ごとに、あるいは一国内でも地域ごとに、移民の人口、出身、社会的統合に関する問題はさまざまであり、共通の政策として具体的な公共図書館プロジェクトを全加盟国で取り組むことは不可能であろう。しかし、本研究によって、EUによる資金提供を受けたプロジェクトの実施が、移民を対象としたサービスの提供を開始するきっかけとなることが明らかになった。さらに、地域社会における移民の社会的統合に向けた取り組みの中で、公共図書館は移民の教育、住民同士の交流といったサービスの提供によって貢献し、図書館サービスの提供が移民の積極的な社会参加の促進に繋がることが明らかになった。公共図書館における取り組みが、EUが目指すアクティブ・シティズンシップといった理念の実現に貢献していると言える。各地域の公共図書館におけるプロジェクトの経験を加盟国間で共有する手段もすでに整備されている。今後、EUにおいて公共図書館の価値が再検証され、政策過程の中で明確な位置づけがなされることを期待したい。

118 押村高. “欧州統合と主権論争—実在論から機能主義へ—”. EU(欧州連合)を知るための63章. 明石書店, 2013, p.58.

謝辞

本研究を進めるにあたり、指導教員の吉田右子先生には終始細やかなご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。

フランクフルト市立図書館におけるフィールドワークの実施にあたっては、同図書館に勤務されているシルケ・シャーマン氏にご協力いただきました。誠にありがとうございました。

プラハ市立図書館におけるフィールドワークの実施にあたっては、同図書館勤務のレンカ・ハンスリコバ氏にご協力いただきました。心より感謝申し上げます。

最後に、論文執筆の際に多くの助言をくださった吉田研究室の徐有珍さん、和気尚美さん、木下朋美さん、森川万里さんに御礼申し上げます。

皆様の温かいご支援があつてこそ、本論文を書き上げることができました。ありがとうございました。

参考文献一覽

[A]

- “From Library to Community Centre” . Aarhus Municipality. 2007, 32p.
https://www.aakb.dk/files/file_attachments/24._juni_2010_-_925/ccg_rapport_uk_download.pdf (accessed 2013-09-27)

[C]

- “Census of Population 2011” . Central Statistics Office. 2011, 36p.
<http://www.cso.ie/en/media/csoie/census/documents/Prelim%20complete.pdf>
(accessed 2013-11-30)
- “Centros de Interés Cultural” . Comunidad de Madrid.
http://www.madrid.org/cs/Satellite?c=CM_InfPractica_FA&cid=1142625703425&language=es&pagename=ComunidadMadrid%2FEstructura&pid=1273078188154&pv=1142625798908
(accessed 2013-11-05)
- “Jornadas, mesas redondas y talleres” . Comunidad de Madrid.
http://www.madrid.org/cs/Satellite?c=CM_InfPractica_FA&cid=1142625703425&language=es&pagename=ComunidadMadrid%2FEstructura&pid=1273078188154&pv=1142625847393
(accessed 2013-11-06)
- “Communication from the Commission to the Council, the European Parliament, the European Economic and Social committee and the Committee of the Regions - A Common Agenda for Integration - Framework for the Integration of Third-Country Nationals in the European Union” . Commission of the European Communities. Brussels, 2005, 20p.
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:52005DC0389:EN:NOT>
(accessed 2013-10-22)
- “Communication on Immigration, Integration, and Employment” . Commission of the European Communities. Brussels, 2003, 58p.
<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2003:0336:FIN:EN:PDF>
(accessed 2013-06-13)
- “Policies on Immigration and the Social Integration of Migrants in the European Community” . Commission of the European Communities. Brussels, 1990, 49p.
http://aei.pitt.edu/1261/1/immigration_policy_SEC_90_1813.pdf (accessed 2013-06-13)
- “Joint report by the Commission and the Council on social inclusion” . Council of the European Union. Brussels, 2004-03-05, 216p.

http://ec.europa.eu/employment_social/soc-prot/soc-incl/final_joint_inclusion_report_2003_en.pdf (accessed 2013-14-18)

- Cudden , Jamie “Case Study on Diversity Policy in Employment and Service, Provision-Dublin, Ireland” . Dublin City Council. 2008, 33p.
http://ec.europa.eu/ewsi/UDRW/images/items/itpr_1097_814747705.pdf (accessed 2013-12-01)
- EU の基礎知識”. 駐日欧州連合代表部.
http://www.euinjapan.jp/media/magazine/magazine2010/10summer_html/(参照 2013-10-04)
- “「欧州 2020」：欧州委員会、欧州の新しい経済戦略を提案” . 駐日欧州連合代表部.
2010-03-03. <http://www.euinjapan.jp/media/news/news2010/20100303/110000/> (参照 2013-12-12)

[E]

- “The Stockholm Programme”. Europa.
http://europa.eu/legislation_summaries/human_rights/fundamental_rights_within_european_union/jl0034_en.htm (accessed 2013-09-15)
- “Strengthening actions and tools to meet integration challenges - Report to the 2008 Ministerial Conference on Integration” . EUROPA Press releases. 2008-10-08.
http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-08-612_en.htm(accessed 2013-01-28)
- “Education and Training for social inclusion” . European Commission. Luxembourg, 2010, 40p.
http://ec.europa.eu/education/pub/pdf/llp/llp10_en.pdf (accessed 2013-06-13)
- “EU action to make integration work” . European Commission.
http://ec.europa.eu/ewsi/en/EU_actions_integration.cfm (accessed 2013-09-15)
- “EU Funding” . European Commission.
<http://ec.europa.eu/ewsi/en/funding/publprogtenders.cfm> (accessed 2013-11-30)
- “Home Affairs-Integration” . European Commission.
http://ec.europa.eu/dgs/home-affairs/what-we-do/policies/immigration/integration/index_en.htm (accessed 2013-09-15)
- “How to find partners for Grundtvig actions?” . European Commission,
http://ec.europa.eu/education/grundtvig/partner_en.htm (accessed 2012-12-26)
- “Language library ” . European Commission.
http://ec.europa.eu/ewsi/en/practice/details.cfm?ID_ITEMS=33052 (accessed 2013-11-30)
- “Learning for Active Citizenship” . European Commission.

- http://ec.europa.eu/education/archive/citizen/citiz_en.html (accessed 2013-04-18)
- “Lifelong Learning Programme” . European Commission.
http://eacea.ec.europa.eu/llp/about_11p/about_11p_en.php (accessed 2012-12-26)
 - “Lingua Overview” . European Commission.
http://eacea.ec.europa.eu/static/en/overview/lingua_overview.htm (accessed 2013-05-16)
 - “Network of National Contact Points (NCPs)” . European Commission.
http://ec.europa.eu/research/participants/portal/page/nationalcontactpoint;efp7_SESSION_ID=WtpQSnRBgtBmSnPfpXSPpn5znqnysdJ1ht5hW8BDKtX29Qj9G0LC!-1207980626 (accessed 2013-10-23)
 - “Open Library” . European Commission.
http://ec.europa.eu/ewsi/en/practice/details.cfm?ID_ITEMS=29019 (accessed 2013-11-06)
 - “Planning and implementing your Grundtvig experience” . European Commission,
http://ec.europa.eu/education/grundtvig/planning_en.htm (accessed 2012-12-26)
 - “Tampere European Council 15 and 16 October 1999 Presidency Conclusion” . European Parliament.
http://www.europarl.europa.eu/summits/tam_en.htm (accessed 2013-09-15)
 - “The World in County Västerbotten” . European Commission.
http://ec.europa.eu/ewsi/en/practice/details.cfm?ID_ITEMS=19896 (accessed 2013-10-12)
 - “Untold Stories: learning with digital stories” . European Commission.
http://ec.europa.eu/ewsi/en/practice/details.cfm?ID_ITEMS=15463 (accessed 2013-09-20)
 - “Untold Stories: Learning with Digital Stories (Untold Story)” . European Commission.
http://eacea.ec.europa.eu/llp/project_reports/documents/grundtvig/multilateral_projects_2007/progess_reports_2007/gru_133823_untostory.pdf (accessed 2013-09-20)
 - “Världen i Västerbotten Ett integrationsprojekt drivet av Länsbiblioteket i Västerbotten” . European Commission.
<http://www.esf.se/Documents/V%C3%A5ra%20program/Integrationsfonden/Slutrapporter/Slutredovisning%20V%C3%A4rlden%20i%20v%C3%A4sterbotten.pdf> (accessed 2013-02-10)
 - “What does Grundtvig offer?” . European Commission.
http://ec.europa.eu/education/lifelong-learning-programme/grundtvig_en.htm

(accessed 2012-12-26)

[F]

- “City Hall” . Frankfurt. de.
http://www.frankfurt.de/sixcms/detail.php?id=stadtfrankfurt_eval01.c.123086.en
(accessed 2013-04-10)
- “Population” . Frankfurt. de.
[http://www.frankfurt.de/sixcms/detail.php?id=437171&ffmpar\[_id_inhalt\]=258871](http://www.frankfurt.de/sixcms/detail.php?id=437171&ffmpar[_id_inhalt]=258871)
(accessed 2013-04-10)

[H]

- 法令用語研究会編. “自然人” . 法律用語辞典. 第4版, 有斐閣, 2012, 1208p.
<http://www.jkn21.com/body/display/> (参照 2013-12-12)

[I]

- “社会的統合政策に基づく異文化間教育導入の課題” . 異文化コミュニケーション研究. 神田外語大学. http://www.kuis.ac.jp/icci/publications/kiyo/pdfs/15/15_01.pdf
(参照 2013-04-29)
- “多文化サービスの意義” . IFLA 多文化社会図書館サービス分科会.
<http://archive.ifla.org/VII/s32/pub/s32Raison-jp.pdf> (参照 2013-04-18)
- “What is Community Center Gellerup?” . IFLA.
<http://archive.ifla.org/IV/ifla73/papers/128-Hedelund-en.pdf> (accessed 2013-09-27)
- 石川真作, 渋谷努編. 周縁から照射する EU 社会. 世界思想社, 2012, 272p.

[K]

- 柿内真紀, 園山大祐. “EU の教育政策” . 日本教育政策年報. 第12号, 2005, p93-101.
- “総合調査「人口減少社会の外国人問題」” . 国立国会図書館.
www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2008/20080124.pdf (参照 2013-10-04)
- “多文化コミュニティ 図書館サービスのためのガイドライン 第3版” . 国際図書館連盟 多文化社会図書館サービス分科会.
<http://www.ifla.org/files/assets/library-services-to-multicultural-populations/publications/multicultural-communities-ja.pdf> (参照 2013-04-20)
- “Language Café” . Kungliga Tekniska högskolan library.
<http://www.kth.se/ece/avdelningen-for-bibliotekstjanster-sprak-och-kommunikation/sprak-och-kommunikation/verksamhet/sprakcafe-1.188630> (accessed 2013-05-14)

[L]

- “European Language Label” . Léargas.
http://www.leargas.ie/programme_main.php?prog_code=7019 (accessed 2013-12-09)
- “European Strategy for Multicultural Education progress report” . Library for All.
2009, p. 3.
http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/Public_report_ESME.pdf (2013-06-13 参照)
- “okay.zusammen leben regional report” . Library for All.
http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/ESME_Final_Report_Austria_English.pdf (accessed 2013-02-10)
- “okay.zusammen leben regional report Appendix1” . Library for All.
http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/ESME_Final_Report_Austria_English.pdf (accessed 2013-02-10)
- “Regional Report Frankfurt am Main” . Library for All.
http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/Regional_Report_Frankfurt_am_Main_Endversion_englisch.pdf (accessed 2013-04-10)
- “Regional Report MKC” . Library for All.
http://aa.ecn.cz/img_upload/c6c4a45f33523777ffa714b9a6fc7868/Regional_report_PRAGUE_ENG.pdf (accessed 2013-10-13)

[M]

- “About Library” . Municipal Library of Prague.
<http://www.mlp.cz/en/about-us/> (accessed 2013-03-10)
- “About Us” . Multicultural Centre Prague.
<http://www.mkc.cz/en/about-us.html> (accessed 2013-2-10)

[N]

- 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. “多文化サービス” . 図書館情報学用語辞典. 第3版, 丸善出版, 2007, p.148.
- “ユネスコ公共図書館宣言” . 日本図書館協会.
<http://www.jla.or.jp/portals/0/html/yunesuko.htm> (参照 2013-04-18)

[O]

- “New EU project to the County Library” . Oppland County Library.
<http://www.oppland.no/Fag-og-tjenester/Fylkesbiblioteket/Nyheter/Nytt-EU-prosj>

ekt-til-Fylkesbiblioteket1/ (accessed 2013-10-30)

- “Libraries in Oppland inclusion venues” . Oppland County Library.
<http://www.oppland.no/Fag-og-tjenester/Fylkesbiblioteket/Nyheter/Bibliotekene-i-Oppland-som-inkluderingsarenaer/> (accessed 2013-10-30)
- 押村高. “欧州統合と主権論争—実在論から機能主義へ—” . EU(欧州連合)を知るための63章. 明石書店, 2013, p56-59.

[S]

- 坂口緑. “現代ヨーロッパの生涯学習政策—欧州連合・「グルントヴィ」計画・多文化主義” 日本生涯教育学会年報. 日本生涯教育学会. 第33巻, 2012, p.215-232.
- “About SIU” . SIU.
<http://www.siu.no/eng/Front-Page/Global-menu/About-SIU> (accessed 2012-10-30)
- 園山大祐. “EUにおける教育政策の進展—第2次 SOCRATES/LEONARDO 計画の概要—” . 大分大学教育福祉科学部研究紀要. 第22巻第2号, 2000-10, p.591-597.
- 園山大祐. “EU(ヨーロッパ連合)にみる「ヨーロッパ・ディメンション教育」—SOCRATESの現状と「ヨーロッパ・ディメンション教育」の意味” . 九州教育学会研究紀要. 九州教育学会, 1996, p.189-196

[T]

- 辰巳浅嗣. EU—欧州統合の現在. 第2版, 創元社, 2007, 279p.
- 鶴田洋子 “グローバル化・地域化・国際化のもとの生涯学習の意義と課題—欧州連合の教育訓練政策を中心として—” . グローバリゼーションと社会教育・生涯学習. 東洋館出版社, 2005年, p. 236.

[V]

- “Addresses of libraries” . Vorarlberg unser Land.
<http://www.vorarlberg.at/pdf/adressenbuechereien.pdf> (accessed 2013-2-10)

[W]

- “okay.zusammen leben” . www.okay-line.
<http://www.okay-line.at/> (accessed 2013-03-10)

[Y]

- 吉田正純. “EU生涯学習政策とアクティブ・シティズンシップ—成人教育「グルントヴィ」計画を中心に” . 生涯教育・図書館情報学研究, 京都大学, 2009, vol.8, p.48-58.